

ODA EVALUATION HANDBOOK
ODA EVALUATION HANDBOOK

ODA評価ハンドブック

ODA EVALUATION HANDBOOK
ODA EVALUATION HANDBOOK

2025年(令和7年)1月
外務省大臣官房ODA評価室

目次

1 外務省の実施する ODA 評価の種類	1
(1) 政策レベルの評価	1
(2) プロジェクトレベル(事業レベル)の評価	1
(3) その他	2
(4) 被援助国政府・機関等による評価	2
2 ODA 評価の流れ	3
(1) 計画	3
(2) 実施	4
(3) 公表	9
(4) フィードバック	9
(5) フォローアップ	9
3 政策レベルの ODA 評価手法	10
(1) 評価の対象範囲	10
(2) 評価方法	11
ア 評価の枠組みの作成	11
イ 開発の視点からの評価	12
ウ 外交の視点からの評価	16
エ 評価調査・検証のための情報提供	20
(3) レーティング	20
(4) 提言と教訓	22
4 プロジェクトレベル(事業レベル)の ODA 評価手法	25
(1) 評価の対象範囲	25
(2) 評価方法	28
ア 評価基準	28
イ 評価調査・検証のための情報提供	35
(3) レーティング	36
(4) 提言	38
【参考資料 1】 目標体系図(参考例)	39
【参考資料 2】 評価の枠組み(参考例)	43
【参考資料 3】 提言(参考例)	47
【参考資料 4】 外交の視点からの評価(参考例)	50
【参考資料 5】 評価の種類・分類	55
【参考資料 6】 情報収集・分析、評価の手法(有効性(インパクト評価)を測る手法含む)	59
【参考資料 7】 国別評価における「開発の視点からの評価」情報源・情報収集手段(参考例) ..	65
【参考資料 8】 評価関連用語	69
【参考資料 9】 OECD/DAC 評価の品質基準	86

本ハンドブックでは、「ODA評価ガイドライン」(2025年1月作成)に基づいて行われる外務省大臣官房ODA評価室が実施するODA評価(第三者評価)の実施の流れ及び手法について、留意事項とあわせて解説する。

1 外務省の実施する ODA 評価の種類

日本のODA評価は、主に外務省と独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施している¹。両者は、ODA評価を効率的に実施するため、それぞれの評価対象を区別し、役割分担している。また、ODAに関する外務省の評価には、外務省組織令等に基づき実施する「ODA評価」と、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)に基づき実施する「[政策評価](#)」があり、実施体制や手続に違いがある²。外務省組織令等に基づき実施するODA評価の種類は以下のとおり。

(1)政策レベルの評価

ア 国別・地域別評価

国別評価は、当該国に対するODAの実施状況を検証し、当該国への日本の開発協力政策にフィードバックし、当該国への日本のODAに対する日本国民の理解を促進することを主な目的として実施している。また、評価結果を政策に反映させる観点から、可能な限り[国別開発協力方針](#)³の策定・改定予定年度の前年度又は前々年度に国別評価を実施することとしている。

イ 課題・スキーム(援助形態)別評価

課題・スキーム別評価は、当該課題・スキーム(援助形態)に対するODAの実施状況を検証し、当該課題別開発政策・スキーム等の管理・改善に貢献し、当該課題・スキームに関する日本の取組に対する国民の理解を促進することを主な目的として実施している。なお、2017年度まで実施されていたセクター別評価⁴については、ODA評価案件の絞り込みの結果、2018年度以降は原則実施せず、被援助国政府・機関による評価及び国別評価において取り扱うこととした。

(2)プロジェクトレベル(事業レベル)の評価

2016年度秋の行政事業レビュー(年次公開検証)等での指摘を踏まえ、外務省が実施する無償資金協力案件についても適正なPDCAサイクルの確保及び国民への説明責任を果たす目的から、供与額10億円以上の事業完了案件について、案件内容、対象地域、治安状況等に配慮しつつ、2017

¹ 外務省と JICA の役割については、外務省 ODA 評価ガイドライン【参考 3】(p.7) 参照。なお、ODA 関係の国内省庁でも「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)に基づき、それぞれの ODA 業務に関する自己評価を行っている。

² 政策評価法に基づき実施する「政策評価」については、外務省 ODA 評価ガイドライン【参考 4】(p.8) 参照。

³ 2010 年 6 月に外務省が発表した「ODA のあり方に関する検討最終とりまとめ」の中で、「国毎の援助の重点分野や方針をより一層明確にするため、国別援助計画を簡潔で戦略性の高いものに改編する。そのため、既存の国別援助計画と事業展開計画を統合し、その内容及び策定プロセスを簡素化・合理化した上で、原則として全ての ODA 対象国について策定する」ことが示され、2011 年度から原則として全ての ODA 対象国について国別援助方針の策定作業が始められている(2016 年 5 月、「国別援助方針」は「国別開発協力方針」に改められた)。

⁴ セクター別評価は特定の国・地域における特定の開発分野についての ODA 活動全体を対象とする評価を指す。

年度から予算上実施可能な範囲で第三者による評価を実施している⁵⁶。

(3)その他

上記以外でも、その時々々の必要性に応じ、ODA評価の改善や充実に向けた各種評価、調査等を随時実施している。

(4)被援助国政府・機関等による評価

被援助国政府・機関等による評価は、援助の受け手側が評価を行うことによって、日本のODAの公正さと透明性を確保すること、評価を通じて日本のODAに対する被援助国側の理解を促進すること、また被援助国側の評価能力を向上させることを目的としている。原則としてODA評価室や在外公館がODAの実績や被援助国側の評価能力等を考慮しつつ、評価者、評価対象等を決定し、被援助国政府関係者、研究機関、コンサルタント等が評価者となる。

在外公館は、評価者との契約締結、評価の進捗状況のフォロー等の役割を担う。また、評価終了後、在外公館は現地ODAタスクフォース、被援助国政府関係者等による「評価結果現地報告会」を開催し、評価結果をフィードバックする。

【合同評価】

被援助国、他ドナー、NGO等と合意が得られる場合は、合同評価として実施することもある。被援助国との合同評価では、評価者は、日本の外務省職員、被援助国政府関係者及び両国のコンサルタントで構成される。コンサルタントについては、被援助国の現地コンサルタントのみで実施する場合もある。他ドナー（国・機関）との合同評価では、評価者の構成は日本の外務省職員、他ドナー（国・機関）関係者及びコンサルタント。いずれも評価者の第三者性・中立性が確保される形式とすることが重要となる。

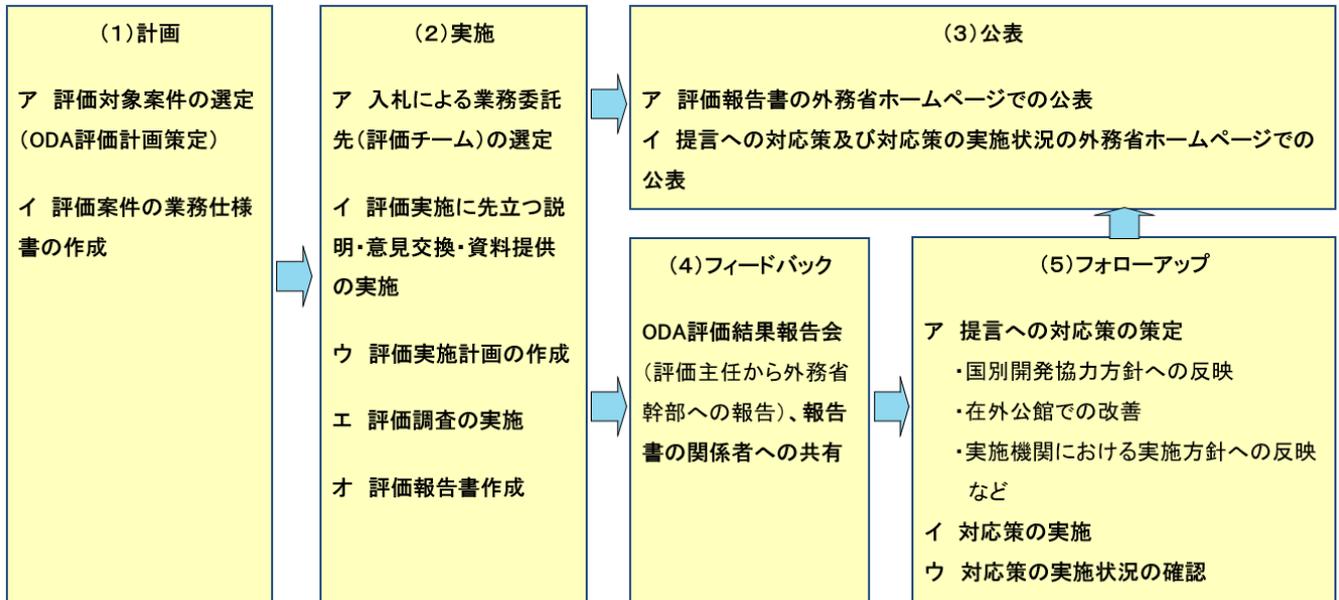
⁵ 外務省が実施する無償資金協力案件のうち、事業規模 2 億円以上 10 億円未満の完了事業については、内部評価の対象としている。

⁶ 外務省が実施するプロジェクトレベルの評価としては、この他に日本 NGO 連携無償資金協力事業の第三者による評価（2021 年度から実施）があり、国際協力局 NGO 協力推進室がガイドラインに基づいて評価を実施している。（日本 NGO 連携無償資金協力事業第三者評価ガイドライン https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html）

2 ODA 評価の流れ

外務省のODA評価(第三者評価)は、基本的に以下図1のとおり、計画、実施、公表、フィードバック、フォローアップのプロセスで実施する。

図1 ODA評価業務の流れ



(1)計画

ア 評価対象案件の選定(ODA評価計画の策定)

大臣官房ODA評価室は年度ごとにODA評価計画を策定し、評価対象案件を決定する。評価対象案件は、評価実施に際して協力を得る国際協力局や在外公館の状況・体制も考慮しつつ、原則として以下の基準に基づき選定する。

(ア) 政策レベルの評価

(i) 国別評価

- (a) 供与実績の大きい国(過去5年間の供与実績(平均値)上位国)
- (b) 評価実施年度の翌年度又は翌々年度に国別開発協力方針の改定が予定されている国(例えば、2026年度又は2027年度に国別開発協力方針の改定が予定されている場合は、2025年度の評価対象候補として検討)
- (c) 本邦からの第三者評価チームによる現地渡航調査が可能な国

(ii) 課題・スキーム別評価

- (a) 「[開発協力大綱](#)」の重点政策や同政策推進のための方策に係る「[開発協力白書](#)」に記載のある課題・スキーム
- (b) 政策・イニシアティブの中で評価実施の必要性が記載されている分野
- (c) 総理又は外務大臣が大規模なコミットメントを表明した課題・スキームで、成果を確認すべきもの

(イ) プロジェクトレベル(事業レベル)の評価

2013年度以降に交換公文を締結した外務省が実施する無償資金協力案件のうち、供与額が10億円以上の完了案件。

(ウ) その他の評価

ODA評価室の判断により、その時々々の必要性に応じて実施案件を選定する。

イ 評価案件の業務仕様書の作成

ODA評価室は、調達手続きに際し、外務省内の関係課室と協議の上、各評価案件の概要を記載した業務仕様書案を作成する。業務仕様書には、評価の目的・背景、評価対象・対象期間、基本的な評価方法、実施スケジュール等の評価を実施する際の基本的な内容を簡潔に記載する。その際、「開発協力大綱」に記された重点政策と関連性が高い評価対象国・地域や課題については、業務仕様書において、当該重点政策に関する成果達成状況の検証を求める旨明示する。

(2)実施

ア 入札による業務委託先(評価チーム)の選定

(ア) 選定方法

評価調査業務委託先(評価チーム)は、企画競争または一般競争入札(総合評価落札方式)により調達される。

(イ) 評価チームの構成

評価チームの構成は以下(i)～(iii)のとおり。応札するコンサルタントが当該評価案件にふさわしいと考える有識者(評価主任、アドバイザー)の内諾を得て構成する。可能な限りジェンダーバランスを考慮し、評価手法と案件に応じて対象国/地域・分野の知識を持つメンバーを組み合わせる形とする⁷⁸。

- (i) 評価主任:開発協力に関する評価を専門とする有識者1名
- (ii) アドバイザー(プロジェクトレベルの評価については不要):評価対象国/地域・分野を専門とする有識者1名
- (iii) コンサルタント:評価に関する専門的な知見と実績を有する者2名(総括、副総括)以上(プロジェクトレベルの評価については1名以上)

(ウ) 評価チーム内の役割

- (i) 評価主任:評価の総括的・指導的立場から、コンサルタントに対して情報収集・分析を含め、調査に関する指示を行うとともに、コンサルタントが行った調査・分析内容の検証を行い、評価報告書の柱となる提言や教訓を決定する。評価チームの代表として報告書の記述内容に最終的な責任を負い、年度末に外務省幹部等に対し、評価結果を報告する。

⁷ 本ハンドブック【参考資料9】『経済協力開発機構/開発援助委員会(OECD/DAC)評価の品質基準』2010(p.86)参照。

⁸ 「外交の視点からの評価」において、より充実した検証を行うために、開発・評価の専門家のみならず外交関係、国際情勢、地域情勢等に通じた有識者やコンサルタントを評価チームに含めることが望ましい。

- (ii) **アドバイザー**: 評価対象国・地域・分野の専門家として、コンサルタントが調査・分析、報告書作成を行うに当たり、評価主任の意向も踏まえつつ必要な助言を行う。
- (iii) **コンサルタント**: 評価に必要な情報収集・分析・報告書作成を含む評価調査業務全般について、主導的・中心的役割を果たす。質の高い評価報告書の作成のために必要な指示や助言を適時に評価主任及びアドバイザーに求める。コンサルタントの中に総括となる者を定め、総括はODA評価室と緊密に連携するとともに、評価主任、アドバイザーを含め、評価チーム内での十分な意思疎通を図り、評価チームとしての見解を整理する役割を担う。また、コンサルタントが2名以上の評価では、副総括となる者を定める。

イ 評価実施に先立つ説明・意見交換・資料提供の実施

評価実施に先立ち、ODA評価室からコンサルタントに対して業務に関する説明を行う。また、評価実施計画策定に先立ち、評価の対象範囲・検証項目の明確化を行う観点から、外務省の政策主管課室から概要を説明し意見交換を実施する。その際、政策レベル評価の場合は、評価対象のODA案件リストを、プロジェクトレベル評価の場合は、表10【[参考資料7](#)】(p.65)の資料一式を提供する。

ウ 評価実施計画の作成

(ア) 評価実施計画案の作成

評価チームは、評価の目的、評価対象・対象期間、評価方法、目標体系図(政策レベルの評価のみ)、評価案件概要表(プロジェクトレベルの評価のみ)、評価の枠組み⁹(評価基準ごとの検証項目、主な検証内容、情報収集先候補を盛り込む)及び作業工程が含まれる評価実施計画案を作成する。

(i) 開発の視点からの評価

開発上の目的に照らして政策・事業が妥当だったか(政策の妥当性)、目的を達成するためにどこまで効果が表れているか(結果の有効性)、政策・事業の妥当性や結果の有効性を確保するためのプロセスが適切だったか(プロセスの適切性)を客観的な立場から検証するための項目を示す。

(ii) 外交の視点からの評価

評価対象であるODA政策・事業を通じて貢献が期待される国益は何か(外交政策上の目的)に照らして、当該ODAの外交的な重要性を確認し、どのように国益の実現に貢献したのか(外交的な波及効果)を明らかにするための検証項目を示す。

(イ) 評価実施計画案についての意見交換・決定(第1回検討会の実施)

評価チームが作成した評価実施計画案の検討のため、外務省、JICA及び評価チームによる第1回検討会を開催する。同検討会では、評価チームは評価の実施計画案を提示して意見を求めるとともに、政策・事業主管課室からの評価・提言に対する要望・留意事項を把握し、必要に応じて評価実施計画案を修正する。検討会を通じて評価チームと外務省との間で評価対象、評価の枠組み(特に検証項目と検証内容)、評価チームへの提供が可能な非公開資料等について認識を一致させ、評価実施計画を決定する。

なお、インタビュー先候補及び検証項目・主な検証内容に関しては、調査業務実施中に変更が必

⁹ 評価の枠組みについては、本ハンドブック p.11、[3 政策レベルの ODA 評価手法](#)(2)ア「[評価の枠組みの作成](#)」参照。参考例は、本ハンドブック[【参考資料 2】](#)(p.43)参照。

要になる場合があるため、要すれば調査実施途中での変更を可能とする。ただし、それらを含め評価チームが第1回検討会を経て決定した評価実施計画の内容の変更を希望する場合は、事前にODA評価室に相談する。

エ 評価調査の実施

(ア) 情報収集・分析

評価の判断に必要な情報を効率的・効果的に収集するため、評価チームによる現地への渡航調査の有無にかかわらず、文献調査に加え、オンラインも含めインタビュー調査を必ず実施する。現地に渡航する場合は、現地でなければ入手しがたい情報(プロジェクト視察や公開情報では得られない統計データの入手等)を特定し、効率的に調査を実施する。情報収集・分析に当たっては、文献調査、インタビュー、事例研究等種々の手法があるが、複数の手法を組み合わせる三角測定(トライアングレーション)を行い、信頼性の高い情報の収集に努める¹⁰。

外交の視点について分析を深めるにあたっては、日本のODAへの批判的な視点も含めて、国内における対象国・分野の研究者へのインタビュー、現地の政治家やジャーナリストへのインタビューも情報源ととらえ、情報収集・分析を行うことが望ましい。

また、市民社会を含む様々な主体との連携・連帯を強化する観点から、日本のNGOを含む様々な開発協力のパートナーが評価対象国・分野における日本の開発協力や、評価対象案件に関連した支援活動を行っている場合には、可能な限り関係する個人・団体にもインタビュー調査を実施する。

(イ) 現地渡航による調査

評価チームが現地に渡航して調査を行う場合には、評価調査業務委託契約の締結後、速やかに現地渡航日程案をODA評価室に提示する。ODA評価室は外務省関係課室、在外公館等に現地の状況・予定等を照会し必要に応じて日程調整を行う。

(ウ) アポイントメントの取り付け

日本側外務省、JICA、関係省庁、被援助国政府関係者へのインタビューに際するアポイントメント取り付け(資料要求を含む)は、オンライン・対面にかかわらず、ODA評価室を通して調整する。右以外のアポイントメントの取り付けは、原則として評価チームが直接行う。アポイントメント取り付けに先立ち、評価の背景・目的をまとめた概要(1~2枚程度、日本語及び現地語または英語)を作成する。

インタビューに先立ち、評価チームは想定している質問事項について質問票(日本語及び現地語または英語)を作成し、ODA評価室に提出する。外務省(ODA評価室、関係課室、在外公館)は、外交政策、二国間関係等の観点から適切でない設問がある等の場合には、評価チームに修正を求める。質問票は外務省の了承を得た後、評価チームからインタビュー先に事前に送付する。

(エ) オブザーバーの同席

評価チームと相談の上、インタビューには必要に応じてODA評価室がオブザーバーの立場で同席する。オブザーバーの主な役割は、調査が民間コンサルタントのみによるものではなく、日本政府の

¹⁰ 定量的な目標が設定され、データが豊富にそろっている場合には、費用対効果分析、計量経済分析等の定量的な分析を用いることも検討する。

依頼によるミッションであることを示すこと、調査が計画に則って実施されていることを確認し、調査結果が報告書に反映されることを確認することにある。

オ 評価報告書作成

(ア) 評価報告書作成準備(第2回検討会の実施)

外務省、JICA及び評価チームは、調査実施後に第2回検討会を開催する。評価チームは外務省及びJICA関係者に対し、その時点までの調査結果を報告し、調査・分析結果を踏まえた評価報告書案(骨子)を提示の上、評価報告書作成方針を説明し、関係者に意見を求める。右骨子には、その時点までの評価調査結果を踏まえ、レーティング判断根拠、評価結果・提言のポイント、方向性等を記載する。特に、レーティングについては、評価結果の透明性を高める観点から、どのようなプロセスを経てそのレーティング判断に至ったかを明記する。例えば、「政策の妥当性」であれば、それぞれの検討項目(日本の上位政策との整合性、被援助国の開発ニーズとの整合性、国際的な優先課題との整合性、日本の比較優位性等)を項目ごとにレーティングをした上で、項目ごとに重み付けを行い、総合判断した等。

評価チームは、第2回検討会での意見交換を踏まえ、各種調査において収集した情報の分析・検証を行い、評価対象につき効果的・効率的であったと判断した事項を今後推進すべきグッド・プラクティスとして、改善すべき点があれば具体的な改善方法を、客観的な情報(具体的な根拠)をもって提言すべく、報告書の作成に着手する。

(イ) 作成文書

評価チームは、収集した情報を分析し、一連の作業の結果に基づき評価を行い、以下の評価報告書を取りまとめる。

- (i) 評価結果、提言を含め最大40ページ(プロジェクトレベルの評価は最大25ページ)に簡潔に取りまとめた和文報告書本文
- (ii) 上記(i)以外の詳細情報、各種参考資料等を取りまとめた30～最大60ページ(プロジェクトレベルの評価は最大30ページ)の報告書別冊
- (iii) 報告書本文の[英語版](#)(別冊の英訳は不要)

(ウ) 評価報告書作成に際しての留意点

評価報告書は、政策立案に携わる実務担当者が活用するが、国民への説明責任の確保という評価の目的に照らし、評価結果について広く国民に伝えるために、分かりやすく解説することが極めて重要である。このため、一般国民にとっての読みやすさを意識し、評価の専門家を対象とした膨大な分量の記述や、難解な用語・表現の使用は控え、図表、写真、カラー表示等も使い、全体として分かりやすい内容となるよう工夫する。また、極端に分量が少ない又は多い評価報告書については、評価報告書の質の低下や、国民にとって分かりにくい内容になることから、入札説明書で指定された分量の範囲内に収める。なお、評価報告書作成の詳細(書式、表紙、構成等)については、「外務省ODA評価(第三者評価)業務実施の手引き」(入札において関心表明を行った業者にODA評価室から配付)に記載しているので、評価チームは同手引きを十分に参照する。

(エ) 評価報告書最終稿の作成(第3回検討会の実施)

- (i) 評価チームが提出した評価報告書案は、ODA評価室が窓口となり、外務省関係課、現地調査を実施した国・地域にある日本の在外公館、JICA関係者に事実関係の確認を含めたコメント依頼を行う。
- (ii) 報告書案への関係者のコメントについて、評価チームによる対応方針を検討した上で、外務省及びJICA関係者の参加を得て第3回検討会を開催する。第3回検討会では、評価チームと外務省及びJICA関係者間で相互に事実関係や見解に関する説明を尽くし、認識の相違、争点の解消に努める。
- (iii) 評価チームは第3回検討会での議論を踏まえ、評価報告書最終稿を作成する。

【評価主任会議】

- 1 2018年度評価案件から、評価案件全体を見据えて、総合的で高い質の評価を確保するため、当該年度の評価案件の評価主任と、評価に高い見識を有する外部有識者(外務省が直接依頼。当該年度に実施している評価案件の一部について検討会への出席と専門的知見による助言を依頼。)の参加を得て「評価主任会議」を開催し、各評価案件における課題等について意見交換を行う機会を設けている。
- 2 評価主任会議は年間2回の開催を原則とし、第1回目は各評価案件の第1回検討会が終了した後に、第2回目は第3回検討会の前に実施する。
 - (1) 第1回評価主任会議の目的は、各評価案件の評価の枠組みが策定され、評価業務が開始されるタイミングにおいて、評価実施における留意事項や評価の枠組みについて横断的に意見交換を行い、各評価案件間で平準化することにある。
 - (2) 第2回評価主任会議の目的は、各評価案件の評価報告書を確定する前に、評価結果を導くロジックや争点、課題について評価主任・有識者間で意見交換を行い、確認することにある。

(オ) 評価報告書の内容

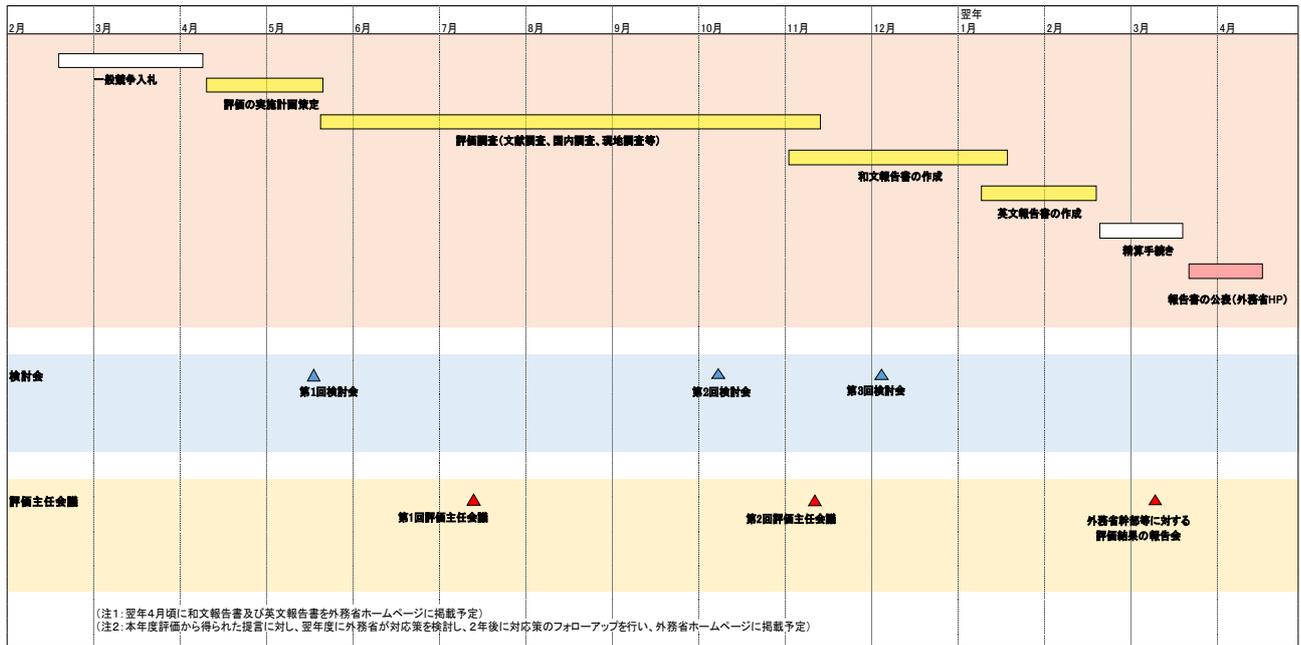
評価チームと関係者の間に意見の相違があり調整が困難な場合、第三者評価という性質に鑑み、評価チーム側に明らかな事実誤認や根拠の欠如がない限りは、基本的に評価報告書の文責がある評価チームの最終判断が優先される。ただし、評価チームの見解が政府の立場と大きく異なる場合等、特筆すべき見解の相違については評価報告書において両論併記することもあり得る¹¹。

関係者は、評価者の独立性を尊重し、評価判断自体に立ち入ることは避けるべきであるが、評価結果をその後の政策・実施へフィードバックしODAの管理・改善につなげるため、評価結果の受け取り手である外務省及びJICAの意見にも一定の配慮がなされ、客観的でバランスの取れた内容かつ実現可能性のある提言を含む評価報告書が作成されることが重要である。

なお、評価報告書記載内容(評価結果)の文責は評価チームにある一方、評価チームから外務省に最終的に提出される評価報告書の著作権は外務省に帰属する。

¹¹ 本ハンドブック【参考資料9】中の3.15「利害関係者の意見聴取」(p.90)参照。

図2 ODA評価(第三者評価)の計画・実施に関連する作業スケジュール
(案件や実施年度により変動がありうる)



(3)公表

ア 評価報告書の外務省ホームページでの公表

評価報告書は、外務省ホームページに掲載されることにより公表される。

イ 提言への対応策及び対応策の実施状況の外務省ホームページでの公表

提言への対応策及びそのフォローアップ状況は、外務省により取りまとめられ、毎年度のODA評価年次報告書が外務省ホームページに掲載されることにより公表される。

(4)フィードバック

評価報告書は、外務省関係課室、関係在外公館及びJICA関係先に共有される。また、評価主任は、担当した評価の結果及び提言・教訓に最終的な責任を負う者として、評価実施年度末に実施される「ODA評価結果報告会」にて外務省幹部等に直接報告する。

(5)フォローアップ

ア 提言への対応策の策定

評価実施の翌年度に提言に対する外務省としての対応策が策定される。

イ 対応策の実施

外務省関係課室、関係在外公館、JICA等において対応策を実施する(国別開発協力方針の改定の際に、当該国に関する評価の結果・提言を反映する等。)

ウ 対応策の実施状況の確認

提言が出された評価実施年度の翌々年度には、対応策の実施状況が確認される。

3 政策レベルの ODA 評価手法

本項では、政策レベルを対象としたODAの第三者評価(国別・地域別評価、課題・スキーム別評価)の基本的な手法について説明する。

(1) 評価の対象範囲

ア 目標体系図¹²の作成

評価チームは、業務仕様書で指定された評価対象・対象期間の範囲において、政策の妥当性や結果の有効性を検証するため、ODAに関する各種基本方針や計画を基に、政策目標を体系的に整理して簡潔に示した目標体系図(ロジックモデル)を作成する。

イ 評価対象・対象期間の確認

評価対象・対象期間は業務仕様書で指定されているが、評価対象国・分野に対する協力案件が多く、協力分野も多岐にわたる場合、評価チームは外務省と協議の上、政策上特に重要な分野を重点的に評価することも可能。また、評価対象期間を長く設定すると十分な検証が難しい可能性があるため、期間は概ね過去5年程度を目安とするが、より長期的な検証が適切かつ可能な場合には、外務省と事前に協議の上、5年以上を対象期間とするか、または過去5年より前に完了済みの協力案件・分野を部分的に評価対象に含めることも可能。

ウ 留意事項

(ア) 国別・地域別評価

国別・地域別評価については、国別開発協力方針(旧称:国別援助方針)や事業展開計画を参照し、当該国に対するODAの政策目標を体系的に整理して簡潔に示した図(目標体系図)を作成する。同方針が策定されていない国の場合には、当該国の事業展開計画等の資料を参考とし、当該国に対するODAの基本方針や重点分野を基に目標体系図を作成する。目標体系図を作成する際には、国別開発協力方針で示される基本方針(大目標)、重点分野(中目標)、事業展開計画に示される開発目標(小目標)及び協力プログラムが、各々どのような変化を目指し、目標は如何に達成されるか、どのような外部要因から影響を受けるのか、「効果発現の道筋」を、既存資料や主管課室等からの情報に基づき、可能な範囲で整理する¹³。

地域別評価においては、地域別支援政策があれば参照し、また、同政策が策定されていない場合は、開発協力白書、分野別開発政策、当該地域の国別開発協力方針、事業展開計画等の関連資料

¹² 「目標体系図」の参考例については、本ハンドブック【参考資料1】(p.39)を参照。

¹³ 「効果発現の道筋」の整理方法としては、セオリーオブチェンジの考え方を取り入れるのも有用である。参考例としては本ハンドブック【参考資料1】(p.40)参照

を参考に目標体系図を作成する。

(イ)課題・スキーム別評価

評価対象となる開発協力課題やスキーム(援助形態)の政策目標を体系的に整理し、簡潔に示すことを念頭に置いて目標体系図を作成する。国別・地域別評価同様、目標は如何に達成されるか、どのような外部要因から影響を受けるのか、「効果発現の道筋」を、既存資料や主管課室等からの情報に基づき、可能な範囲で整理するよう努める。

(2)評価方法

ア 評価の枠組みの作成

評価チームは、評価方法の決定に際し、評価基準、検証項目、検証内容、情報収集先等をわかりやすく整理した評価の枠組み¹⁴を策定し、これに即して評価を実施する。

外務省ODA評価では、以下イ、ウに詳述するとおり、「開発の視点からの評価」では「政策の妥当性」、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」の3つの基準を、「外交の視点からの評価」では「外交的な重要性」及び「外交的な波及効果」の2つの基準を用い、それぞれの基準において検証項目と検証内容を設定し、各検証項目を検証内容に基づいて分析し、総合的に評価する方法を採っている。各評価基準における検証項目・検証内容は、以下(ア)、(イ)に留意しつつ、以下イ、ウを参考に評価案件の特質を考慮した上で評価チームが策定し、評価実施計画案に含めて提案し、外務省・JICAとの協議を経て確定する。

上記の評価基準は、それぞれ独立した評価基準であり、例えば、政策の妥当性、結果の有効性の検証結果が良い／悪いことをもって、自動的にプロセスの適切性が良い／悪いと結論づけることは適切ではない。

また、「開発の視点からの評価」で検証した結果、「外交の視点からの評価」の検証に活用できる項目がある場合は、積極的に活用する。

(ア)国別・地域別評価

国別開発協力方針(旧国別援助方針)の文言に基づき杓子定規に評価を行うのではなく、これらに体现されている日本の開発協力政策が、どのような成果を上げてきたか(上げてこなかったか)、その要因は何か、といった点を詳細に検証することが重要である。

地域別評価の場合は、広域を対象とした検証とは別に、事例研究(ケーススタディ)のための国を2か国程度取り上げて具体的に分析し、その分析結果を評価に用いることも効果的である。

(イ)課題・スキーム(援助形態)別評価

評価対象の分野における横断的な検証に加え、事例研究(ケーススタディ)のための国を2か国程度(地域単位も含む)取り上げて具体的に分析する。また、特定のスキームが評価対象となる場合は、スキームによって評価の観点が異なるため、各評価基準の検証項目を柔軟に検討する。

¹⁴ 「評価の枠組み」の参考例については、本ハンドブック【参考資料2】(p.43)参照

イ 開発の視点からの評価

開発の視点からの評価においては、「政策の妥当性」、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」の3つの評価基準において、それぞれ検証を行う。

(ア)「政策の妥当性」での検証

- (i) 評価対象となる政策について、日本の上位政策、国際的な優先課題(特に持続可能な開発目標(SDGs)や、国際社会の取組、援助潮流等)、被援助国の開発ニーズとの整合性、日本の比較優位性等を検証する。
- (ii) DAC評価基準に追加された「整合性」の観点から、開発政策のみならず、人道支援政策、教育政策等の関連する諸政策との一貫性も検証する。
- (iii) 新興ドナーの存在が大きくなっていることについては国民の関心も高いことから、日本の比較優位性については、比較優位の高い分野への選択と集中のほか、特に評価対象国又は分野において影響力の大きい新興ドナーの動向及びその政策との比較が可能な場合、これを分析する。
- (iv) 政策の妥当性の分析は、例えば開発協力大綱(2023年)の重点政策、国別開発協力方針やSDGsの目標等の文言のみ捉えて、形式的に整合性があるとするような安易な検証は避け、それらの趣旨に適切に沿った形で実施され、日本の当該開発政策や関連政策の戦略的な一貫性が担保されているか詳細に検証する。

(イ)「結果の有効性」での検証

- (i) 評価対象となる政策について、インプットからアウトプット、アウトカムに至る流れを踏まえ、実際にどこまで効果が現れているかを検証する。
- (ii) DAC評価基準の「有効性」の定義の修正に鑑み、アウトプット、アウトカムの検証に際し、ジェンダーや民族等、様々な裨益グループへの異なる影響(包摂性)にも留意する。DAC評価基準の「持続性」の定義の修正に鑑み、アウトカム、インパクトの検証においては、環境面での持続可能性にも留意する。DAC評価基準に新たに追加された基準「整合性」に鑑み、開発協力大綱(2023年)の重点政策のうち、評価対象に関連性の高い重点政策への貢献・影響について可能な限り検証する。その際、例えば緊急人道支援や平和構築支援の評価においては、切れ目のない支援が行われたか等、日本を含むドナー間の関連する復興支援や開発援助との継続性や整合性についても可能な限り検証する。
- (iii) 日本の開発協力政策には指標が設定されていない場合が多いため、評価実施計画の作成段階で関連情報に基づき指標(定量/定性)を設定する必要がある。その際、目標体系図に基づき検証すべき重点分野の絞り込みを行い、情報を整理し分析を行うことが重要である。重点分野の支援の効果及び政策目標への貢献を定量的に示すことが可能な分野に着目し、分析対象分野を選定することも一案。日本からの援助の有効性を把握する際、他ドナーや周辺国との関係、被援助国の政治・経済動向、国際機関やNGOといった利害関係者によるインプットもあり、開発成果は様々な外部要因も含めた帰結であることに留意する。
- (iv) 開発協力政策の実施の効果やその貢献度を客観的に検証し、より有益な政策形成への提言につなげるため、JICAの事業評価の結果も含め公表されている利用可能なデータ・資料がある場合には、以下表1に示した定量的及び定性的分析を行うことが有意義である。また、近年、JICAは事業評価の指標設定を充実させ、これに基づく定量的評価を実施しており、外務省ODA評価

においても定量的分析を通じ客観性を高める必要が指摘されている¹⁵。したがって、特に国別評価において、JICAで実施している事業評価結果のデータ・情報を効果的に活用することで、国別開発協力方針(旧:国別援助方針)の事業展開計画・小目標及び協力プログラムでの検証を充実させ、有益な評価・提言を導き出す等、外務省、JICAがそれぞれ行う評価の間の効果的連携を図ることが望ましい¹⁶。

- (v) 定量的分析については、インプット及びアウトプットの分析については日本のODAの実績との因果関係及び関連性を示すことは比較的容易であるが、アウトカム・インパクトの効果の検証¹⁷においては、他ドナーによる支援、外的要因等の影響もあることから、日本のODAの貢献度を示すにあたっては、他の要因についても分析を行い、当該国における日本のODAの位置づけを明確にし、アウトカム・インパクトへの貢献の分析には制約があることを明示することが不可欠である。インプットについては、単純に投入量の大小で検証するのではなく、評価対象のODAの目標・目的の達成に向けて、適切なアウトプットを生むためのインプットが行われたか、その位置づけを明確にすることが重要である。例えば、小さなインプットにより最終的に大きなアウトカムを出している場合は、「費用対効果が高い」と結論づけられることになる。
- (vi) さらに、一定の前提条件を満たす場合には、対象国政府の取組や他ドナー・国際機関などの支援も含めた効果の実現過程を明らかにすることにより、日本のODAの個々の事業単位での成功にとどまらず、特定セクター全体に対する貢献度を評価する方法もある。対象国政府の開発政策等において特定セクターにおける代表的な指標を含むプログラムが定められており、かつ同指標の達成度を測るデータが入手できることが前提条件となるが、他ドナーの支援等も含めた効果の実現過程を明らかにすることが可能かつ有意義な場合には、対象国のセクター全体への日本のODA事業の貢献度を評価するべくプログラムの評価の実施も検討する。¹⁸
- (vii) インパクトの検証においては、評価案件毎の特質に応じ、ODAが触媒となり民間投資促進等の波及効果が得られたかについても検証する。

¹⁵ 2015年度ODA評価「ODAにおけるPDCAサイクルの評価」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157392.pdf> 提言 4-2-4 参照。

¹⁶ 2017年度ODA評価案件では、「カンボジア国別評価」及び「ウガンダ国別評価」で協力プログラムレベルでの検証の充実が確認できる。前者評価では、セクター、サブセクターに指標が存在し、日本の支援の比重が比較的高い分野であれば効果を確認しやすいこと、後者評価では、被援助国のデータの制約、統計や指標設定の不備があると検証が限定的になる点などが評価主任より教訓として指摘されている。

¹⁷ 開発援助のインパクトを測る際には、階層系図・論理系図を使用することで、各プロジェクトと政策・プログラムとの因果関係を鳥瞰することが可能である。また、対象が全世界にわたり、具体的な因果関係を捉えることが困難な場合は、計量データを使用して状況の変化と援助投入の関係を回帰分析で説明する計量アプローチ、あるいは、1か国をケーススタディとして分析し、具体的に論じる方法も有効である。

・有効性(インパクト)を測る手法については、本ハンドブック【参考資料6】の3(p.61)を参照

例:2014年度外務省ODA評価「保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076535.pdf>

例:2015年度外務省ODA評価「『日本の教育協力政策2011-2015』の評価」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157390.pdf>

¹⁸ 2023年度外務省ODA評価「バングラデシュ国別評価」では、事業展開計画における「協力プログラム」に限定せず、電力・道路の各セクターにおいて他ドナーも参加するセクター全体のプログラムの評価を試みた。同評価では、セクター全体のプログラムの評価が可能な場合には、まずそれを行ってから、個々の事業の評価結果を統合する形で、「協力プログラム」の評価を別途行うことが望ましいとし、セクター全体のプログラムの評価の結果を「協力プログラム」の評価に活用する方法も考察している。2023年度外務省ODA評価「バングラデシュ国別評価」報告書本文

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100649064.pdf> p.29-30,41-42 及び同別冊

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100649065.pdf> p.32-49 参照。

表1 標準的な結果の有効性の分析の例

	インプット	アウトプット	アウトカム
定量的分析	対象国の当該分野の開発予算／実績額に対する日本のODA支援額(支援内容)	対象国のインフラ整備実績に対する日本のODA支援によるインフラ整備実績(例:対象国で整備された道路総延長に対する日本の支援で整備された道路総延長)	対象国での当該セクターの開発指標の改善状況に対する日本のODA支援による当該セクターの開発指標の改善状況(例:当該国全体の交通量の変化に対する日本が支援を行った地域における交通量の変化)
定性的分析	対象国の当該分野の開発予算／実績額に対する日本のODA支援額(支援内容)	対象国の対象分野の人材に対する日本のODA支援で育成された人材(例:対象国の農業普及員の人数に対する日本のODAで育成された農業普及員の人数、農業普及員の能力向上)	対象国での当該セクターの開発指標の改善状況に対する日本のODA支援による当該セクターの開発指標の改善状況(例:日本のODA支援で導入された営農モデルの普及状況、灌漑農業による作付面積の変化)

(ウ)「プロセスの適切性」での検証

- (i) 開発協力政策策定プロセス、開発協力実施プロセス及び開発協力実施体制の適切性について検証する。その際、政策の妥当性及び結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたかを検証し、日本の経験や知見等を活かした開発の課題設定、開発のプラットフォームの形成・活用、様々な主体との連携・連帯の強化、日本の強みを活かした協力といった開発効果を高めるためのプロセスを分析することで、政策と実施の戦略的な一貫性の強化に資する評価結果・提言を導く。分析においては、被援助国との協議、民間企業、公的金融機関、他ドナー、国際機関、NGO、地方自治体、大学・研究機関等との調整・連携等のプロセスについて分析を深める。また、供与(プレッジ)のタイミング、広報内容・方法の適切性等の分析も、実施プロセスの検証において重要である。さらに、開発協力環境を巡る変化や不測の事態に柔軟かつ適切に対応できた等の適応性についても検証する。開発協力大綱(2023年)の「III. 実施」、「2. 開発協力の適正性確保のための実施原則」のうち、評価対象に関連性の高い実施原則に照らした配慮・工夫についても可能な限り検証する。
- (ii) 政策の形成・実施プロセスの確認においては、かかるプロセスや協議・調整・連携についての記録の有無のみにより形式的にプロセスの適切性を判断せず、被援助国、他ドナー、国際機関及びNGOなどへのインタビュー等を通じて実態を把握するよう努め、政策の妥当性及び結果の有効性が確保されるようなプロセスが実質的に取られていたかを確認する。

表2 各評価基準における検証項目の例

評価基準	検証項目例	
	(国別評価)	(課題・スキーム別評価)
政策の妥当性	<p>(i) 日本の上位政策との整合性、上位政策に照らした必要な重点化が図られているか(政策策定時点だけでなく、評価対象期間においても適当か。開発政策のみならず関連する諸政策との戦略的一貫性を含む。)</p> <p>(ii) 被援助国やその国民の開発ニーズとの整合性</p> <p>(iii) 国際的な優先課題との整合性(SDGsをはじめ、国際社会の取組・援助潮流との関連性)</p> <p>(iv) 他ドナーの援助政策との関連性(他ドナーとの相互補完性、差別化(特に対象国・分野で影響力の大きいドナーとの関係))</p> <p>(v) 日本の比較優位性(日本の比較優位のある分野への政策の選択・集中)</p>	<p>(i) 日本の上位政策との整合性(政策策定時点だけでなく、評価対象期間においても適当か。開発政策のみならず関連する諸政策との戦略的一貫性を含む。)</p> <p>(ii) 被援助国の開発ニーズとの整合性</p> <p>(iii) 国際的な優先課題との整合性</p> <p>(iv) 日本の比較優位性</p>
結果の有効性	<p>(i) 当該国の重点分野に対してどの程度の財政的、人的及び物質的な資源が投入されたか(日本の開発協力関連予算の中の位置づけも含む)、日本の実績が他ドナーとの比較で被援助国の開発予算のどの程度を占めているか、外務省の政策主管課室より説明のあった当初設定された目標・目的に向けて、適切なアウトプットを生むための投入であったか(インプット)</p> <p>(ii) 上記投入の結果、当初設定された目標に向けてどのような財・サービスが生み出され、どの程度計画どおりに援助が行われたか(アウトプット)</p> <p>(iii) 一連の援助の結果、当初設定された目標がどの程度達成され、どのような短・中・長期的な効果があったか(援助の成果の被援助国等による更なる展開や、他の主体との連携拡大につながるなどの質的な波及効果にも着目する)(アウトカム・インパクト)(iv) 様々な裨益グループへの影響(包摂性)、環境面での持続可能性、評価対象に関連性の高い開発協力大綱(2023年)の重点政策への貢献・影響(アウトカム・インパクト)</p>	<p>(i) 当該分野関連の援助の実績が、国際社会、特定国、特定地域の中でそれぞれどの程度を占め、いかなる効果があったのか(援助の成果の被援助国等による更なる展開や、他の主体との連携拡大につながるなどの質的な波及効果にも着目する)</p> <p>(ii) 当該スキームの実施要領等に定められた目的がどの程度達成されたのか</p> <p>(iii) 様々な裨益グループへの影響(包摂性)、環境面での持続可能性、評価対象に関連性の高い開発協力大綱(2023年)の重点政策への貢献・影響(アウトカム・インパクト)</p>

<p>プロセスの適切性</p>	<p>(i) 国別開発協力方針等の政策策定・実施プロセスの適切性(相手国ニーズの把握やモニタリング、開発の課題設定、開発のプラットフォームの形成・活用等の適切性を含む)</p> <p>(ii) 援助実施体制の適切性(現地ODAタスクフォースなど関係機関の援助実施体制、相手国側の受け入れ体制も含む)</p> <p>(iii) 民間企業、公的金融機関、他ドナー、国際機関、NGO、地方自治体、大学・研究機関など多様な主体との効果的な連携・連帯(二国間協力と国際機関やNGOを通じた協力の組み合わせの適切性を含む)</p> <p>(iv) ニーズ・状況の変化に伴い、適時に援助を実施するために適切に援助が管理されたか(障壁を乗り越え遅延を防ぐための取組も含む)</p> <p>(v) 広報、情報公開の適切性</p> <p>(vi) 相手国の特徴・特性や、開発協力大綱(2023年)の「III. 実施」、「2. 開発協力の適正性確保のための実施原則」のうち、評価対象に関連性の高い項目に照らした配慮・工夫</p>	<p>【特定の開発協力分野を対象とする場合】</p> <p>(i) 開発協力大綱や分野別開発政策に示された重点課題に対する具体的な取組</p> <p>(ii) 被援助国との協議</p> <p>(iii) 関係機関の援助実施体制</p> <p>(iv) 政策の実施状況を定期的に把握するプロセス、民間企業、公的金融機関、他ドナー、国際機関、NGO、地方自治体、大学・研究機関など多様な主体との効果的な連携・連帯(二国間協力と国際機関やNGOを通じた協力の組み合わせの適切性を含む)</p> <p>(v) ニーズ・状況の変化に伴い、適時に援助を実施するために適切に援助が管理されたか(障壁を乗り越え遅延を防ぐための取組も含む)</p> <p>(vi) 広報、情報公開の適切性</p> <p>(vii) 開発協力大綱(2023年)の「III. 実施」、「2. 開発協力の適正性確保のための実施原則」のうち、評価対象に特に関わりの深い項目に照らした配慮・工夫</p> <p>【特定のスキーム(援助形態)を対象とする場合】</p> <p>(i) スキーム運用のためのガイドラインの整備状況、</p> <p>(ii) 関係機関の援助実施体制</p> <p>(iii) モニタリングやフォローアップの実施状況</p> <p>(iv) 民間企業、公的金融機関、他ドナー、国際機関、民間、NGO、地方自治体、大学・研究機関など多様な主体との効果的な連携・連帯</p> <p>*課題・スキーム別評価については、通常、2か国程度のケーススタディ国を設定するところ、国別評価の検証項目も参照する。</p>
-----------------	---	--

ウ 外交の視点からの評価

外交の視点からの評価においては、「外交的な重要性」及び「外交的な波及効果」の2つの基準において、それぞれ検証を行う。

近年、ODAの供与が日本の国益にとって如何なる意義があるのかについて国民の関心は一層高まっているため、なぜ当該国・分野にODAを供与する必要があるのか、国民に対して従来以上に分かりやすい形で丁寧に意義を説明し、ODAに対する国民の理解と支持を得ることが不可欠である。「外交的な重要性」では評価対象となる開発協力政策の外交上の位置づけ・目的を確認し、それに照らして、「外交的な波及効果」では例示された検証項目の中から絞り込んだ項目について重点的に情報収集を行い、検証する。

外交の視点からの評価は、外交の専門家ではない評価チームが主に公開情報に基づいて分析を

行うことから、外務省から評価チームに対し、当該ODAはどのような国益に貢献するための、どのような外交政策上の意図・目的を有しているのか、なぜ重要なのか、どのような外交上の成果を上げているのかを説明し、評価チームは外務省の説明を客観的な立場から検証する。

外交の視点からの評価の目的や基本的な検証方法は以下のとおり。

(ア)外交の視点からの評価の目的

以下の外交の視点からの評価の目的を理解し、それに沿って評価を実施する。

日本国内の厳しい経済・財政事情の中、国民の貴重な税金を使用して実施するODAについては、被援助国の開発に役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」からの評価を行うことが重要である。「開発協力大綱」(2023)も、「我が国の外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用する。」としている。これらを踏まえ、「国民への説明責任」を果たすために、評価対象となるODAが日本の国益にどのように貢献することが期待されるかを確認し(外交的な重要性)、当該ODAが国益の実現にどのように貢献したのか(外交的な波及効果)を明らかにするために、外交の視点からの評価を実施する¹⁹。

(イ)「国益」の内容

「外交の視点からの評価」を適切に実施するためにも、各評価案件において、評価対象となる開発協力政策を通じて貢献が期待される国益の内容を確認する必要がある。貢献が期待される「国益」が何かについては、外務省の政策主管課室から評価チームに説明する。

客観的な確認にあたっては、明文化されている「開発協力大綱」及び「国家安全保障戦略」中の記述内容を参照する。また、政策立案時点での各種関連文書(国別開発協力方針、分野別イニシアティブ、各事業の事前評価書等)における外交政策にかかる記載を確認するほか、[外交青書](#)、外務省政策評価報告書の関連部分記述、外務省ホームページ等の公開情報、さらに、外務省関係者等へのインタビューを通じて確認する。

なお、国益は直接的・短期的なものにとどまらず、国際社会の中で、日本の豊かで平和な社会が引き続き発展していくことに資するものとして、長期的視点からも見定める必要があることに留意する。

(参考)開発協力大綱(2023)における開発協力の目的

ア 開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること。

¹⁹ ODA 評価における「外交の視点からの評価」は、日本の外交そのものに対する評価ではなく、あくまで評価対象となる国又は分野別等の ODA を中心に見て、「外交の視点」からどのような意義・成果が見られるかを、公表されている情報から第三者が検証可能な範囲で評価する点に留意が必要である。

イ 同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献すること。

(参考)国家安全保障戦略(2022)における「国益」の記述

- 我が国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保する。そして、我が国の豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする。また、我が国と国民は、世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。
- 経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現する。そのことにより、我が国の平和と安全をより強固なものとする。そして、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現する。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する。特に、我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。

(ウ)外交的な重要性(Diplomatic Importance)での検証

評価対象となるODAが日本の国益にどのように貢献することが期待されるか(日本の国益にとってなぜ重要と言えるのか、その外交的な意義)を検証し、当該ODAの「外交的な重要性」を確認する。

具体的な検証項目(例)

- ・ 当該ODAが国際社会や地域の優先課題／地球規模課題の解決にとってどのような点で重要と言えるか(国際社会・地域の平和・安定・繁栄(経済発展を含む)への貢献、自由、民主主義、法の支配等の基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持への貢献)。
- ・ 当該ODAが対象となる被援助国との二国間関係でどのように重要と言えるか。特に、当該国へのODAが日本との歴史的な関係、被援助国が置かれる地政学的位置、被援助国で影響力の大きい新興ドナーとの関係等から、どのような点で重要と言えるか。
- ・ 当該ODAが日本の平和と安全・繁栄、日本国民(企業含む)の安全・繁栄にとってどのような点で重要と言えるか。
- ・ その他、当該ODAが日本の外交目標／政策上、どのような点で重要と言えるか。

(エ)外交的な波及効果(Diplomatic Impact)での検証

評価対象となるODAが日本の国益の実現にどのように貢献したのかを評価対象の性質に沿って検証することにより、当該ODAの「外交的な波及効果」を確認する。

具体的な検証項目(例)
国際社会における日本のプレゼンス向上への貢献 <ul style="list-style-type: none">・ 国際社会における日本のプレゼンス・信頼感向上。・ 国際社会における日本の立場に対する理解・支持。・ 上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な広報(国際社会向け広報)。
二国間関係の強化への貢献 <ul style="list-style-type: none">・ 首脳レベルから草の根レベルに至るまで交流の活発化。・ 日本や日本人に対する理解、好感度の向上。親日派・知日派の拡大。訪日人数の拡大。・ 被援助国政府の日本に対する信頼向上(政府高官の発言等を時系列で分析)。・ 被援助国の政策・立場変更への影響(日本の国益に沿ったものに限る)。・ 被援助国で特に影響力の大きい新興ドナーとの比較で、日本のプレゼンスの相対的向上。・ 日本の危機(緊急災害時等)に際しての支援。・ 上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な広報(現地広報)。 日本の平和・安全、繁栄(経済発展等を含む)への貢献(日本国民・企業の安全・繁栄を含む) <ul style="list-style-type: none">・ 日本の平和・安全及び日本国民の安全確保への貢献(直接・間接。例えば、○国へのODAが、○国の周辺地域の平和・安定に寄与し、それが日本の平和・安定に資することが検証できる)。・ 日本企業・団体(特に中小企業)への裨益効果。・ 日本の経済への波及効果(経済成長・雇用)。・ エネルギー資源等の安定供給確保への貢献。・ 上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な広報(国内広報)。

(オ)検証手段・資料

上記(ウ)外交的な重要性及び(エ)外交的な波及効果の検証に当たって使用する検証手段・資料の例としては以下がある。

主な検証手段・資料(例)
<ul style="list-style-type: none">・ 開発協力大綱、国家安全保障戦略、国別開発協力方針、分野別イニシアティブ・ 外交青書(地域別・分野別政策及び要人往来等)。・ 外務省政策評価報告書。・ 政策評価法に基づく事前評価・事後評価。・ 官邸、外務省等による国際会議、二国間会談の成果等の報道発表。・ 被援助国政府が発表する対日政策。・ 報道機関による記事・ニュース(新聞・TV番組・インターネット配信)、SNS。・ 二国間貿易・投資統計。その他各種経済指標・統計。・ 帰国留学生・研修員情報。訪日数統計。

- ・ 対日世論調査(好感度調査等)。
- ・ 国連の投票記録(voting record)※解釈には多岐にわたる情報収集・外部要因分析が必要。
- ・ 外務省関係者へのインタビュー(本省・在外公館の実務担当者、在外公館幹部等。国際協力局に限らず、必要に応じて他局(地域局、経済局、総合外交政策局等)にも実施)。
- ・ 国際機関・被援助国政府等関係者へのインタビュー。

(カ)留意事項

- 一般的に、外交的な波及効果を確認するためには、「開発の視点からの評価」における結果の有効性の確認よりも長い期間の経過を見ることが必要となる。
- 上記具体的検証項目は、評価対象によっては必ずしも該当しない検証項目もある点に留意する。
- 「開発の視点からの評価」を通じて得られた検証結果については、「外交の視点からの評価」の検証結果と重複する部分もあるため、当該検証結果が「外交の視点からの評価」の根拠として活用できる場合は、積極的に活用する。

エ 評価調査・検証のための情報提供

第三者評価の質と効率を高めるため、評価対象に関する非公開資料を評価チームが求める場合、厳格な守秘義務の下、提供可能な場合には速やかに提供されることが重要。ただし、外交や個人情報保護等の理由により全部あるいは一部を提供できない場合もある。なお、評価チームは提供された非公開資料を評価チーム内での当該評価以外に使用してはならない。また、評価報告書での非公開資料の引用や言及等については外務省及び情報提供者に了解を得る。過去の参考事例は【[参考資料7](#)】(p.65)を参照。

(3)レーティング

ア 評語によるレーティングの使用

「開発の視点からの評価」については、3つの評価基準(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)につき、評価の結果として評語によるレーティングを付す。レーティング基準は表3のとおり。「外交の視点からの評価」についてはレーティングを行わない。なお、総合評定として全体に一つのレーティングを付すことはしない。

イ レーティングを使用する際の留意点

評価結果をレーティングで示すことは分かりやすいという利点があるが、異なる評価者により異なる評価の枠組みで評価されたものであるにもかかわらず、他の案件のレーティングと横並びで比較されてしまう危険性がある。レーティングは、他の評価案件のレーティングと安易に比較するべきものではないことを十分に理解する必要がある。

表3 開発の視点からの評価:各評価基準におけるレーティング基準

評価基準	レーティング
政策の妥当性	<p>極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて高い妥当性が確認された。</p> <p>高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目で高い妥当性が確認された。</p> <p>一部課題がある(partially satisfactory) 複数の検証項目で高い妥当性が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。</p> <p>低い(unsatisfactory) 複数の検証項目で妥当性が確認されなかった。</p>
結果の有効性	<p>極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて大きな効果が確認された。</p> <p>高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された。</p> <p>一部課題がある(partially satisfactory) 複数の検証項目で効果が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。</p> <p>低い(unsatisfactory) 複数の検証項目において効果が確認されなかった。</p>
プロセスの適切性	<p>極めて高い(highly satisfactory) 全ての検証項目で極めて適切な実施が確認された。</p> <p>高い(satisfactory) ほぼ全ての検証項目において適切な実施が確認された。</p> <p>一部課題がある(partially satisfactory) 複数の検証項目において適切な実施が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。</p> <p>低い(unsatisfactory) 複数の検証項目において適切な実施が確認されなかった。</p>

ウ サブレーティング

各評価基準(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)のレーティングを判断する際に、評価チームが検証項目ごとのレーティング(サブレーティング)をつけ、サブレーティングの結果を総合して各評価基準のレーティングを決定する手法は、レーティングを導く上でのロジックが明確になりやすいという利点がある。一方、政策レベルの評価においては様々な要因を総合的に検討する必要があるため、サブレーティングの結果から機械的にレーティングを導くことが説得力のあるレーティングに必ずしもつながらないことに留意する。

評価チームは、サブレーティングを用いる場合、サブレーティングとODA評価ガイドラインに規定された各評価基準のレーティングの関係を明確にし、評価実施計画にサブレーティングの基準とサブレーティングからレーティングを導く考え方を記述し、関係者に説明する。

【外務省ODA評価におけるレーティングの変遷】

外務省ODA評価(第三者評価)では、「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」(2010年6月)におけるODAの「見える化」についての言及を踏まえ、「開発の視点からの評価」におけるレーティングについては、2011年度から試行的に、2015年度からは原則全ての評価案件に導入した。

政策レベルの評価においては対象範囲が広いこともあり、それまでのODA評価ガイドラインにおいては、「開発の視点からの評価」のレーティングは参考例示にとどめ、各検証項目についても、評価案件に応じて評価チームが設定することとしていた。また、過度に簡素化された評価結果に陥るリスクを回避するため、数字やアルファベットを用いた段階評定は避け、「極めて高い」「高い」等の定性的な評語のみを例示してきたが、これらの評語を見るだけでは評価の高低が分かりづらく、また、全体的に評語が肯定的な表現に偏っている等の批判があった。

これを受け、国民に対して評価結果を分かりやすく伝えるというレーティング導入の目的に立ち返り、2017年度ODA評価案件から、アルファベットを用いた段階評定を評語に併記する形で導入したほか、「ある程度高い」「高いとはいえない」といった曖昧な評語については「一部課題がある」「低い」に改め、肯定的な表現に偏りすぎないように改めた。

しかしながら、レーティングは評価の「見える化」を進める一方、評価対象の個別事情、背景等が考慮されず、簡素化された評価結果のみが注目される危険性があり、特にレーティングのアルファベット表記については、アルファベット表記のみが一人歩きし、評価結果として得られた提言や評価結果が導かれた要因に目が向けられにくいという弊害が目立つようになった。2020年度に実施した「過去のODA評価案件(国別評価)のレビューと国別評価の手法に関する調査研究」報告書においても、「アルファベットや数字を用いたレーティングの活用については、分かり易さは増すものの、評価結果によっては、反発や評価に対する抵抗感・嫌悪感、正当に評価がなされたのであろうかという疑念などが先立ち、建設的な受け止めに障害する面もある」との指摘がなされた。

これらを踏まえ、2021年度ODA評価からは、定性的な評語で表すレーティングとし、アルファベット表記は併用しないこととした。

なお、「外交の視点からの評価」については引き続きレーティングを行わないこととしている。

(4) 提言と教訓

ア 提言(対応策とその実施結果を評価年次報告書に記載)

ODAの改善に資するという評価の目的に関連し、評価結果をフィードバックし、政策に反映していくためには、政策策定や実施過程に活用しやすい提言を得ることが重要である。そのためには、提言は客観的根拠に基づいた評価結果を論拠とし、具体的で実現可能性が考慮されていることが必要である。質の高い提言の主な条件は以下のとおり。

(ア) 提言の根拠となる評価結果の明示

提言は評価結果に基づいたものでなければ説得力を損なうことから、評価結果と提言との関連性を論理的に示す。最初に提言の根拠となる評価結果を述べ、次にその状況を改善あるいは促進するための対応の方向性を示し、さらに、具体的な対応行動を示すという3段階で記載する等、分かりや

すく記載する。²⁰

(イ)宛先及び対象の明示

提言に適切に対応するため、提言の宛先として本部レベル(外務省、JICA本部)宛に組織全体での対応を想定したものか、あるいは現場レベル(日本大使館、JICA事務所)宛に個別状況への対応を想定したものか等、宛先を明示する。また、提言の対象として、政策・戦略の方向性についての提言なのか、援助手法・援助手続きについての提言なのかを明示する。「政策の策定に関する提言」「結果の有効性を高めるための提言」「援助実施のプロセスに関する提言」という分類も可。

(ウ)対応期間の明示

提言に対応しやすくするため、提言の対応期間を明確にする。具体的には、①短期的(1~2年以内)に実行すべき、②中期的(3~5年程度)に実行すべき、③長期的(5年以上)に実行すべき等、可能な限り対応期間を明示することが望ましい。

(エ)留意事項

- (i) 宛先として被援助国政府、国際機関等がある場合は追記する。
- (ii) 当該評価案件がどのような提言の形式をとるかは、評価案件により適切な形が異なるので、最終的には検討会での議論を踏まえて決定する。

表4 提言とその対応機関、タイムフレーム、重要度(参考例)²¹

	提言	対応機関				タイムフレーム	重要度
		本部レベル		現場レベル			
		外務省	JICA本部	日本大使館	JICA事務所		
政策・戦略の方向性レベル	●●●	○	○			短期	○
	△△△			○		中期	
援助手法・援助手続レベル	×××		○		○	中期	○
	◎◎◎			○	○	短期	

イ 教訓

「教訓」とは、評価調査の過程及び評価結果から抽出された、より広範に適用される留意事項等を意味する。教訓は、提言のように直接的かつ具体的な提案とは限らないが、他国や他の課題に対するODA政策立案や実施過程においても将来役に立つと思われる事項を示す。

評価結果(良し悪しにかかわらず)を導いた促進・阻害要因を分析し、評価対象のみならず他の国や課題にも広く利用できるような汎用性のある教訓があると判断した場合は、他のどのような国、またはどのような課題への対応に有益と考えられるかを具体的に示しつつ「教訓」として抽出し、提言

²⁰ どの評価結果を踏まえて提言が行われたか分かるよう、評価結果と提言の対応表を作成することが望ましい(2015年度コーカサス諸国への支援の評価参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157386.pdf>)。

²¹ 具体的な参考例については、本ハンドブック【参考資料3】(p.47)を参照

とともに評価報告書に明記する。また、可能であれば、対応策のタイミング(いつ)、主体(誰が)、何を考慮しつつ対応すべきかといった留意事項とともに整理して記載することが望ましい。ただし、すべての評価結果から、必ずしも汎用性のある教訓が抽出できるとは限らない。

4 プロジェクトレベル(事業レベル)の ODA 評価手法

本項では、事業レベルを対象としたODAの第三者による評価の基本的な手法について説明する。

プロジェクトレベル(事業レベル)の評価対象は、2013年度(平成25年度)以降に交換公文(以下「E/N」という。)を締結した外務省が実施する無償資金協力案件のうち、供与額が10億円以上の完了案件である。外務省が実施する供与額10億円以上の無償資金協力のうち、国際機関やNGOとの連携案件については、それら機関による成果の確認が行われていることから、外務省が実施する評価では、国際機関等を経由せずに外務省が直接相手国とE/Nを結んで実施する二国間無償資金協力を優先的に対象としている。

2017年度以降、政策レベルの評価基準・手法を準用して評価を実施してきたが、外務省が実施する無償資金協力案件の特徴を踏まえた評価手法が必要との認識に基づき、2020年度に「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価(第三者評価)についての分析・評価手法の提案」業務を実施した。当該業務の結果を踏まえ、個別事業の評価については、以下の手法・基準で実施する。

【外務省が実施する二国間無償資金協力案件の特徴】

- ・ 経済社会開発計画等、資機材を購入するための外貨支援が主たる内容である。
- ・ 機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要があるものと位置づけられており、十分な時間をかけて事前調査を行い、当該プロジェクトにおける事業効果を設定して JICA が実施する事業とは性質が異なる。
- ・ 外交戦略上の意義は大きいですが、案件単体での外交的な波及効果や定量的な効果の検証には限りがある。

(1) 評価の対象範囲

ア 評価案件概要表の作成

評価実施に先立ち、評価対象案件の概要を表でまとめ(「評価案件概要表」(次頁表5参照))、評価対象の範囲を整理する。事業内容・効果に関し「計画」と「実績」が比較しやすい様式とする。政策レベルの評価で作成する「目標体系図」はプロジェクトレベル(事業レベル)の評価では必須としない。

評価案件概要表は、外務省等の公開情報に加え、契約後に外務省が提供する各種資料、他の国内・現地関係者からの収集情報等に基づき、評価チームが作成する。事業内容や効果については、「計画(期待)・詳細計画」と「実績(又は見込み)」とを分けて、可能な限り情報収集・整理を行い、最終評価報告書に記載する。詳細情報については、報告書の妥当性及び有効性の評価結果の箇所に根拠として記載する。

表5 評価案件概要表

国・案件名		
分野／Sector	(OECD/DAC報告用CRS目的コード)	
援助類型	(主に「経済社会開発計画」だが他の類型も評価対象になる。)	
要請書受領日		
交換公文(E/N) 締結日		
相手国コミッティ ーメンバー	(外務省、財務省のほか、資機材の調達や配置／販売の責任機関・実施機関も含む。)	
調達代理機関契 約	機関名： 契約開始日： 契約完了日：	
背景と必要性	(案件形成時の当該国の経済社会開発状況、日本との外交関係等機動的実施の確保を伴う援助の必要性)	
目的と事業内容		
目的と事業概要(簡潔に記載): (……〇〇を供与することによって、△△を図り、もって□□に寄与する等)		
「計画」と「実績／見込み」の要点		
	計画・詳細計画*	実績／見込み(時期)
1)供与額(インプット)		〇〇円(〇〇年〇月)
2)資機材*(インプット)	計画(E/N締結時): 詳細計画:	
3)使用目的・成果(アウトプット／アウトカム)(定性的／定量的指標および成果)**		
4)期待される援助効果としての開発効果と外交上の意義／効果(アウトカム)(定性的／定量的指標および効果)**		
【見返り資金積立義務有の案件で、見返り資金部分を評価対象とする場合】		
5)見返り資金の「積立」金額や調達物資のFOB価格に対する割合(アウトプット)		
6)見返り資金の「使用／事業」の目的／		

セクター(アウトカム)		
<p>*E/N締結時は、「〇〇関連(分野)の機材」等の大まかな品目の合意がなされる(計画時)。実際に供与される機材の仕様、メーカー等は、その後の政府間協議会/コミッティーでの確認、調達代理機関による現地調査等を踏まえて確定される(詳細計画時)。最終的には調達代理機関による入札を通じて決定される(実施)。</p> <p>**JICAが実施する事業とは異なり、定量的効果の測定指標の設定を行うような事前調査を伴わない案件類型である点に留意し、事後評価の時点で定量的な指標が適さないと判断される場合は、定性的な要点を記載。</p>		
外部条件又は留意事項	<p>相手国や世界の政治経済情勢における変化等について、評価において留意すべき点として外務省や評価者から考えられる点があれば記載</p>	

イ 留意事項

(ア) インput・アウトput

インputやアウトputの定義については、事前評価書が作成されていないため、明確でない案件が多いが、例えば、「〇〇を供与することにより、△△を図り、□□に寄与する」といった記載が提供資料や公開情報にある場合、まずは、〇〇が品目/インput、△△がアウトputやアウトカム、□□をアウトカムやインパクトと整理する。

(イ) 見返り資金

見返り資金については、評価対象案件のE/Nに関連する条項が含まれる案件の場合、評価案件概要表を作成する際に評価チームと外務省が協議し、評価対象とすることに合意した場合には評価調査対象範囲とする。

【見返り資金を評価対象とする場合】

- 見返り資金を評価対象とする場合、見返り資金事業そのものは、特に相手国政府が主体的に実施する事業であることを踏まえ、以下の点に留意し、評価設問(小設問)を設定し(表8参照)、調査手法(インタビュー先、訪問先の範囲等)を決定する。
 - 見返り資金の「積立」と「使途/事業」とは分け、評価小設問を設定する。
 - 見返り資金の「積立」に関する評価小設問は、評価調査の対象とする。
 - 見返り資金の「使途/事業」に関する評価小設問については、E/Nで一般に記載される大きな「使途目的」は、案件の計画の一部として評価調査の対象とする。実際の使途については、調査の対象とするものの、案件によっては事後評価時に、具体的な「使途/事業」の決定や実施がなされていない可能性があること、また、日本政府として「迅速な使用」(ある一定期間内の使用)を要件とはしていないことを十分に考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件ごとに検討する。(表13:レーティング対象の範囲参照)
- 評価調査予算・期間の制約の範囲内において、評価設問ごとの調査手法や業務量配分の優先度を検討するにあたっては、無償資金協力本体事業によって調達された資機材に係る評価設問のための調査が優先される。見返り資金に係る評価小設問の具体化や情報源等の調査範囲については、評価実施の詳細計画段階で外務省側と十分に協議の上、決定する。

表6 見返り資金の概要

見返り資金の背景、経緯など
<p>1. 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ●米国は、第二次世界大戦後の欧州復興計画(マーシャル・プラン)において、西欧諸国の戦後復興のため見返り資金を活用。その経験を踏まえ、日本は1968年の食糧援助開始の際に見返り資金を導入。 ●主要ドナーの中では、日本及び米国が見返り資金を制度化。 <p>2. 積立</p> <ul style="list-style-type: none"> ●積立率は、原則として、資機材購入に係るFOB価額の2分の1以上(経済社会開発計画)又は3分の2以上(食糧援助)。 <p>3. 使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被援助国政府による経済社会開発事業のために使用。被援助国の自主的な開発努力・政策を後押しするものであり、「経済社会開発事業」は、被援助国政府の開発政策などに配慮し、広く解釈し得る。 <p>4. DAC統計との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DACの統計規則は、援助国による支払をODAとして計測することを規定しており、被援助国に帰属する見返り資金からの支出はDAC統計上、ODAとして計上されない。 <p>5. 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見返り資金で調達した機材に日章旗を添付するなど、日本の見返り資金が使用されている旨を含めて被援助国政府による広報を奨励するとともに、在外公館においても報道資料の発出などの広報を行っている。
見返り資金の適正な管理及び使用のため実施されている措置
<ul style="list-style-type: none"> ●被援助国政府による見返り資金の積立てを行う銀行口座の開設。 ●被援助国政府による同銀行口座の月次計算書の提出。 ●被援助国政府による積立額に関する月次報告の作成。 ●被援助国政府による外部監査の実施。 ●被援助国政府による活用計画の作成。 ●在外公館による案件実施状況などのフォローアップ。 ●被援助国政府による見返り資金事業実施報告書の提出。 ●在外公館による見返り資金の積立て、使用及び口座管理などに関する指導。

(2) 評価方法

ア 評価基準

プロジェクトレベル(事業レベル)の評価における評価基準は、案件の「計画の妥当性」と「結果の有効性」の2つとする。「プロセスの適切性」は、本ハンドブック [3 政策レベルのODA評価手法\(2\)イ\(ウ\)](#)(p.14)に記載のとおり、「計画の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか」を検証するが、「計画の妥当性」と「結果の有効性」の評価設問の一部とし、独立した評価基準とはしない。

また、「外交の視点」を「開発の視点」に統合し、「外交的な重要性」に係る検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」に係る検証項目は「結果の有効性」に統合する(表7参照)。

表7 「開発の視点」に「外交の視点」を統合する評価基準

評価の基準	開発の視点	外交の視点
1:案件目標や計画内容 (意図されたアウトカム、アウトプット、インプット)	妥当性 (関連性、整合性)	重要性
2:案件の実施と結果 (実際のアウトカム、アウトプット、インプット)	有効性 (効率性も含む)	貢献・波及効果

(注)案件の策定時、実施時のプロセスは、案件目標やデザイン、そして実施・結果の評価の根拠として「開発からの視点」及び「外交からの視点」の評価で適宜分析を行う。なお、案件単体での外交的な波及効果や定量的な効果の測定・検証、因果関係の分析は困難な場合が多いことに留意。

(ア)「計画の妥当性」における検証

「計画の妥当性」では、当該案件により「計画」された目的、内容(金額、資機材、使用計画、開発面及び外交面での援助効果、つまりインプット、アウトプット、アウトカム)、実施運営体制と業務フローに関する妥当性を検証する。なお、案件の特性として、要請からE/N締結時までの「計画」と、その後の両国の政府間協議会／コミッティーを通じ現地ニーズに柔軟かつ機動的に答えることを意図した調達品目の確定までの「詳細計画」(調達代理機関による調達品目の入札公示／公告前の計画)の段階があることに留意する。

(イ)「結果の有効性」における検証

「結果の有効性」では、当該案件について計画されたインプット、アウトプット、アウトカムと比べた実績(結果)と見込みの程度、インプットからアウトプットへの関係(効率性)を検証する。アウトプットからアウトカムの流れは、定量的な分析が適しない場合、定性的な考察を行う。また、実施運営体制と流れ(プロセス)については、計画されたプロセスに比した実際の実施・モニタリング・フォローアッププロセスの適切性、事業の結果(インプット、アウトプット、アウトカム)に寄与したと考えられる点、改善すべきであった点につき検証する。

上記2つの評価基準別の具体的な評価設問や検証項目は、表8のとおり。

表8 評価基準別の評価設問と検証項目

評価基準別の評価設問	検証項目
評価基準1 「計画の妥当性」(要請から交換公文(E/N)締結まで、調達品目決定まで)	
評価設問1-1 目的の関連性: 当該案件の目的や期待された援助効果は、どのような点において、どの程度、当該国や地域及び日本の政策にとって関連性があつたか。	・1-1-1の当該国の「開発ニーズ」(分野、裨益地域、対象者等)については、両国の政権や行政関係者の情報や意見に加え、国際機関や有識者による文献やインタビューに基づく客観的な情報も含めて検証することが望ましい。
1-1-1:当該国の開発ニーズ及び開発政策との関連性	・1-1-2の日本政府の外交政策と開発政策との関連性については、当該国(地域)や当該分野に関する政策の内容面に加え、「タイミング」における関連度合も十分に検証する。

<p>1-1-2:日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性(日本政府が合意している国際的な開発目標も含む。)</p>	<p>具体的にどのような日本の政策の遂行のために、迅速性や援助表明が必要であったのか、JICA実施の無償等他の援助形態と比べ「経済社会開発計画」として採択された妥当性も適すれば説明する。特に、国際的な会議・情勢、要人の往来、政権交代等の政治経済情勢のタイミングとの関連性も確認する。援助表明やE/N締結時の相手国における広報・報道等も把握する。</p> <p>・外交政策の内容面に関しては、日本の安全保障や貿易関係等における当該国の重要性・位置づけを把握するとともに、当該案件に適すれば、日本製品のプロモーション、日系企業の海外展開や地方創生などの政策との関連性も分析する。</p>
<p>評価設問1-2計画された事業内容の整合性: 計画された事業内容は、どのような点において、どの程度、当該国及び日本の施策と整合性があったか。</p> <p>1-2-1:当該国の当該分野に関する開発計画や活動との整合性</p> <p>1-2-2:開発協力大綱(2023)(特に重点政策及び「開発協力の適正性確保のための実施原則」、当該国や当該分野に対する外交や開発協力のための計画や活動との整合性</p>	<p>・事業内容には、金額、分野、品目(種類)、使用機関、見返り資金積立義務の有無等が含まれる。</p> <p>・政策文書・計画との整合性の程度を示す表現例としては、「直接的／間接的／大まかな整合性があった」、「ほとんど整合性が確認できなかった」等が考えられる。</p> <p>・1-2-1の当該国の開発計画や活動との整合性につき、他ドナーを含む様々な主体の支援活動も明示的に含めて検証することが適切かは、外務省が実施する無償資金協力の性質を踏まえ、当該国・案件によって選択的に決める。</p> <p>・1-2-2の開発協力大綱(2023)の「開発協力の適正性確保のための実施原則」については、特に「民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」、「軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況」の各原則に抵触していないか、また、「開発に伴う環境・気候変動への影響」及び「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保」を十分考慮したかを検証する。外交のための計画や活動には、日本の製品技術のプロモーション、日系企業等の海外展開支援等も含む。</p>
<p>【見返り資金積立義務有の案件で、見返り資金部分を評価対象とする場合】</p> <p>1-2-3:計画された見返り資金の積立額や時期につき、当該案件類型共通ルールとの整合性</p> <p>1-2-4:計画された見返り資金の使用目的／セクターにつき、当該案件類型共通ルールとの整合性、当該国の開発ニーズ・政策との関連性</p>	<p>【見返り資金】</p> <p>・1-2-3の案件類型共通ルールについては、表6及び表9を参照。</p> <p>・1-2-4の当該国の開発ニーズ・政策との整合性については、貧困削減、保健サービス改善等大きな開発課題／目標レベルを想定(計画時では見返り資金については具体的な活動／介入レベルは特定されないことが一般的であるた</p>

	め)。
<p>評価設問1-3計画された実施体制の適切性: 計画された実施機関／エンドユーザー・運営体制・業務フローは、どのような点において、当該国及び日本の関連制度・体制と整合性があったか。</p> <p>1-3-1:当該案件類型に関し日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性</p> <p>1-3-2:当該国政府機関の当該分野／資機材に関する実施運営体制や能力などに照らした適切性</p>	<p>当該案件のために計画された実施機関／エンドユーザー(資機材を使用する機関)・運営体制／構成・業務フローについて、以下の2つの視点から検証。</p> <p>・1-3-1の日本政府が想定する標準的実施体制やフローについては、外務省が実施する二国間無償資金協力案件の特徴を踏まえ、表9を参照し、当該案件のために計画された実施・モニタリングにおける実施体制(例えばコミッティーの設置や構成等)を把握し分析する。</p> <p>・1-3-2では、例えば、要請書にて過去の日本政府支援の類似案件での困難だった点等の記載があれば、当該案件では、どのような対策が計画されたかなどを分析する。また、当該国に対する過去の日本政府支援の有無に関わらず、当該分野の資機材供与に関して過去のODA評価調査などから留意点が想定される場合は、当該案件ではどのような対策が調達計画でなされたかを分析する(例えば、医療機材や製品につき専門知識を有した人材による事前調査をE/N締結後にも行う等)。</p>
<p>【見返り資金積立義務有の案件で、見返り資金部分を評価対象とする場合】</p> <p>1-3-3:「積立」について、実施体制・フローの日本政府の標準的業務フローとの整合性</p> <p>1-3-4:「使用／事業」までの業務フローについて、日本政府の標準的業務フローとの整合性</p>	
<p>評価設問1-4計画プロセスの適切性: 当該案件の計画プロセスは、計画の妥当性の確保のために、どの程度、どのような点において、適切であったか、又は、課題があったか。</p> <p>1-4-1:開発協力大綱(2023)の「開発協力の適正性確保のための実施原則」、日本政府の標準的な業務フローに比した適切性</p> <p>1-4-2:上記の評価設問(1から3)の関連性や整合性を確保により寄与したと考えられる点又はより確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。</p>	<p>・計画プロセスの標準的なフローは表9を参照。</p> <p>・要請からE/N締結までの計画プロセスと、その後の調達代理機関との契約締結から調達品目決定までの詳細計画プロセスとの違いにも留意して分析を行う。</p> <p>・標準的なフローに一部沿っていなかった場合、理由は何か(外交的にタイミングを重視したためか等)も確認する。</p>

評価基準2「結果の有効性」(調達品目決定から評価調査時点まで)	
<p>評価設問2-1事業の達成度と効率性: 当該案件は、どのような点において、どの程度、計画された事業内容と目的を達成したか(又は達成が期待されるか)。</p> <p>2-1-1:資金供与の達成度(インプット)</p> <p>2-1-2:資機材供与の達成度と効率性(アウトプット)</p> <p>2-1-3:資機材の使用状況(アウトプット)</p> <p>2-1-4:資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム)</p> <p>2-1-5:資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2-1-1では、金額・時期が「計画とおりに／計画より早く」供与された等の程度も記載する。 ・2-1-2では、どのような資機材(調達品目)がどの程度(内容と量)、いつ、誰に引き渡されたか(納品、配送、設置、完了したか)を記載する。 ・2-1-1／2-1-2では、「計画(想定)どおり／計画を上回る／計画と異なる」等の程度も記載する。こうしたタイミング面の効率性に加え、可能な場合は、供与額に対する調達された資機材の量の比率(又は資機材の単価)を、類似資機材の価格情報と比べて価格面の効率性について確認する(又は現地関係者や有識者へのインタビューによる定性的情報を得る)。 ・ここでいう「計画」は、評価基準1「計画の妥当性」の範囲とした調達代理機関の入札公示／公告前の詳細計画までを含むことが想定されている。 ・外交の視点として、引渡し式などの広報についても記載する。 ・2-1-3では、資機材(調達品目)が誰によって、何のために、どの程度、使用されてきたか(納品後から評価時点まで)又は誰に(どのような層又は不特定層に)販売されたか。インクルーシブな社会の促進・公正性の確保の観点から、可能な範囲で、ジェンダーや社会経済階層など裨益層の特性も考慮し情報を整理する。 ・2-1-4では、資機材(調達品目)の供与や使用／販売を通じて、当初期待された開発効果(健康、環境、貧困削減等)への貢献が見込めるか(環境・気候変動への影響を含め、想定外の正や負の影響の見込みがあるか)。 ・2-1-4の調査分析方法としては、当初期待に照らして、例えば、(1)特定地域に医療機材提供の場合は、その地域の当該疾病の検査／診断／治療／治癒数(率)、死亡者／重篤者数(率)の変化等について分析する、(2)不特定地域対象の場合、国レベル関連指標の変化を分析する、(3)当該分野の改善に向けた政府・開発パートナーへの取組に当該案件が貢献したと推測できるかインタビューにて確認する(定性的な評価)、(4)セクターに係る政府やドナーの年次進捗報告書等で当該案件や日本政府の支援が明示されているか確認する等が考えられる。

	<p>・2-1-5では、資機材(調達品目)の使用／販売を通じた外交上の効果への貢献の例としては、(1)医療機材や車両等の日本製品のプロモーション、(2)当該国との外交関係の進展にどう貢献したか。</p> <p>・2-1-4／2-1-5では、定量的な分析や当該案件との因果関係の分析は適さない場合が多く、定性的な分析が主になる場合が多いと推測できる。国レベルの開発指標や外交への影響や貢献見込みに関しては、参考情報とし、いずれ外務省の国別評価の開発効果・外交上の効果の中で、他の案件と共に検証することが望ましい点も適宜記載しておく。</p>
<p>【見返り資金積立義務有の案件で、見返り資金部分を評価対象とする場合】</p> <p>評価設問2-2見返り資金の状況:</p> <p>当該案件の見返り資金は、どのような点において、どの程度、計画に沿って進捗したか(または進捗が想定されるか)。</p> <p>2-2-1:見返り資金積立の達成度</p> <p>2-2-2:見返り資金の使用(実績や見込み)</p> <p>2-2-3:見返り資金積立や使用を通じた開発効果や外交上の効果</p>	<p>・評価調査予算・期間の制約の範囲内において評価設問間の業務量配分と調査手法を具体的に検討する際には、評価設問2-1のODAによって調達された資機材に係る評価が、本評価設問2-2より優先される点に留意。見返り資金は、資機材調達の「結果」であるという位置づけのため、見返り資金による事業が完了していない場合もあるが「結果の有効性」として見返り資金の「状況」を調査確認する。</p> <p>・2-2-1の「積立」については、計画の額と時期に比して、実績額(政府歳入としての記録)や見込み額はどうか。</p> <p>・2-2-2の「使用／事業」については、E/N締結時に意図された大きな使途目的と比して、具体的支出の使途予定(や見込み)はどうか。見返り資金の使用申請書が既に提出されている場合には、その内容に基づき調査確認する。</p> <p>・2-2-3では、見返り資金の使用申請が承認され、実施中や完了している場合には評価小設問とし、関連報告書や関係者からのインタビューにて調査する。外交上の効果の例としては、見返り資金により建設された施設や購入された機材を通じた日本のプレゼンス向上や見返り資金の使途協議を通じた二国間政府間の対話促進等が考えられる。</p> <p>・2-2-2／2-2-3では、評価時点で、見返り資金の積立はあるが、事業が実施されていない場合は、今後の予定や計画を調査する。ただし、見返り資金の使用については、日本政府として「迅速な使用」(ある一定期間内の使用)を要件とはしていないことに十分に留意し、「使用計</p>

	画が作成されていない」、「使用されていない」という事実のみにおいて「一部課題がある」とは判断しないように留意する。(なお、見返り資金口座は案件ごとに開設される。複数の見返り資金口座を有する国において、これらの口座が一元的に管理されているか否かは相手国政府による。)
<p>評価設問2-3実施・モニタリング・フォローアップのプロセスの適切性:</p> <p>当該案件の実施・モニタリング・フォローアップのプロセスは、結果の有効性の確保のために、どのような点において、適切であったか、または課題があったか。</p> <p>2-3-1:開発協力大綱(2023)の「開発協力の適正性確保のための実施原則」、日本政府の標準的な業務フローに比した適切性</p> <p>2-3-2:上記の評価設問の効果や達成度合の確保により寄与したと考えられる点又はより確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。</p>	<p>・評価設問1-1(と案件によっては1-2)の「結果」の有効性を説明する要因としての分析が狙い。</p> <p>・2-3-1の「日本政府の標準的な業務フロー」については、外務省が実施する二国間無償資金協力案件の特徴を踏まえ、表9を参照し分析。</p>

表9 調達代理方式の案件(「経済社会開発計画」)の標準的業務フロー

	番号	主な内容【括弧内は主な文書名】	
計画	1	相手国政府の要請【要請書(application)】	
	2	在外公館での要請内容の精査(「経済社会開発計画」に適する案件か否かの調査を含む)、適すれば現地 ODA タスクフォースでの検討【大使館コメント票】	
	3	外務省による検討、協力案作成 (ただし、詳細な協力準備調査や設計は行われない。)	
	4	財務当局との協議【財務実行協議資料】	
	5	案件実施に関する交換公文(E/N)(案)について閣議請議	
	6	閣議決定	
	7	E/N 締結 ¹ 【E/N(Exchange of Notes)と合意議事録(A/M:Agreed Minutes on Procedural Details)】	
詳細計画 ↓ 実施・モニタリング	8	相手国政府名義口座の開設(本邦銀行口座)、日本政府から供与資金の一括送金	
	9	調達代理業務契約(E/N 発効後 3 か月以内 ²)	
	10	調達代理機関が参加する両国の政府間協議会/コミッティー (具体的な調達品目・仕様選定)【議事録】 ³	
	11	相手国口座から調達代理口座への支払	
	12-1	調達代理機関による調達事務(入札手続、調達資機材確定、業者との契約締結、進捗確認、検収/履行証明)、	必要に応じ、両国の政府間協議会/コミッティー(計画の軽微な変更、遅延問題の特定・解決策の検討等)

	両国政府への四半期報告 【四半期報告書】	【議事録】
	12-2	業者が相手国へ契約の履行、調達代理口座から業者への代金の支払 ^{*4}
	13-1	状況に応じ、両国政府代表出席による調達資機材の引渡し式
	14	調達代理機関の完了報告書・完了届 ^{*5} (調達代理口座の残高無)【完了報告書】
フォローアップ	<見返り資金積立義務有の場合(見返り資金の管理・使用ルールは別冊2参照)>	
	13-2	相手国政府が見返り資金積立
	13-3	調達代理機関による見返り資金積立の確認と報告 ^{*5} (調達代理機関は、契約期間中の見返り資金積立確認までは業務範囲内、以下は業務範囲外)
	15	相手国政府から日本大使館へ見返り資金の使途申請【申請書(application)】
	16	日本大使館の検討、外務省本省の検討・承認【見返り資金使途協議書】
	17	相手国政府による見返り資金事業の実施
	18	相手国政府から日本政府へ見返り資金事業の完了報告【完了報告書】
	19	日本大使館による完了報告書の受領と外務省本省への提出
	(注)	
*1: E/N 締結時は、「〇〇関連(分野)の機材」等の大まかな品目の合意がなされる。実際に供与される機材の様、メーカー等は、E/N 締結後に、政府間協議会での両国政府間の確認、調達代理機関による現地調査等を踏まえて確定の上、最終的には調達代理機関による入札を通じて決定される。		
*2: E/N の雛形より。		
*3: コミッティー議事録は、在外公館から本省に共有がなされ、一定期間保管されている。		
*4: 供与資金は、基本的には1年以内で使用することと決められている(やむを得ない事情のある場合には、期限の延長を行うことも可能)。		
*5: 見返り資金の積立義務を伴う案件については、調達代理機関は相手国政府から毎月の口座記録を受領し積立確認を行うが、E/N 締結後5年以内に見返り資金の積立が完了しない場合は、積立確認業務は在外公館が担うこととなり、調達代理機関の契約は完了できる。		

イ 評価調査・検証のための情報提供

第三者評価調査の質と効率性を高めるために、対象案件の主管課は、評価業務受託者との契約直後に、厳格な守秘義務の下、基本的な対象案件の文書(具体的な資料名は表10を参照)を評価チームに提供する。ただし、外交上の保秘や個人情報保護等の観点から評価チームの閲覧を可とすることが困難な場合は、当該箇所の黒塗り、被覆等による情報提供が想定される。また、評価チームは、守秘義務の下で受領した資料を評価報告書(一般公開用)にて引用する際には、その範囲や表記方法につき、外務省に確認し合意を得る。

表10 評価チームに対して提供する評価対象案件の資料一式*

計画の妥当性評価のため(外交上保秘情報、個人情報は黒塗り、被覆を想定)
1) 要請書又はそれに類する資料
2) 大使館コメント票
3) 財務実行協議資料(日本側)
4) 交換公文(E/N)の本文(目的、金額、見返り資金の有無/目的等が含まれる)
5) E/Nの合意議事録(A/M)/添付書類(品目リストやコミッティー等の情報が含まれる)
6) コミッティー/政府間協議会議事録(初期の調達品目決定時の議事録)又はそれに類する資料

結果の有効性評価のため(外交上保秘情報、個人情報等は黒塗り、被覆を想定)
1) コミッティー議事録／政府間協議会議事録又はそれに類する資料(重要な議題がある際に開催されることになっているため、開催分は全て提供されることが望ましい)
2) 調達代理機関の現地出張報告書(出張が行われた場合。日本政府への提出用)
3) 調達代理機関の業務完了報告書(当該国政府及び日本政府への提出用)
〔見返り資金積立義務がある案件で、見返り資金部分を評価対象とした場合、案件の進捗状況に応じて〕
4) 見返り資金の使用計画書(先方政府から)又はそれに類する資料
5) 見返り資金使途協議・承認に関する資料(外務省内)
6) 見返り資金事業の完了報告書(先方政府から)又はそれに類する資料

(注)* 相手国政府が作成に関わっている文書については、評価チームへの提供は相手国政府の同意が必要となる。

表11 調査で収集が望ましい基本資料の例

計画の妥当性評価のため
<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府の外交政策・開発協力政策関係資料: 外交青書、開発協力大綱、 政策評価書、行政事業レビューシート、 ODA国別データ集、国別開発協力方針等 ・相手国政府の開発政策・計画 ・相手国の新聞やWEB上の記事(援助表明やE/N署名式等) ・国際的な合意文書(SDGs等)、国際機関・ドナーの報告書
結果の有効性評価のため
<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府の外交政策・開発協力政策関係資料(上記以外のもの)、ODA国別評価報告書 ・相手国政府の開発政策・計画の進捗・モニタリング報告書 ・相手国の新聞やWEB上の記事(引渡し式等) ・国際機関・ドナーの報告書
(注) 本表ではインタビューは含めていない。

(3)レーティング

ア 評語によるレーティングの使用

定性的な評語による4段階のレーティングとする。レーティング基準は以下の表12のとおり。

表12 レーティング基準表

評価基準	レーティング表
計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●極めて高い(highly satisfactory) 少なくとも一つの評価設問にて、一般的に想定される内容を上回る「良い事例」として将来の案件形成の参考になると判断された根拠があり、その他の評価設問でも十分な妥当性(関連性、整合性、適切性)の根拠が示された。 ●高い(satisfactory) 全ての評価設問で十分に妥当性を満たす根拠が示された。 ●一部課題がある(partially satisfactory) 一部の評価設問にて、十分な妥当性を示す根拠が確認できず(又は妥当性がない／低いことを示す根拠があり)、「改善すべき課題の例」として将来の案件形成の教訓になると判断された。 ●低い(unsatisfactory) 評価設問の多くの点に関し、十分な妥当性を示す根拠が確認できなかった(又は妥当性がない／低いことを示す根拠があった)。

結果の有効性	<p>●極めて高い(highly satisfactory) 少なくとも一つの評価設問にて、計画や想定(一般的な期待)を上回る効果を示す「良い事例」として将来の案件形成の参考になると判断された根拠があり、その他の評価設問でも十分な効果(計画が概ね*達成された、達成見込みであること)の根拠が示された。</p> <p>●高い(satisfactory) 全ての評価設問で十分な効果を示す根拠が示された。</p> <p>●一部課題がある(partially satisfactory) 一部の評価設問にて、十分な効果を示す根拠が確認できず(又は効果が低いことを示す根拠があり)、「改善すべき課題の例」として将来の案件形成の教訓になると判断された。</p> <p>●低い(unsatisfactory) 評価設問の多くの点に関し、十分な効果を示す根拠が確認できなかった(又は効果が低いことを示す根拠があった)、あるいは問題が生じていると判断された。</p>
<p>(注)*外務省が実施する無償資金協力の性質上、定性的な分析が主になる場合が多いことも念頭に、「概ね」という価値判断について、JICAの有効性の程度のように定量的なベンチマーク(例えば80%以上)を設けることはしていないが、各評価報告書において、定量的に評価し得るインプット、アウトプットについては根拠を提示することが望ましい。</p>	

イ レーティング対象の範囲

レーティングの判断に当たっては、以下の表13に示した評価設問と小設問を対象とし、それぞれの評価基準について総合的に判断する。

表13 レーティング対象の範囲

評価基準	評価設問と小設問	対象範囲
計画の妥当性	評価設問1-1目的の関連性 1-1-1:当該国の開発ニーズ及び開発政策との関連性 1-1-2:日本政府の外交政策及び開発協力政策との関連性	対象
	評価設問1-2計画された事業内容の整合性 1-2-1:当該国の当該分野に関する開発計画や活動との整合性 1-2-2:当該国や当該分野に対する外交や開発協力のための計画や活動との整合性	対象
	[見返り資金積立義務のある案件の場合] 1-2-3:計画された見返り資金の積立額や時期につき、当該案件類型共通ルールとの整合性 1-2-4:計画された見返り資金の使用目的/セクターにつき、当該案件類型共通ルールとの整合性、当該国の開発ニーズ・政策との関連性	対象
	評価設問1-3計画された実施体制の適切性 1-3-1:当該案件類型に関し日本政府が想定する標準的実施体制・業務フローとの整合性 1-3-2:当該国政府機関の能力等に照らした適切性	対象
	[見返り資金積立義務のある案件で、見返り資金部分を評価の対象とした場合] 1-3-3:見返り資金の積立について、実施体制・フローの日本政府の標準的業務フローとの整合性 1-3-4:見返り資金の使用の業務フローについて、日本政府の標準的業務フローとの整合性	対象
	評価設問1-4計画プロセスの適切性 1-4-1:日本政府の標準的な業務フローに比した適切性 1-4-2:上記の評価設問(1から3)の関連性や整合性を確保により寄与したと考えられる点、もしくは、より確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。	1-4-1のみ対象(1-4-2は、上記の要因分析の性質が強いいため、含める必要はない)
	結果の有効性	評価設問2-1事業の達成度と効率性 2-1-1:資金供与の達成度(インプット) 2-1-2:資機材供与の達成度と効率性(アウトプット) 2-1-3:資機材の使用状況(アウトプット) 2-1-4:資機材の供与や使用を通じた開発効果(アウトカム) 2-1-5:資機材の供与や使用を通じた外交上の効果(アウトカム)

	<p>〔見返り資金積立義務のある案件で、見返り資金部分を評価の対象とした場合〕</p> <p>評価設問2-2見返り資金の状況</p> <p>2-2-1:見返り資金積立の達成度</p> <p>〔見返り資金の積立が完了している場合*〕</p> <p>2-2-2:見返り資金の使用</p> <p>2-2-3:見返り資金積立や使用を通じた開発効果や外交上の効果</p>	<p>2-2-1は対象 (2-2-2と2-2-3は評価の 時点における進捗状況 次第)</p>
	<p>評価設問2-3実施・モニタリング・フォローアップのプロセスの適切性</p> <p>2-3-1:日本政府の標準的な業務フローに比した適切性</p> <p>2-3-2:上記の評価設問の効果や達成度合の確保により寄与したと考えられる点、もしくは、より確保するために考慮すべきだった点はあるか。ある場合、どのような点か。</p>	<p>2-3-1のみ対象(2-3-2 は、上記の要因分析の 性質が強いため、含め る必要はない)</p>
<p>(注) 見返り資金の実際の使用については、調査の対象とした場合であっても、案件によっては事後評価時に、具体的な「使途／事業」の決定や実施がなされていない可能性があること、また、日本政府として迅速な使用(ある一定期間内の使用)を要件とはしていないことを十分に考慮し、評価レーティングの対象に含めるかは案件ごとにその都度検討する。</p>		

(4) 提言(対応策とその実施結果を評価年次報告書に記載)

評価チームは、評価の結果として導き出された提言を宛先と範囲の種類を明示的に整理し提示する。提言の宛先と範囲を以下の4種類に分けると、個別案件評価の主な調査手法(1か国を対象にした1案件に関する情報収集と分析)から導出される提言としては、まずアとイが想定されるが、調査に基づく情報から、客観的に導き出し得るウとエについては、適宜提言に含める。

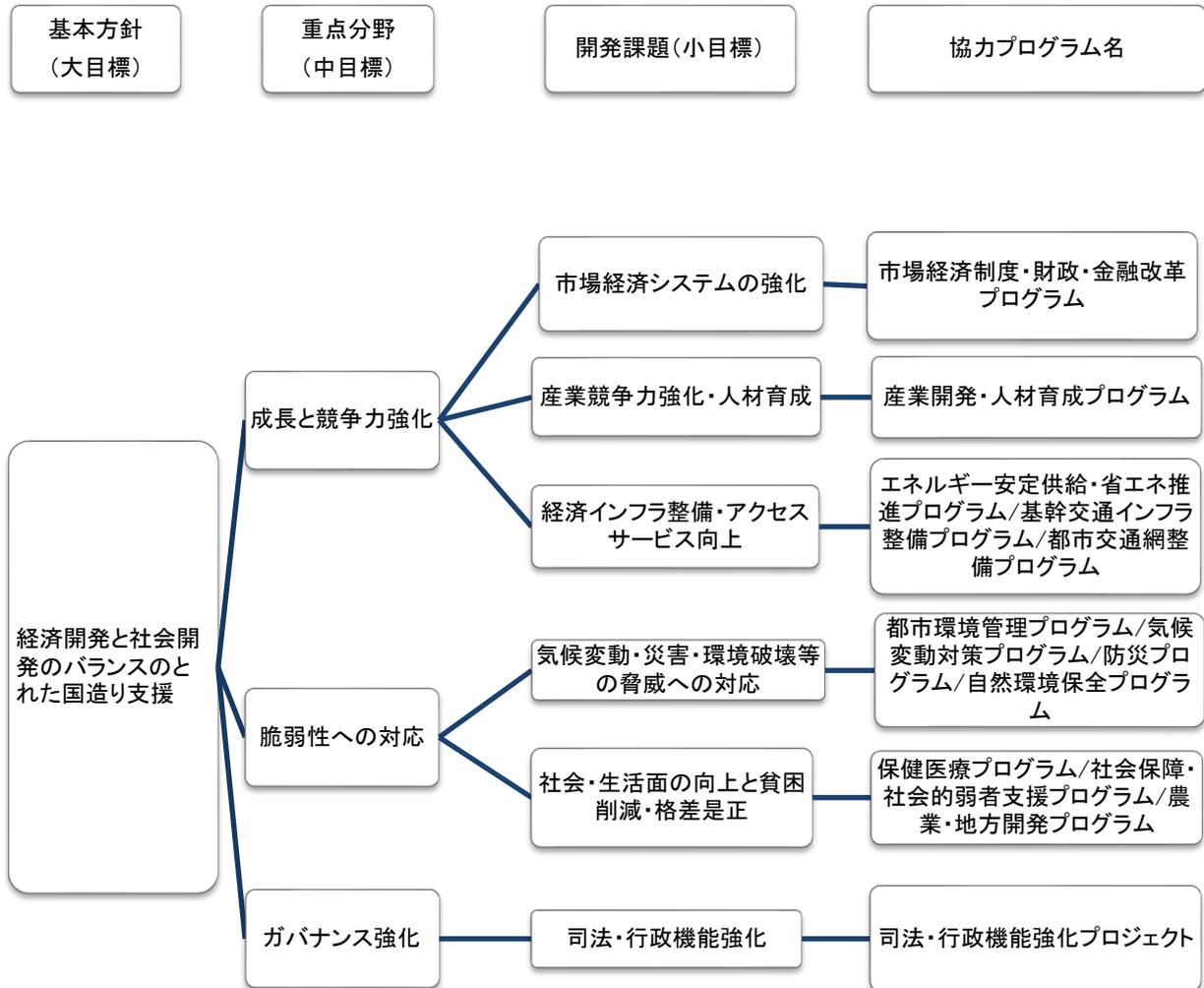
提言の宛先として被援助国政府、国際機関宛等がある場合は、以下アからエとは別途記載する。

- ア 当該国・当該案件に対するフォローアップの必要性に係る提言【当該国在外公館宛て】
- イ 当該国での外務省が実施する二国間無償資金協力案件の形成・実施・モニタリング・フォローアップ・広報等に関する提言【当該国在外公館宛て】
- ウ 国を問わず供与品目やセクターが類似する案件の形成、実施、モニタリング、フォローアップ等に対する提言【当該国及び他国の在外公館、外務本省宛て】
- エ 類型(経済社会開発計画等)に関するプロセス、体制、広報等に関する提言【外務本省宛て】

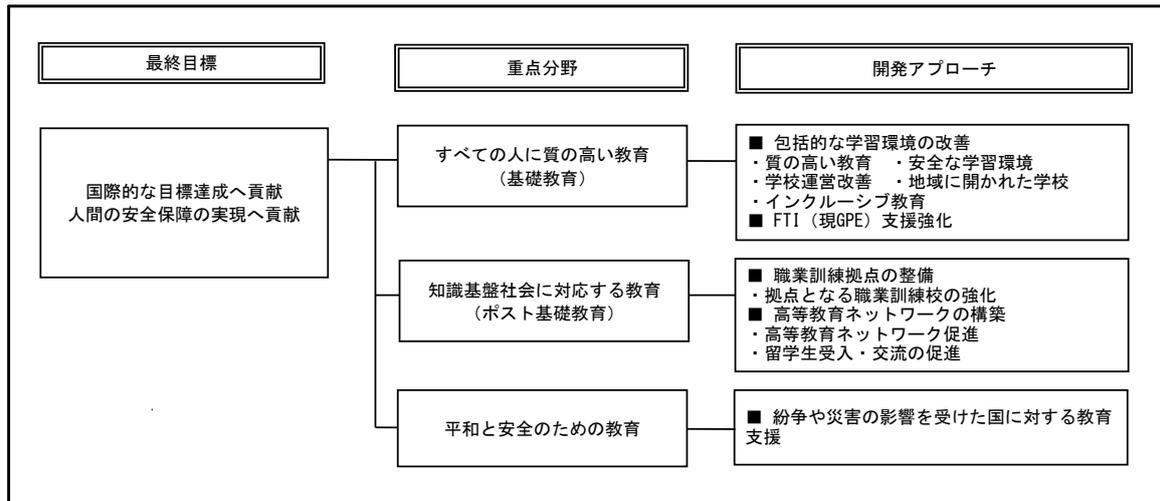
(了)

【参考資料 1】 目標体系図(参考例)

【参考例1】 2015年度外務省ODA評価「ベトナム国別評価」報告書より



【参考例2】 2015年度外務省ODA評価「日本の教育協力政策2011-2015」の評価」報告書より



【参考例3】セオリーオブチェンジ(TOC)の活用

2020年度ODA評価「過去のODA評価案件(国別評価)のレビューと国別評価の手法に関する調査研究」報告書p.52
~53より抜粋

米国、英国、ドイツでは、評価報告書において、TOCの活用が確認された。

ボックス5-1 セオリーオブチェンジ

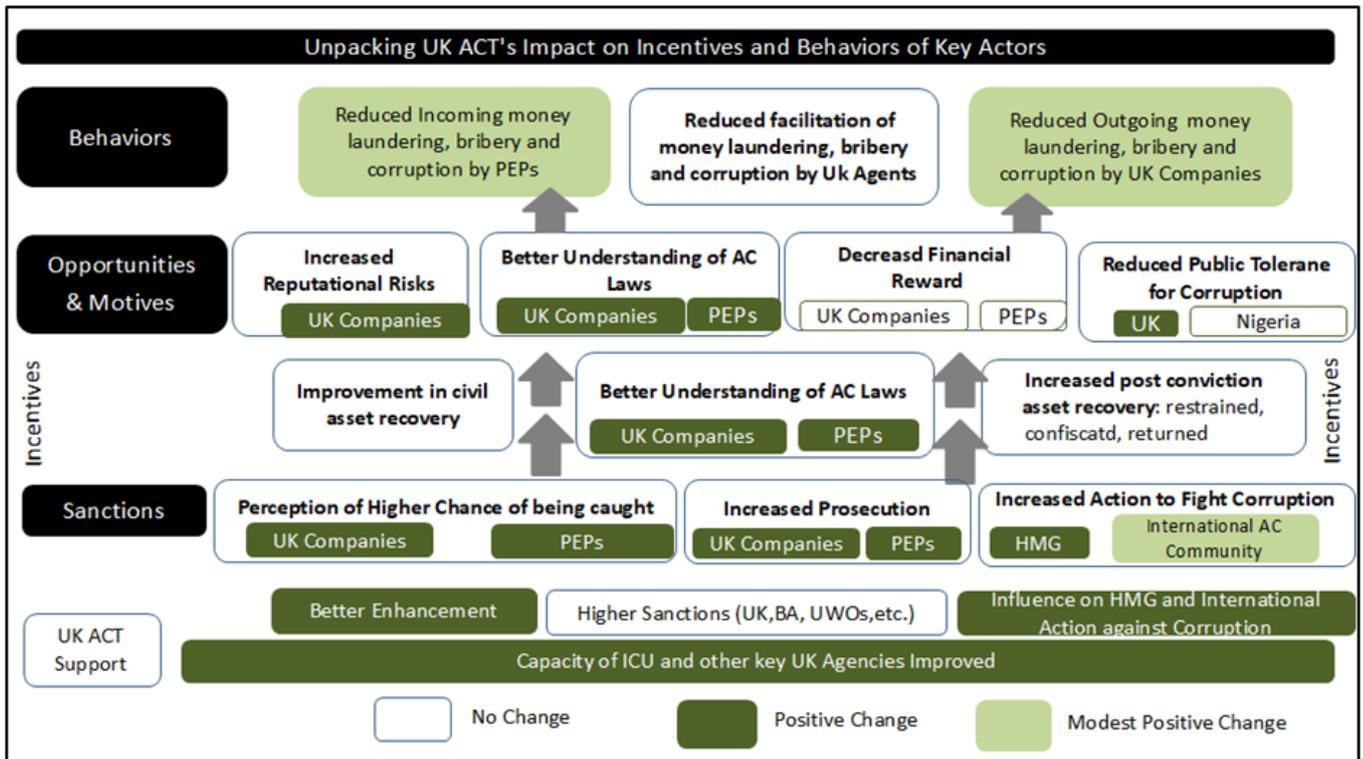
セオリーオブチェンジ(TOC)とは、最終的に意図されたインパクトに向けて事業がどのような結果を経た上でその達成に影響するかを説明するものである。TOCは事業、プログラム、政策、組織といった様々レベルに適用することが可能であり、文章やリザルツチェーンや目的系図のようなチャートで表されることが多い。これらの作成は短時間で簡単にできるものではなく、“変化”の計画や実施プロセスに係った人々の見解、目標が文書化された資料のレビュー、過去の報告書のレビュー、関連セクターの専門的見地からのインプット、TOC案に対する関係者からのフィードバック等が必要であり、多大な時間を要する。

TOCの目的は分析、説明、学習である。つまり、TOCとして効果発現の道筋を明らかにすることで、生じた変化の要因を特定・分析し、道筋に沿って説明することができる。また、外部・内部の要因が変化する中で、効果発現の道筋も変化することが想定される。この変化をレビューすることで必要な介入を検討できる。

TOCはしばしばロジックモデルと対比される。これらはインプットからインパクトまでのつながりを表すという点では同一である。相違点としては、ロジックモデルは介入対象の事業やプログラム内のロジックに限定しているのに対して、TOCは他事業や外部環境による影響も含めて説明していることが挙げられる。

《TOCの考え方を表す図の例1》

図表 5-2 汚職防止プログラム(UK ACT)の評価の枠組み(一部抜粋)



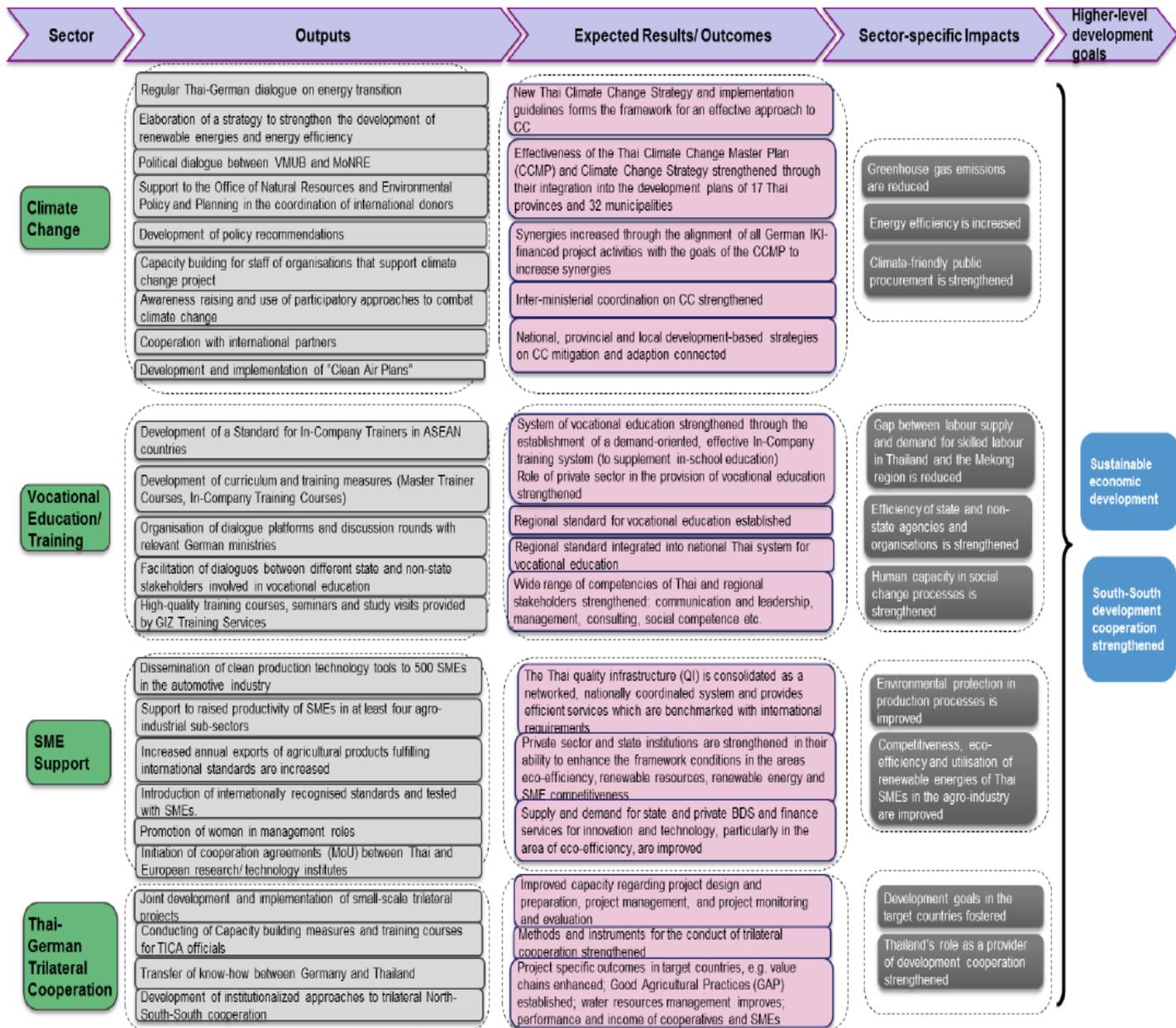
"Evaluation of the Impact of the UK Action against Corruption Programme (UK ACT) and predecessor programmes during 2006 - 2020 Final Evaluation Report"

Figure 12: Evaluation Findings on Changes to Incentives of UK companies/nationals and PEPs

出所: IMC Worldwide. (2019), P.37

《TOC の考え方を表す図の例 2》

図表 5-4 対タイの協力事業の事後評価で作成されたTOC



出所: Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit. (2017), p.30.

【参考資料2】 評価の枠組み(参考例)

【参考例1】 2019年度(令和元年度)外務省ODA評価「フィリピン国別評価」報告書(別冊)より

評価対象: 日本対フィリピン政府開発援助(ODA)政策、評価対象期間: 2014年度～2018年度			
評価の視点・基準	検証項目	検証内容	情報収集先・情報源
開発の視点からの評価			
政策の妥当性	1. フィリピンの開発ニーズとの整合性	1.1 中・長期的な開発政策、セクター別開発計画及びミンダナオ開発政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> AmBisyon Nation 2040、国家開発計画(2011-2016、2017-2022)、各セクターの開発計画、ミンダナオ戦略開発フレームワーク(2010-2020)、ミンダナオ2020-平和と開発フレームワーク計画(2011-2030) インタビュー: 外務省、在フィリピン日本国大使館、国際協力機構(JICA)本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地非政府組織(NGO)、受益者など
	2. 日本の開発上位政策との整合性	2.1 ODA大綱(2003年)、開発協力大綱(2015年)、ODA中期政策(2005年)との整合性 2.2 日本の対東アジア支援政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ODA大綱、開発協力大綱、ODA中期政策 日本の対東アジア支援政策文書(開発協力/ODA白書、日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント及びその実施計画など) インタビュー: 外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部など
	3. 国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性	3.1 ミレニアム開発目標(MDGs)及び持続可能な開発目標(SDGs)との整合性 3.2 他ドナーの対フィリピン支援の方向性(方針、優先分野など)との相互関連・補完性 3.3 日本の対フィリピン支援分野(運輸交通、水・環境、エネルギー、行政、産業振興、行政、通信、海上安全、警察、防災、緊急・復旧・復興、農業、保健医療(薬物対策など)、教育、福祉、平和構築など)や手法・スキームなどの比較優位性	<ul style="list-style-type: none"> MDGs/SDGs関連文書、フィリピンMDGs/SDGs進捗報告書など 他ドナー資料(対フィリピン支援方針・実績など) インタビュー: 外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、他ドナー、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者など
結果の有効性	1. 日本の支援の実績と貢献(インプット)	1.1 日本の対フィリピン支援実績と貢献(日本の対フィリピンODA金額と、二国間・多国間ドナーによる対フィリピンODA金額・フィリピンGDP・政府歳出との比較など)(インプット)	<ul style="list-style-type: none"> OECD-DAC(経済協力開発機構開発援助委員会)、世界銀行などの統計資料

	<p>2. 開発課題ごとの日本の支援実績と貢献（アウトプット、アウトカム）</p>	<p>2.1 日本の対フィリピン支援政策の各開発課題に対する日本の対フィリピン支援の実績と貢献（支援内容・貢献内容、個別案件の当初目的の達成状況、各分野における日本の対フィリピンODA金額と二国間・多国間ドナーによる対フィリピンODA金額との比較、関連する開発指標の推移など）（アウトプット、アウトカム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省・JICA関連資料（ODA国別データブック、開発協力/ODA白書、個別事業評価書・報告書など） ・フィリピン政府、OECD-DAC、国連機関、世界銀行、アジア開発銀行などの統計資料 ・インタビュー：外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、他ドナー、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者など
	<p>3. 重点分野への支援の有効性（インパクト）</p>	<p>3.1 日本の対フィリピン支援政策における各重点分野に対する日本の対フィリピン支援の実績と貢献（インパクト）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省・JICA関連資料（ODA国別データブック、開発協力/ODA白書、個別事業評価書・報告書など） ・フィリピン政府、OECD-DAC、国連機関、世界銀行、アジア開発銀行などの統計資料 ・インタビュー：外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、他ドナー、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者など
<p>プロセスの適切性</p>	<p>1. 日本の対フィリピン国別開発協力方針策定プロセスの適切性</p>	<p>1.1 国別開発協力方針策定の根拠の適切性 1.2 国別開発協力方針策定にあたっての日本側・フィリピン側関係者による協議・意見交換の状況 1.3 国別開発協力方針策定にあたっての他ドナー・NGOなどの関係機関との調整・意見交換の状況 1.4 国別開発協力方針策定にあたってのフィリピン国別評価（2010年度）結果の反映状況 1.5 国別開発協力方針の公表状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対フィリピン国別開発協力方針、フィリピン国別評価（2010年度）報告書など ・政策協議に係る資料 ・インタビュー：外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、フィリピン政府関係機関、他ドナー、フィリピン日本人商工会議所、本邦NGO、日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力銀行（JBIC）など
	<p>2. 日本の対フィリピン支援の実施プロセスの適切性</p>	<p>2.1 現地及び日本国内の支援の実施体制（現地ODAタスクフォース、フィリピン側受入れ体制、外務省・JICA本部・関係省庁・協力機関など）の整備・運営状況 2.2 支援先ニーズの継続的な把握状況（政策協議、セクター別会合など） 2.3 国別開発協力方針に示された重点分野への取組やアプローチの実施状況（案件形成選定プロセス、案件間調整・連携など） 2.4 政策の実施状況の定期的なモニタリング・評価・フィードバックの状況 2.5 広報（国内、現地）の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業評価書・報告書、広報資料など ・インタビュー：外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者、国際監視団（IMT）派遣者など
	<p>3. 日本の対フィ</p>	<p>3.1 他ドナー（二国間・多国間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業評価書・報告書など

	<p>リピン支援の実施における協調・連携、配慮</p>	<p>国際・現地NGOや日本側関係機関(JETRO、JBIC、企業など)との協調・連携の状況 3.2社会性・民族性(ジェンダーなど)への配慮</p>	<p>・インタビュー:外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、他ドナー、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者、IMT派遣者、JETRO、JBIC、フィリピン日本人商工会議所、日本の東南アジア地域研究者、現地研究者など</p>
<p>外交の視点からの評価</p>			
<p>1.外交的な重要性</p>	<p>1.1日本が掲げる外交政策(国家安全保障戦略、自由で開かれたインド太平洋戦略など)を踏まえた対フィリピン支援の重要性(国際社会の平和・安定・繁栄の強化(①開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現、②開発途上国の人材育成に対する協力)など) 1.2フィリピンの二国間外交関係上の重要性(国際社会における二国間関係の強化、基本的な価値観の共有、地政学的位置付けの重要性、他ドナーとの関係など) 1.3その他对フィリピン支援の重要性(日本の平和と安全・繁栄の観点(東アジア地域の平和・安定、日本フィリピン間の経済関係の強化)など)</p>	<p>・外務省・JICA・国家安全保障会議関連文書(開発協力大綱、国家安全保障戦略、自由で開かれたインド太平洋戦略、外交青書、開発協力/ODA白書、日本とフィリピンの友好・外交関係の変遷(要人往来など)、両国の外交関係者会談要旨、政策評価書、対フィリピン国別開発協力方針、個別事業評価書・報告書など) ・インタビュー:外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、フィリピン政府関係機関など</p>	
<p>2.外交的な波及効果</p>	<p>2.1国際社会における日本の位置付け/アジア地域への波及効果(日本の立場への理解増進・プレゼンス強化、東アジア地域の安定への寄与など) 2.2二国間関係及び日本/日本国民への波及効果(経済・外交・友好関係の促進、親日家/知日派人材の醸成、日系企業の対フィリピン・ビジネス進出や日本の対フィリピン民間投資の促進など)</p>	<p>・外交青書、開発協力/ODA白書、両国の外交関係者会談要旨、政策評価書など ・二国間経済関係に関する統計資料など(貿易額・量の推移、日本企業による対フィリピン投資、在フィリピン日系企業数の推移など) ・二国間友好関係に関わる資料(在フィリピン邦人の推移、在日フィリピン人の推移、海外対日世論調査の結果、現地でのODA事業の報道、一般文化・草の根文化無償の効果関連資料など) ・インタビュー:外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA本部・フィリピン事務所、日本の関係省庁、フィリピン政府関係機関・実施機関、他ドナー、JICA専門家/事業関係者/ボランティア、本邦・現地NGO、受益者、IMT派遣者、JETRO、JBIC、フィリピン日本人商工会議所、日本の東南アジア地域研究者、現地研究者など</p>	

【参考例2】2019年度(令和元年度)外務省ODA評価「日本NGO連携無償資金協力の評価」報告書より

評価視点/評価基準/検証項目(3層構造)

開発の視点からの評価

1. 政策の妥当性	
	1. 日本の上位政策、関連政策との整合性
	2. 相手国・国内関係機関・事業応募者等のニーズとの整合性
	3. 国際潮流、国際的課題との整合性
	4. 日本がNGOを通じて支援することの妥当性
2. 結果の有効性	
	1. 【N連という施策に当初設定された重点課題への貢献度】プログラムとしてのN連事業は、NGOと連携した国際協力における重点課題に対し有効であったか(支援のアウトプット)
	2. 【N連という施策の目標の達成度】プログラムとしてのN連事業は、日本のNGO支援の目的に対し有効であったか(支援のアウトカム)
	3. 【N連という施策の波及効果(インパクト)】プログラムとしてのN連事業は、波及効果の実現に有効であったか(支援の波及効果(インパクト))
3. プロセスの適切性	
	1.事業実施プロセスの適切性
	2.関係機関の実施体制
	3.モニタリング評価・フォローアップの実施状況
	4.情報公開・発信の適切性

外交の視点からの評価

1. 外交的な重要性	
	1我が国の国益(3項目)にとってどのように重要か
	2.国際社会や地域の優先課題/地球規模課題の解決にとってどのような点で重要か
	3.事例研究国である二国間関係(日-ミャンマー、日-ラオス)にとってどのように重要と言えるか
	4.日本の平和と安全・繁栄、日本国民(企業含む)の安全・繁栄にとってどのような点で重要と言えるか。
	5.その他の項目に関してどのように重要か
2. 外交的な波及効果	
	1.我が国の国益にどのように貢献したと言えるか(国益に関する波及効果)
	2.国際社会における日本のプレゼンスの貢献はどの程度だったか
	3.事例研究国である二国間関係への貢献はどの程度だったか
	4.日本の平和・安全、繁栄(経済発展等)への貢献はどの程度だったか
	5.その他の項目にどのような波及効果があったか

【参考資料 3】 提言(参考例)

【参考例1】 提言の宛先、対応期間

2017年度外務省ODA評価「ウガンダ国別評価」報告書より

提言	対応機関				対応期間
	本部		現地		
	外務省	JICA本部	日本大使館	JICA事務所	
提言1: 事業実施における戦略性の強化					
提言1-1: ウガンダ側政策・制度面への働きかけの強化		◎	○	◎	中～長期
提言1-2: ウガンダ側関係者による自助努力の醸成に向けた取組みの強化		○	○	◎	長期
提言1-3: 長期にわたる援助事業、特に職業訓練分野の出口戦略の策定	○	◎	○	◎	短期
提言2: 現地の実施体制の強化					
提言2-1: 在ウガンダ日本大使館における企業との連携に知見を持つ民間連携担当官の配置	◎		◎		短期
提言2-2: JICAウガンダ事務所の現地職員の登用とインセンティブ付与、及び好事例の他事務所との共有		◎		◎	短～中期
提言2-3: 政策アドバイザーの積極活用、及び開発政策人材の発掘・育成		◎	○	◎	短～中期
提言3: 知日・親日人材の育成と積極活用	○		◎	○	中～長期
提言4: 日本とウガンダの多層的な交流拡大に向けた取組みの強化					
提言4-1: 在ウガンダの官民関係者による拡大ODAタスクフォースの開催			◎	◎	短期
提言4-2: 現地及び国内における、両国の官民人材が交流する場の設置	○	◎	◎	◎	短～中期

対応機関: ◎:主たる対応機関、○:その他の対応機関

対応期間: 短期(1～2年内に対応)、中期(3～5年に対応)、長期(5年超)

【参考例2】 提言の宛先、対応期間

2019年度(令和元年度)外務省ODA評価「フィリピン国別評価」報告書より

本評価の提言とその対応・支援機関、対応期間、重要度

提言	対応・支援機関*1				対応期間*2	重要度*3
	本部レベル		現場レベル			
	外務省	JICA本部	日本大使館	JICA事務所		
1. インフラ整備における日本の技術を活用した支援や民間セクターと連携した支援の重視	○	◎	○	◎	中期	○
2. 包摂的な成長に向けた地方開発の支援の強化	○	◎	◎	◎	中期	○
3. ミンダナオにおける平和の配当を実感できる支援の強化	○	◎	◎	◎	中期	◎
4. 住民移転やコミュニティ開発に関する社会的インパクトへのより一層の配慮	○	◎	○	◎	中期	◎
5. 海上保安分野支援の今後の位置付けの明確化	○	◎	○	◎	短期	○
6. 経済社会開発計画及び草の根・人間の安全保障無償に関する情報公開の促進	◎	—	◎	—	中期	○

(出所)評価チーム作成。

*1. 対応・支援機関：◎…対応機関、○…支援機関

*2. 対応期間：短期…1～2年以内、中期…3～5年程度、長期…5年以上

*3. 重要度：◎…高い、○…中程度

【参考例3】 提言の根拠となる評価結果の明示

2015年度外務省ODA評価「コーカサス諸国への支援の評価」報告書から抜粋

提言	根拠	評価結果
アゼルバイジャン1 農業・農村開発分野 支援における支援目 的の明確化	農業分野への支援が社会サービス改善の下に位置づけられており、事業の方向性をわかりにくくしている。	妥当性
アゼルバイジャン2 ソフト面での支援強化	技術革新や効率性向上に資する研修事業や技術移転事業など、ソフト面での支援に対するニーズが高い。	妥当性
ジョージア1 民間セクター進出促 進のため、日本の比 較優位のある分野の 確立	社会的弱者へのきめ細かな支援、技術力を活かした支援など、日本の得意分野を活かした研修が効果を上げている。	有効性
	日本の経験を活かし、ジョージアの状況に適合した支援プログラムを丹念に作り上げたアプローチは適切である。	プロセスの 適切性
ジョージア2 草の根無償による地 方支援の継続	都市と地方の格差縮小を目指すジョージアのニーズと整合している。	妥当性
	保健・医療、教育環境改善、地雷除去など地方を対象にした支援が効果を上げている。	有効性
ジョージア3 現地実施機関・他ド ナーとの意見交換・協 調の推進	ドナー会合等でドナーにアピールする機会が限られている。JICAとのコンタクトに制約を感じている省庁もある。	プロセスの 適切性
アルメニア1 現地大使館の 体制強化	日本大使館が開館したばかりで要員が不足している。JICAとの連携やドナー協調会議への出席についても改善が望まれる。	プロセスの 適切性
アルメニア2 開発効果増大に向け た効果的な援助協調 への参画	ドナー間では日本のプレゼンスが低く、日本側との連絡調整がスムーズに実施される体制の強化が要望として挙がっている。	プロセスの 適切性
アルメニア3 防災協力への継続的 な支援	日本の防災分野への援助実績は他ドナーよりも多い。日本の支援がアルメニア全国の防災体制構築・強化に貢献している。	有効性
アルメニア4 日本の民間企業の進 出につながる官民連 携の促進	電力セクターや中小企業振興において、民間資金や直接投資の活用、日本との貿易振興が要望として挙がっている。	プロセスの 適切性
コーカサス諸国1 共通の課題に対する 支援促進	現在、コーカサス地域全体を横断的に対象とした事業はなく、地域を俯瞰的に管理する体制とはなっていない。地域の平和と安定の促進のためには地域への支援も効果的と考えられる。	プロセスの 適切性
コーカサス諸国2 コーカサス3か国を一 体として実施する支援 を視野に入れた体制 の見直し	コーカサス地域を俯瞰して管理する体制の構築により、3か国横断的に事業を運営し、情報を共有することが可能となる。	プロセスの 適切性

【参考資料 4】 外交の視点からの評価(参考例)

【参考例】

2018年度外務省ODA評価「インドネシア国別評価」報告書より

◆外交的な重要性

日本・インドネシア両国は、共に海洋国家であり、自由、民主主義、法の支配、ルールに基づく多国間貿易体制といった基本的価値を共有し、地域と国際社会の平和・安定及び繁栄の維持・増進は両国に共通な利益との認識で一致している。このような両国の連携関係は、2006年の両国首脳の共同声明にあるように「戦略的パートナーシップ」と謳われおり、首脳あるいは閣僚級の会談などにおいて毎年「戦略的パートナーシップ」の強化の重要性が確認されている。2017年には、「戦略的パートナーシップの強化に関する日・インドネシア共同声明」が発出され、両国の互恵関係は一層強固なものとなっている。また、二国間のパートナーシップが国民レベルに浸透していることは、下表14に示すとおり、世論調査の結果からも明らかである。

表 1: 重要なパートナーに関する調査結果

2008年調査(%)		2017年調査(%)	
ASEAN諸国にとって、現在重要なパートナーは次の国のうちどの国ですか。(単一回答)(インドネシアでの回答)		あなたの国にとって、現在重要なパートナーは次の国のうちどの国ですか。(複数回答)(インドネシアでの回答)	
1	日本(37.9)	1	日本(76)
2	米国(22.3)	2	サウジアラビア(68)
3	中国(12.8)	3	中国(51)

出所：外務省「ASEAN地域主要6か国における対日世論調査」2008年2月～3月実施及び同「ASEAN10か国における対日世論調査」2017年3月実施

こうした両国関係ならびに「開発協力大綱」そして「国家安全保障戦略」を踏まえると、インドネシアは日本にとって、特に次のような国益の観点から重要な国と考えられる。

- インドネシアにおける日本国民の安全確保
- 日本・日本国民の経済発展を通じた繁栄
- 日本の平和と安全
- 安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現
- 普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護
- 日本に対する国際社会の信頼獲得・向上

外交的な重要性とは、インドネシア国へのODAがこうした日本の国益にとってどのように貢献したかを示すことにある。インドネシアへのODAは、既述の6分野において実施されてきたことから、セクター別にODAの重要性を以下に述べる。

「経済インフラ整備」へのODA

ODAによる経済インフラ整備事業は、日本にとってインフラ輸出の市場を提供する。また、経済インフラが整備されることで、インドネシアでの経済活動が円滑となるため日本企業の投資が促進される。したがって、同国へのODAは、経済活動の拡大という側面において日本の繁栄に重要である。さらに、同国の雇用をも促進することから社会の安定を促し、同国の邦人の安全や更なる両国間の経済関係の強化をもたらす。

「ビジネス環境整備」へのODA

インドネシアにおける日本企業の課題として、法制度の不透明さや高度人材の不足がある。ODAによるビジネス環境整備への支援は、これらの課題解消に繋がり、インドネシアへの海外展開と日本の経済成長を促す効果がある。同時に、自由で活発で競争原理に基づく取引を通じ、透明で秩序ある国際環境の実現に繋がる。

「不均衡是正・地域開発」へのODA

貧困撲滅はなおも世界の重要課題であり、インドネシアの地方の課題でもある。これに日本が取り組むことは、主要先進国として課された責務を果たし世界の信頼に応えるとの意味がある。また、所得や生活レベルの地域格差是正は、インドネシア社会の安定や平和に不可欠である。日本のインドネシアからの主たる輸入品となっている鉱物資源は、同国の地方各地で産出されることから、地方の安定はこれら資源輸入の前提条件であり、日本の平和、安全、経済活動などあらゆる側面での国民生活に重要である。

「防災」へのODA

日本と同様、インドネシアは地震、津波などの多くの災害に見舞われる。そのインドネシアの防災を支援することは、国連防災世界会議のホストを務め、横浜戦略、兵庫防災枠組、仙台防災枠組をリードしてきた日本が、名実ともに「防災先進国」として防災の主流化を主導する姿勢を示し国際社会の信頼を獲得することに繋がる。

「気候変動・自然環境保全対策」へのODA

気候変動対策や自然環境の保護は、両国のみならず世界すべての国が取り組むべき課題であり、また、各国で行われる対策の便益は国際的に共有されるものである。また日本は、2015年のCOP21首脳会合にて「美しい星への行動 ACE2.0」を発表し、途上国に対する気候変動対策支援を拡大することを表明しているため、インドネシアへの当該支援はこの国際公約の実行に重要である。

「アジア地域及び国際社会の課題への対応」へのODA

インドネシアは、日本が輸入する原油の約9割が通過するマラッカ海峡に面し、また、領海問題が緊迫している南シナ海にも近いことから、その海域の保安はアジア地域や国際社会にとって重要である。このことは、2015年に始まった外務・防衛閣僚会合やその翌年に発足した日本・インドネシア海洋フォーラムなどの動きにも表れている。当該分野での対インドネシアODAは、地域の安全保障への両海洋国家の取り組みを促すことから、日本の平和と安定に重要である。

◆外交的な波及効果

前節のように外交的に重要とされるODAが、実際にどのような波及効果を挙げたのか、同じく既述の6分野で考察する。

「経済インフラ整備」へのODA

過去10年間の円借款における本体契約(10億円以上)では7割、同コンサルタント契約(1億円以上)では8割が、日本企業の受注である。また、優先インフラ案件加速化委員会への技術協力が日本企業のPPP事業者としての進出に繋がる例もある。官民連携事業がインドネシア進出のきっかけとなった日本企業も少なくない。

「ビジネス環境整備」へのODA

投資調整庁への技術支援や、大使館・JICA・JETRO・JJCなど官民の関係機関の相互連携により、規則変更の即時確認や邦人企業への周知が行われ、制度面の課題解消が図られている。高等教育機関への支援は、インドネシアではまだ貴重な高度産業人材の育成環境の整備に貢献しており、結果として、日本からインドネシアへの民間投資は高いレベルを維持している。

「不均衡是正・地域開発」へのODA

地方での人材育成や電源開発、生活インフラの整備、灌漑施設整備による農業振興などは、地方政府の能力向上や地方経済の活性化、人々の生活改善に貢献しており、地域の安定や貧困削減に通じるものである。

「防災」へのODA

第3回国連防災世界会議では、JICAとインドネシア国家防災庁が共同で、同国における防災の技術協力活動を基調としたフォーラムを開いてインドネシアへの防災ODAを通じて世界に防災主流化を訴え、防災先進国としての日本をアピールした。また、2018年9月に発生したスラウェシ島地震の復興計画策定をインドネシアが日本に要請しており、さらに防災先進国としての信頼を高める絶好の機会となっている。

「気候変動・自然環境保全対策」へのODA

当該分野のODAは、インドネシアがその「各国が自主的に決定する約束草案(INDC)」の実行に不可欠な、地球温暖化ガスインベントリの作成や緩和策・適応策の実行を支援し、当該INDCの言う2020年までの温室効果ガス26%削減に貢献する。

「アジア地域及び国際社会の課題への対応」へのODA

海上保安力を向上させ、インドネシアの援助国化を支援することで、ASEAN唯一のG20メンバーとして求められる貢献をインドネシアが果たすことを後押ししている。

このように6分野でのODA支援は日本の国益へ波及効果を見せているが、セクターによらないODA総体としての波及効果として、以下2点を追記する。

一点目は、重要な外交のカードとしてのODAに関してである。二国間には、2008年に発効したJI-

EPAがある。本評価の対象期間は、まさにこのJI-EPAが効力を発揮していた期間となる。そして、JI-EPAの締結交渉においては、インドネシアは日本の援助を交渉戦略として重視したとの指摘がある。JI-EPAには実際、協力に関する章が含まれ、ハードとソフト両面の協力推進が謳われている。このことは、日本のODA実績がJI-EPA交渉を円滑にした可能性を示唆しており、だとすれば、ODAがこの10年間の日本企業によるインドネシアでの経済活動を下支えしてきたと見ることができる。

二点目は、国益を高めているのは必ずしもODA支援のみではないことへの留意喚起である。先に、世界からの信頼獲得を国益の一つの形として挙げているが、既出の世論調査において、「あなたの国の友邦として、今日の日本は信頼できると思いますか」との問いに対して、インドネシアでは62%が「信頼できる」、32%が「どちらかという信頼できる」と回答している。そして、その信頼できる理由を尋ねた結果を、以下、表15にまとめた。

表 15: 日本が信頼できる理由

	ASEAN 全体での回答	インドネシアでの回答
1 友好関係、価値を共有する関係	49%	49%
2 経済的結びつき(日本の投資、良好な貿易関係)	54%	71%
3 安全保障(平和構築、テロ対策、PKO、海賊対策)への貢献	33%	25%
4 国際秩序(法の支配、民主主義、自由貿易体制)の安定への貢献	38%	29%
5 世界経済の安定と発展への貢献	49%	54%
6 魅力ある文化	40%	44%
7 国際社会における開発協力	38%	41%
8 地球規模の課題解決(環境、気候変動、感染症、人口、貧困など)への貢献	38%	40%

出所：外務省「ASEAN地域主要6か国における対日世論調査」2008年2月～3月実施及び同「ASEAN10か国における対日世論調査」2017年3月実施

日本が信頼できる理由の選択肢の中で、3、4、7、8がODAと関わりのある選択肢となっているが、「2 日本の投資や良好な貿易関係などによる経済的結びつき」と答えた割合が、インドネシアでは最も高く、またこの回答はASEAN全体での割合よりもかなり高い。国民が持つ信頼という感情をそのまま国益と捉えることはできないが、国家間の信頼関係は外交から国益を得ていくには必須であり、その信頼構築には両国間の活発な投資・貿易が大きく作用していることが分かる。この調査結果を参考にすると、ODAは外交的な波及効果を上げている一方、民間レベルにおける経済活動が与える波及効果もまた一層大きいと見ることができる。

これら二点は、ODAが民間レベルの二国間の経済活動を牽引し、その経済活動がODAにも勝るほどにインドネシアでの信頼の構築に貢献していることを表している。

外交的重要性のまとめ

ウガンダは、地理的には東アフリカ地域の要所に位置し、EACやCOMESAなどの機関において、重要な役割を果たしている。周辺に、南スーダンやソマリアなどの治安が不安定な国を抱え、難民の受け入れ国としての役割を果たすとともに、ウガンダ国内の安定は、東アフリカ地域の安定化実現のためには欠かせないものと考えられる。

対日関係においては、近年、活発な要人往来、会談が実施されている。ウガンダの経済社会開発のパートナーとして、また、ビジネスにおける両国の裨益の実現や、地域安全保障、国連安保理改革など、両国の課題解決に向けた方向性の共有に向けた努力が認められる。人的・文化的な交流は、規模は大きくないものの、近年深化が認められている。対日貿易額やウガンダ進出日系企業数は、その規模は小さいものの、2010年以降はやや増加傾向で推移している。

外交的な波及効果のまとめ

政治的側面においては、日本のODAは、ウガンダの経済・社会開発による国内の安定を通じて、長期的に周辺地域の安定にも寄与することを企図している。本評価では、国際社会における日本のプレゼンスの強化について、国連におけるウガンダの投票行動の分析から日本のODAの効果の検証を試みたものの、北朝鮮人権状況決議などをみる限りは、ODAの直接的効果や因果関係は確認できなかった。国際会議・国際機関における日本への支持獲得は、ODAの目的のひとつとして折に触れて言及されるが、数多い国際会議・国際機関の中の位置付け、決議に至る背景や投票行動の変化を一定期間にわたり分析する必要性、当該テーマとODAの直接・間接的な関係性など、様々な視点を考慮する必要がある、限られた時間とリソースで客観的な分析・立証を行うには多くの課題があることを記しておきたい。

社会的側面においては、民間連携事業を通じた自治体や企業による多層な交流の深化、JOCVでの経験を通じた国際的人材の育成という効果が、定性的に確認された。日本の認知度については、メディア報道の分析の結果、ウガンダにおける日本に関する報道件数は、米国や中国と比較すると少ないものの、日本より援助額が大きな英国よりも日本の方が多く、過去数年は、報道件数が増加傾向にあることも確認した。属性分析の結果によれば、ODA関連は日本に関する報道の中で1割程度の件数であったが、カンパラ立体交差など、日常生活に近い事業に対する関心の強さが示唆された。

経済的側面においては、日本とウガンダ間の貿易額やウガンダ進出日系企業数は少なく、両国間の経済関係の規模は小さいものの、両国政府は連携して投資促進・貿易促進に取り組んでおり、民間を巻き込んだビジネス活動が徐々に活発化していること、日本企業の製品の品質や人材育成を重視する取り組みが評価されていること、またODAによる民間連携事業の結果、少数ではあるが幾つかの中小企業のウガンダにおける事業化とその後の拡大展開に繋がっていることを確認した。

【参考資料 5】 評価の種類・分類

1 評価の種類²²

評価には様々な種類があり、その特性に応じて使い分けられている。主にタイミング、評価者、対象、機能などの違いにより複数のカテゴリーがある。

(1) タイミング²³

- **事前評価 (ex-ante evaluation)**
開発援助の実施前に行われる評価。
- **中間評価 (mid-term evaluation)**
援助実施の中間段階に行われる評価。
- **事後評価 (ex-post evaluation)**
開発援助の終了後に行われる評価。

(2) 評価者

- **内部評価 (internal evaluation)**
ドナー、援助関係者あるいは援助実施機関の事業運営部門に対する報告を行う部局・個人が実施する評価。
- **外部評価 (external evaluation)**
ドナーや援助実施機関以外の組織・個人が実施する評価。
- **独立評価 (independent evaluation)**
(評価対象となる) 開発援助の計画・実施の責任者から制約を受けない組織・個人が実施する評価。
- **自己評価 (self - evaluation)**
開発援助の計画及び実施関係者による評価。
- **合同評価 (joint evaluation)**
複数の援助機関や援助関係者、被援助国等が参加して行う評価。
- **参加型評価 (participatory evaluation)**
援助機関及び(受益者を含む) 利害関係者の代表が共同で計画、実施、解釈する評価。

(3) 対象

- **テーマ別評価 (thematic evaluation)**
複数の国、地域、分野横断的に特定の開発援助を抽出したものに対して行う評価。
- **国別プログラム／国別援助評価 (country program evaluation/country assistance evaluation)**
被援助国において、ドナー国または機関が担当する複数の開発援助、及びその背景

²² OECD *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

²³ 事前評価、中間評価、事後評価については、本ハンドブック【参考資料 5】p.54 参照。

にある援助戦略の評価。

- セクター・プログラム評価 (sector program evaluation)**

特定の開発目標の達成に貢献する、一国内もしくは複数国にまたがる特定の分野における開発援助の集合体を対象とした評価。

- クラスター評価 (cluster evaluation)**

関連する一連の活動、プロジェクト／プログラムの評価。

- プログラム評価 (program evaluation)**

特定の地球規模、地域別、国別、分野別開発目標を達成するために整理された一連の援助の評価。

- プロジェクト評価 (project evaluation)**

個々の案件を対象とする評価。一定の資源と実施期間内で、また、往々にして、より広範に及ぶプログラムの枠内で特定の目標の達成状況を測るもの。

(4) 機能

- 形成評価 (formative evaluation)**

実績(パフォーマンス)を改善するために行われ、主にプロジェクトやプログラムの実施段階で行われる。

- プロセス評価 (process evaluation)**

実施機関内部の状況、政策手段、サービス提供のメカニズム、事業実施方法、またこれらの連携状況の評価。

- 総括評価 (summative evaluation)**

援助の特定の段階もしくは終了時に当初見込まれたアウトカム(成果)がどの程度実現されたかを判断するもの。プログラムの価値に関する情報を提供する評価。

- メタ評価 (meta evaluation)**

一連の評価結果を集計することを意図した評価。評価の質の判断及び(または)評価実施者の実績を査定するための評価の評価という意味で使われることもある。

2 評価の段階別分類

評価を時系列で分類すると「事前」、「中間」、「事後」となり、概念的にはプロジェクトレベル評価のみならず、政策レベル評価及びプログラムレベル評価にも該当する。しかし、實際上、ODA政策は継続又は改定されていくため（被援助国がODA卒業国となるようなケースなどを除く）、時系列で政策レベルのODA評価を分類することは困難である。例えば、国別評価については、次期国別開発協力方針の策定のために有益なインプットを提供するためには現行方針の対象期間が終了する前に実施する必要があるが、これを「事前」、「中間」、「事後」のいずれかに分類することは適切ではない。

したがって、ODAの政策レベル評価には該当しないが、一般論として評価の段階別分類は以下のとおりである。

(1) 事前評価(事前段階²⁴)

事前評価とは、ODAの事前段階、すなわちODAの政策策定段階で行われる評価である。事前評価は、政策決定者に政策の取捨選択に係る情報を提供すること、また、明確な目標とそれを達成するための指標の設定に必要な材料を提供すること、という2つの機能を持つ。

(2) 中間評価(中間段階)

中間評価とは、ODAの中間段階、すなわちODAの実施中に行われる評価である。中間評価は、ODAの実施状況を妥当性、効率性、中間時点での目標達成度などの観点から検証し、ODA改善のための情報を提供する機能を持つ。ODAの効果は実施後数年経ってから発現するものもあり、この段階では、ODAの長期的な効果よりも実施状況の把握が中心となる。また、ODAの実施中には、ODAの計画段階で設定された指標を定期的に測定するモニタリングが行われることがある。

(3) 事後評価(事後段階²⁵)

事後評価とは、ODAの事後段階、すなわちODAの終了後に行われる評価である。事後評価は、ODAをその目的、プロセス、目標達成度、効果などの観点から総合的に検証し、事後のフォローアップのため、また将来のODAに活用するために有益な情報や提言を提供する機能を持つ。

3 評価と類似の概念

評価は、モニタリング、レビュー、監査など類似の概念と混同されて用いられることがある。評価はその対象を体系的かつ客観的に検証するものであり、設定された指標を継続的に測定するモニタリングや実績を概観するレビューとは一応の区別があり、評価においては、モニタリングで集積されたデータを活用して詳細な分析が行われるところ、これらは相

²⁴ 実際には、政策レベルの第三者評価においては事前評価という分類での評価は実施されていないが、プロジェクトレベルでは、事前段階の評価が行われている。実施機関(JICA)では2001年度から事前評価を実施している。

²⁵ JICAは原則として終了3年後までに技術協力プロジェクト、円借款、JICAが実施する無償資金協力について案件別事後評価を実施している。 <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/after.html>

互に補完関係にあるといえる。

また、監査や会計検査は、主に正確性や適正性を判断するものであり、特定の活動のプロセスや成果を検証する場合もあるが、評価とは区別される。

このように、「評価」に類似する概念が多く存在するが、外務省のODA評価ガイドラインでは、ODAについて体系的かつ客観的に検証するものを「評価」(evaluation)と定義する。

<評価と類似の概念²⁶>

●モニタリング (monitoring)

実施中の開発援助の事業運営部門や主な利害関係者に対して、目標の進捗及び達成度、配分された資金の活用状況に関する情報を提供するために、特定の指標に関する体系的に集積されたデータを用いて行う継続的な機能。

●レビュー (review)

定期的あるいは随時行われる援助の実績(パフォーマンス)の査定。

●監査 (audit)

ある組織業務の改善や(組織の)価値付加を目的として計画された、独立しかつ客観的な確認行為。リスク管理、統制、組織運営プロセスの有効性を査定、改善するための系統的、規律ある取組を用いて、組織が目標を達成できるよう支援する。

²⁶ OECD *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

【参考資料 6】 情報収集・分析、評価の手法(有効性(インパクト評価)を測る手法含む)

評価は情報収集、分析を経て行われるものであり、その際に用いられる手法には以下のように多くの種類がある。各手法には長所、短所があるため、複数の手法を組み合わせ、より正確な情報収集や分析を行うことが重要である。

1 情報収集の手法

●インタビュー(interview)²⁷

対象に応じて、個人インタビュー、グループインタビュー、キー・インフォーマント・インタビューなどがあり、質問の構成によって以下のような種類がある。

- ◆構造化インタビュー(アンケート調査に準じる程度の具体的項目に沿って質問)
- ◆半構造化インタビュー(大まかな項目は決まっているが、必要に応じて質問)
- ◆非構造化インタビュー(質問の趣旨を明確にし、回答者に応じて自由に質問)

●フォーカス・グループ・ディスカッション(focus group discussion)

10人程度のグループで、特定のテーマについて議論してもらいながら、そこで出される意見や考えから情報を引き出す方法²⁸。

●直接観察(direct observation)

人、物、行動様式、現象などを直接観察する方法。比較的手軽に実施できる反面、結果が調査者の解釈に大きく左右される可能性がある。

●文献調査(literature search)

既存の統計資料や報告書から情報を収集する方法。比較的安価で効率的な調査が実施できる反面、資料の信頼性が必ずしも確保されているわけではないという難点もある。

●ベースライン調査(base-line study)

開発援助に先だって行われる現状分析のことであり、この分析に基づいて、進捗状況の査定や比較が行われる²⁹。

●アンケート調査(questionnaire survey)

直接の受益者や政策決定者に対して広く意見を収集する。

²⁷ 独立行政法人国際協力機構、プロジェクト評価の実践的手法—JICA 事業評価ガイドライン改訂版、(株)国際協力出版会、2004

²⁸ 同上

²⁹ DAC *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

2 分析の手法

●リスク分析(risk analysis)

援助目標達成に影響する又は影響し得る要因(ログフレーム³⁰では仮定と呼ばれる)の分析又は推定。①開発援助によって引き起こされる人の生命、健康、財産又は環境への望まれない負の結果が生じる可能性についての詳細な検査、②こうした望ましくない結果に関する情報を提供するための体系的プロセス、及び③明確になったリスクに関し、それが生じる確率及び予想されるインパクトを定量化するプロセスのこと³¹。

●事例研究(case study)

ある特定の集団について、面接法又は観察法などによって具体的な特質を明らかにし、類似したケースを積み重ねることによって一般的特質としての原理を開発する研究方法³²。

●費用便益分析(cost-benefit analysis)

施策などの実施に伴い発生する社会的費用や社会的便益を推定又は推測し、これを貨幣価値で表示し、その比較を行うことにより、当該施策などを実施することの妥当性を判断する一要因とする手法³³。

●費用効果分析(cost-effectiveness analysis)

施策などの実施に伴い発生する社会的費用や社会的便益について、必ずしも全てを貨幣価値で表示することなく、比較する手法³⁴。

●産業連関分析(input- output analysis)

投入・算出分析、他部門分析ともいう。一般均衡理論の経験的適用を目指して、レオンチェフが創始した分析手法。経済体系を財・サービスを非結合生産する産業部門及び家計など最終部門に分け、所与の最終需要を生産するための産業部門の均衡産出量を求めるもの³⁵。

●計量経済モデル(econometric model)を用いた分析

計量経済モデルを用いてODAの経済効果などを分析する方法。計量経済モデルとは、経済理論モデルに現実の統計データを適用し、個々の経済現象の相互依存関係について統計的手法を用いて数式化したもの³⁶。

³⁰ ログフレーム(ロジカル・フレームワーク)とは、援助計画を改善させるために用いられる運用手段であり、多くの場合、プロジェクトレベルで行われる。

³¹ DAC *Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management*, 2002

³² 金森久雄、荒憲治郎、森口親司編、経済辞典第3版、有斐閣、1998年

³³ 経済産業省政策評価研究会、政策評価の現状と課題～新たな行政システムを目指して～、2000年

³⁴ 同上

³⁵ 金森久雄、荒憲治郎、森口親司編、経済辞典第3版、有斐閣、1998年

³⁶ 同上

●インパクト評価(impact evaluation)³⁷

事業が対象社会にもたらした変化(インパクト)を精緻に測定する評価手法。通常、事業の効果は事業以外の要因にも影響を受けると考えられるため、事業のインパクトを正確に測定するためには、事業が実施された状況と、仮に事業が実施されていなかった場合の状況(反事実的状況/Counterfactual)とを比較することが必要となる。人々の生活が営まれている実社会を対象とする開発事業では、この比較を行うことは容易ではないが、データ収集を工夫し、統計学や経済学的手法を用いて評価を行うことで、外部要因の影響を排除し、事業によってもたらされた変化をより正確に把握することが可能となる。

※ここで用いられるインパクトという用語は「事業によってもたらされた(=事業に帰することのできる)変化」を指し、一般的な事業評価において用いられているインパクト(「開発課題への貢献度合い」や「正負の副次的効果」とは必ずしも一致しない)。

3 有効性(インパクト)を測る手法

開発援助のマクロ・レベルへのインパクトをどのように測るかについて、「政策・プログラム評価手法－利用ガイドと事例－」(FASID、2004年)を参考に記述する。

(1) 階層系図(Hierarchy Tree)を作成する。

<目的> 評価対象に含まれる全ての事業(プロジェクト)とそれぞれの具体的な内容を階層化し、評価対象(プログラム)の全体像を把握する。

<手順>

- ① 評価対象である政策またはプログラムに含まれる具体的な事業名をリストアップ。
- ② それぞれの具体的な内容を把握。
- ③ それぞれの事業の位置付けを、報告書や実施期間の組織形態及び整理規則に合わせ、全体構造が概観できるように、階層化(カテゴリー化、ヒエラルキー化)した系図の形で表示。
- ④ 構築した階層系図を関係者と確認。

<詳細解説>

① 階層系図の必要性

評価対象が複数のプロジェクトや活動を含む場合に、その全体像を把握するのは容易でない。事業名からだけでは、活動内容や具体的な目標も明確でない場合も多い。多様な事業や活動を整理して、評価対象を明確にし、次のステップである論理系図作成の準備とするのが階層系図作成の目的である。

② 階層系図作成の実務

既存の資料や関係者の意見などを基に、評価対象の情報から階層系図を作成する。最初は、エクセルなどの表計算ソフトを使って、「実施機関名」、「部署名」、「プロジェクト名」、「プロジェクト目標」、「上位目標」などを、各列で入力する。実際、データベースとしては、表の形が整理しやすいが、相互の関係や全体像を把握するためには系図の形

³⁷ JICA が取り組むインパクト評価については <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/impact.html>

が解りやすい。

③ 階層系図作成のコツ

階層系図は、評価対象の事業群、活動群を既存の整理方法で「階層化」したものである。カテゴリー化の整理の方法としては、「担当部署別」や「スキーム別」などが考えられる。

④ 階層系図の範囲

階層系図には原則として評価対象が含まれるが、それ以外にも、共通の目的を持って実施されている他の組織による事業があれば、それも組み入れておくと、論理系図で援助協調を議論する際に参考となる。

(2) 論理系図(Logic Tree)を作成する。

<目的> 評価対象に含まれる全ての事業、活動を「手段－目的」の視点で整理し、全体的な体系として再構築し、日本の援助と、効果を及ぼす方向性、マクロ・レベルでの状況の推移との間の論理的な構造を明らかにする。

<手順>

- ① 階層系図に含まれる全ての事業のプロジェクト目標、内容を抽出し、下に並べる。
- ② 全体目標(政策目標、マクロレベルの目標など)を既存資料や関係者の意見を聴取し、最上位に設定。
- ③ 各プロジェクトの目標や内容から、最上位に置いた目標への論理的経路を考え、中間目標(Intermediate Objectives)を設定。その際、プロジェクトの上位目標が参考になる場合も多い。各事業や活動で同じ目的を持つものは、その目的の下に同じグループとして配置。中間目標は複数のレベルに及ぶこともある。
- ④ プロジェクト目標－中間目標(上位目標)－全体目標が「手段－目的」の論理構造を持つように検討と整理を繰り返し、系図にまとめる。
- ⑤ 構築した系図につき関係者と確認。

<詳細解説>

① 論理系図の必要性

論理系図は、評価対象の事業や活動を、「目的－手段」という論理構図で組み合わせ、全体的な政策またはプログラム体系として再構築したものである。論理的な関係に整理しておくことで、うまく機能しない箇所があったときに、その原因も見つけやすい。論理系図作成により、政策体系、プログラム体系として効果、各事業の相互関係、各事業の効果や比較を明らかにしやすい。

② 全体目標、中間目標の設定

論理系図の一番上の頂点には、政策目標またはプログラム目標となる「全体目標」を設定し、この下に「目的－手段」という論理構図をもった系図を作る。全体目標の下は、セクターや課題別に枝分かれする形になることが多い。

また、「全体目標」と事業、活動内容の間には「中間目標」を設定する。「中間目標」は縦に複数設定されることもあり得る。事業から見た場合、事業の(PDMIにおける)上位目標が「中間目標」を設定する際のヒントになり得る。

③ 「目的－手段」の論理構図

論理系図は「目的－手段」という論理構図で成り立っている。一番下のプロジェクトレベ

ルから最上位のマクロ・レベルに至るまで、論理性を重視することが肝要。

(3)プロジェクトのインパクトが到達したレベルを確認する。

<目的> 論理系図において各プロジェクト、活動のインパクトがどの程度のレベルまで到達したかを検証する。

<手順>

- ① 論理系図の各レベルの目標に指標を設定し、その推移を表すデータを収集。
- ② データにより、各レベルにおける状況の変化(改善、停滞、悪化など)を把握。
- ③ 論理系図の底辺のプロジェクトや活動レベルから上位のレベルに効果が波及したか否かを収集したデータや関係者のインタビューなどから確認する。

<詳細解説>

① 指標設定の必要性

論理系図の各レベルには、できる限り入手可能な指標を設定。収集した指標データの推移を見ることにより、各レベルの状況の変化を把握することが可能。

② PDMやプロジェクト評価結果の活用

プロジェクト目標レベルから上位目標レベルのインパクトは、PDM(Project Design Matrix)の論理やプロジェクト評価の結果から計測または推測する。プロジェクト評価で持続性(自立発展性)やインパクトが高ければ、プロジェクト目標を達成した後で、上位目標へ到達する見込みもつきやすい。

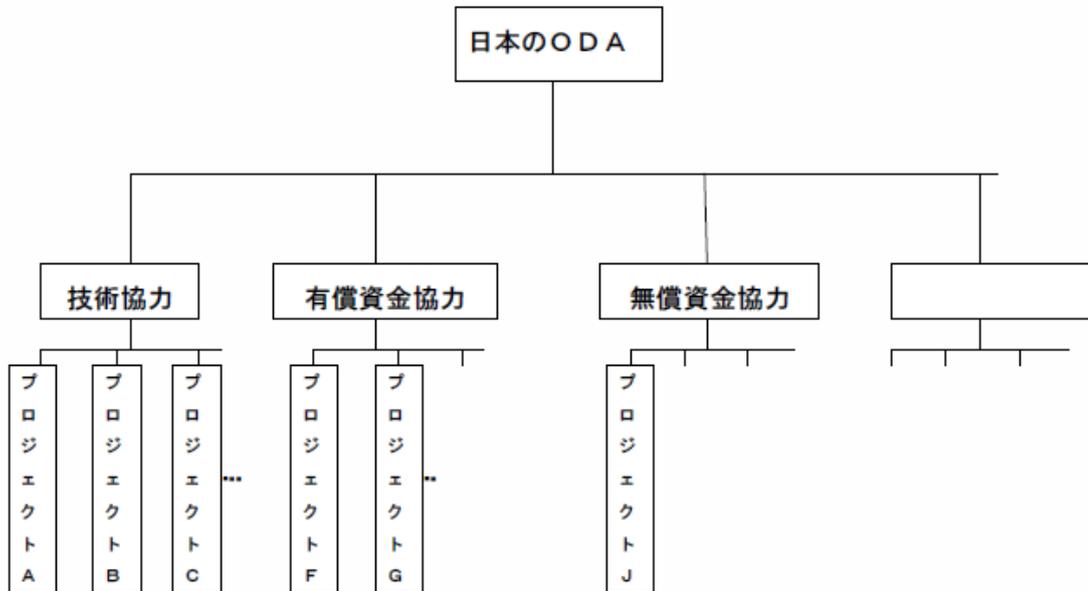
③ 現地調査での確認

さらに上位へのインパクトはインタビューを含む現地調査で確認。マクロ・レベルや中間目標レベルにおいては、プロジェクトの効果が特定の地域に限定されたり、指標の一部への効果に限られたりすることもあり得る。

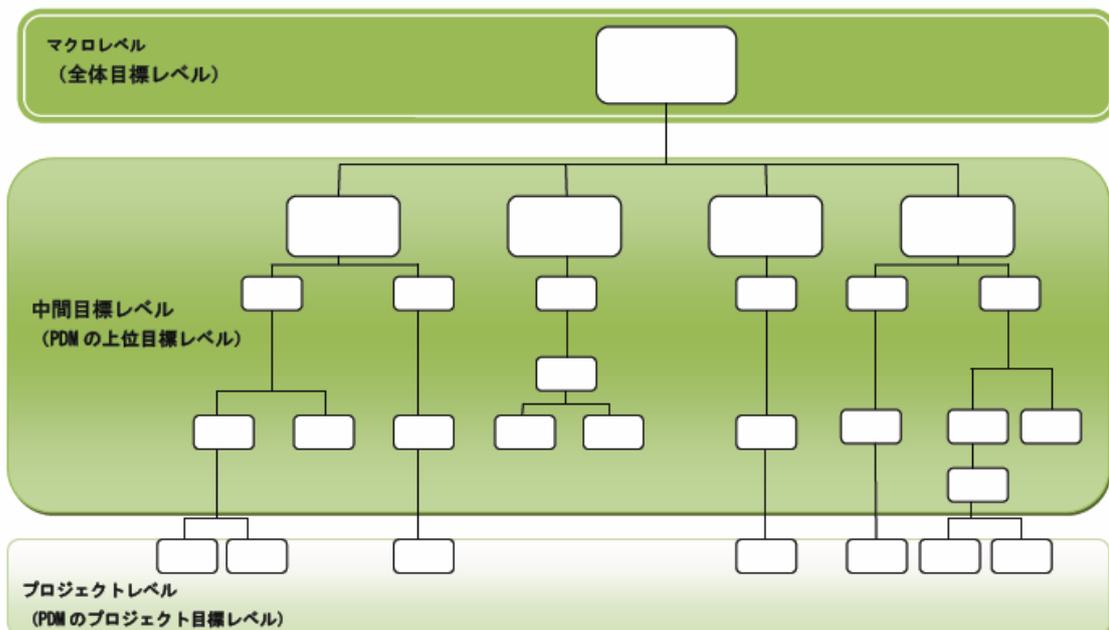
④ インパクトの到達レベルの確認

日本の援助活動のインパクトの到達を確認できる部分とできない部分を見極める。可能なら論理系図上に上からインパクトを確認できる部分とできない部分の間に線を引いて、視覚的にも分かり易くする。

階層系図のイメージ



論理系図のイメージ



【参考資料 7】 国別評価における「開発の視点からの評価」情報源・情報収集手段(参考例)

2020年度ODA評価「過去のODA評価案件(国別評価)レビューと国別評価手法に関する調査研究(第三者評価)」別冊p.32～34より抜粋

図表6-1 「開発の視点からの評価」の情報源・情報収集手段 (参考例)

評価項目	検証項目	情報源・情報収集手段	
		文献調査	インタビュー**
妥当性	1. 日本の上位政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA大綱、国際協力大綱 ・国別開発協力方針(旧国別援助計画、国別援助方針を含む)、事業展開計画 ・過去の国別評価 ・外交政策関連文書 ・政府開発援助(ODA)国別データ集(外務省)対象年度各年版 ・政策協議に関する資料* ・国別分析ペーパー(JCAP)* ・相手国への支援方針を記した直近の文書*(ポンチ絵など。JCAP作成から年数が経過している場合) ・外務省政策評価書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省)
	2. 被援助国の開発ニーズとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・被援助国の(国家)開発計画 ・被援助国のセクター別開発計画 ・被援助国の近況に関する一般の文献、他ドナーや国際機関等の発行するレポート、各種報道 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館) ・JICA(本部、現地事務所) ・相手国政府関係機関
	3. 国際的な優先課題との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・MDGs ・SDGs ・対象国と関連の深い国際課題に関する合意文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館) ・他ドナー
	4. 被援助国、当該セクター、実施	<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナーの政策文書(国別パートナーシップ戦略等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館)

	機関における、他ドナーの援助との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国と関連の深い国際課題に関する合意文書 ・関連する他ドナーのプロジェクトのドキュメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国における他の主要ドナー
	5. 日本の比較優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・国別援助計画、国別援助方針、国別開発協力方針、事業展開計画 ・外交政策関連文書 ・政府開発援助(ODA)国別データ集(外務省)対象年度各年版 ・OECD Statisticsデータベース ・各プロジェクトの事前評価票、事後評価報告書等の関連資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関
有効性	1. インプット	<ul style="list-style-type: none"> ・国別開発協力方針、事業展開計画 ・事前評価票 ・事業評価報告書*** ・事業完了報告書*** ・OECD Statisticsデータベース ・政策協議に関する資料* ・国別分析ペーパー(JCAP)* 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省) ・JICA(本部、現地事務所)
	2. アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> (文献調査) ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 ・OECD Statisticsデータベース 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む)
	3. アウトカム・インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 ・国際機関統計資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、大使館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む) ・案件の受益者 ・他ドナー
適切性	1. 援助政策策定プロセスの適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・国別開発協力方針(旧国別援助計画、国別援助方針を含む)、事業展開計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、在外公館) ・JICA(本部、現地事務所)

	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の国別評価報告書 ・政策協議に関する資料* ・(直近の)国別開発協力方針策定プロセスが分かる資料* ・国別分析ペーパー(JCAP)* 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手国政府関係機関 ・他ドナー、NGO(現地、本邦)、現地日本人商工会議所、JETRO、JBICなど
2. 援助政策実施プロセスの適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 ・広報に関する統計、広報資料* ・(必要に応じ)ノンプロ無償、草の根・人間の安全保障資金協力等の評価・モニタリングに関する資料* 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、在外公館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む) ・他ドナー、NGO(現地、本邦)、現地日本人商工会議所、JETRO、JBICなど
3. 援助実施体制の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、在外公館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む)
4. 他ドナー、多様な援助主体(民間、NGO、日本側関係機関含む)との効果的な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、在外公館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む) ・他ドナー、NGO(現地、本邦)、現地日本人商工会議所、JETRO、JBICなど
5. 相手国の特徴・特性を踏まえた配慮・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・事前評価票 ・事業評価報告書 ・事業完了報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省(本省、在外公館) ・JICA(本部、現地事務所) ・JICA専門家・受注コンサルタント ・相手国政府関係機関 ・事業C/P職員(帰国研修員含む)

			<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナー、NGO(現地、本邦)、現地日本人商工会議所、JETRO、JBICなど ・日本の相手国・地域の研究者 ・現地の研究者
--	--	--	---

* 提供依頼が必要と想定される資料。

** インタビュー実施にあたり、相手国政府機関、受注コンサルタント、他ドナー等のコンタクト先リストが必要となる。

*** 未公開報告書については、提供依頼が必要となる。

【参考資料 8】 評価関連用語

ここに掲載した評価関連用語は、経済協力開発機構(OECD)発行の「評価と援助の有効性－評価及び結果重視マネジメントにおける基本用語集」に記載されているもので、2002年、開発援助委員会(DAC)の評価作業部会(DACの下部組織として運営されており、評価方法を改善し開発協力政策の一手段としての評価の活用を推進するためドナー国及び国際機関の開発の評価に関する専門家が定期的に集まり、互いの経験を共有している国際的な場で、現在は開発評価ネットワークに改称)が、世界の開発・評価関係者が評価において用いる用語を共通化すると共に意味を明確にすることによって、開発と評価に関わるすべての人たちの対話と理解がより促進されることを目的として選定したものである。

原文は、英／仏／西語で作成されており、ここでは英語版をもとに日本語版を作成した。外国語原文はOECDウェブサイト([https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/EV\(2022\)2/en/pdf](https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/EV(2022)2/en/pdf))で確認できる。

なお、原文では見出し語はアルファベット順で掲載されているが、日本語での検索を容易にするため、ここでは日本語に訳した見出し語を五十音順に並べかえて掲載した。

原本：OECD発行 "Evaluation and Aid Effectiveness No.6-Glossary of Key Terms in Evaluation and Results-Based Management" ("L'évaluation et l'efficacité de l'aide n°6 -Glossaire des principaux termes à l'évaluation et la gestion axée sur les résultats")

著作権：@2002 OECD

日本語版：@2003 OECDの許諾により外務省

アウトカム(成果)

援助のアウトプット(産出物)によって達成が見込まれる、または達成された短期的及び中期的な効果。

関連用語：結果、アウトプット(産出物)、インパクト、効果

Outcome

The likely or achieved short-term and medium-term effects of an intervention's outputs.

Related term: result, outputs, impacts, effect.

アウトプット(産出物)

援助の結果として生み出される産出物、資本財及びサービス。援助により生じた変化であって、アウトカム(成果)達成に関連する変化を含むこともある。

Outputs

The products, capital goods and services which result from a development intervention; may also include changes resulting from the intervention which are relevant to the achievement of outcomes.

アカウンタビリティ(説明責任)

事前に合意した規定と基準に従って事業を遂行したことを明示する義務。または、与えられた権限に基づく役割及び(又は)計画に照らして、実績(パフォーマンス)を公正かつ正確に報告する義務。場合によっては、事業が契約条件に一致していることを入念に、また法的にも説明しうることが求められる。

注:開発分野におけるアカウンタビリティ(説明責任)とは、定められた責任、役割、期待される実績(パフォーマンス)に従った援助関係者の活動義務、時として、資源の適切使用という観点からの義務に関し言及される場合がある。評価者にとっては、正確、公正かつ信頼できるモニタリングの報告と、実績測定結果を提供する責任をも意味する。また、公共部門の責任者及び政策立案者にとってアカウンタビリティ(説明責任)とは、納税者ないし市民に対するものである。

インパクト

開発援助によって直接または間接的に、意図的であるか否かを問わず生じる、肯定的、否定的及び一次的、二次的な長期的効果。

インプット(投入)

開発援助に使用される財政的、人的及び物質的資源。

援助関係者(パートナー)

相互に合意した目標を達成するために協働する個人及び(又は)組織。

注:パートナーシップの概念は、共通の上位目標、アウトカム(成果)に対する共同責任、明確なアカウンタビリティ(説明責任)及び相互義務を含んでいる。援助関係者には、政府、市民社会、非政府組織、大学、専門及び事業団体、多国間機関、民間企業などが含まれることもある。

Accountability

Obligation to demonstrate that work has been conducted in compliance with agreed rules and standards or to report fairly and accurately on performance results vis a vis mandated roles and /or plans. This may require a careful, even legally defensible, demonstration that the work is consistent with the contract terms.

Note: Accountability in development may refer to the obligations of partners to act according to clearly defined responsibilities, roles and performance expectations, often with respect to the prudent use of resources. For evaluators, it connotes the responsibility to provide accurate, fair and credible monitoring reports and performance assessments. For public sector managers and policy-makers, accountability is to taxpayers/citizens.

Impacts

Positive and negative, primary and secondary long-term effects produced by a development intervention, directly or indirectly, intended or unintended.

Inputs

The financial, human, and material resources used for the development intervention.

Partners

The individuals and/or organizations that collaborate to achieve mutually agreed upon objectives.

Note: The concept of partnership connotes shared goals, common responsibility for outcomes, distinct accountabilities and reciprocal obligations. Partners may include governments, civil society, non-governmental organizations, universities,

開発援助手段(インターベンション)

開発を促進するために援助関係者(ドナー及び非ドナー)が支援を行うための手段。

注:例として、政策提言、プロジェクト、プログラムなどが挙げられる。

開発目標

一つまたは複数の開発援助を通じて、ある社会、コミュニティ、グループに対し物理的、財政的、制度的、社会的、環境的その他様々な便益に貢献する、意図されているインパクト。

外部評価

ドナーや援助実施機関以外の組織及び(又は)個人によって行われる開発援助の評価。

活動

資金、技術支援及びその他の資源の投入(インプット)により特定の産出物(アウトプット)を生み出すためにとられる行動または業務のこと。

関連項目:開発援助

仮定

開発援助の進捗や成功に影響を及ぼす可能性のある要因またはリスクに関する仮説。

注:仮定は、評価自体の妥当性に影響する仮定条件と捉えることもできる(例:調査のためのサンプリング手順を計画する際の母集団の特性などに関する前提)。予期した結果の連鎖を系統立てて追跡する評価方法である「セオリー評価(Theory based evaluations)」では、仮定が顕著に示される。

professional and business associations, multi-lateral organizations, private companies, etc.

Development intervention

An instrument for partner (donor and non-donor) support aimed to promote development.

Note: Examples are policy advice, projects, programs.

Development objective

Intended impact contributing to physical, financial, institutional, social, environmental, or other benefits to a society, community, or group of people via one or more development interventions.

External evaluation

The evaluation of a development intervention conducted by entities and/or individuals outside the donor and implementing organizations.

Activity

Actions taken or work performed through which inputs, such as funds, technical assistance and other types of resources are mobilized to produce specific outputs.

Related term: development intervention.

Assumptions

Hypotheses about factors or risks which could affect the progress or success of a development intervention.

Note: Assumptions can also be understood as hypothesized conditions that bear on the validity of the evaluation itself, e.g., about the characteristics of the population when designing a sampling procedure for a survey. Assumptions are made explicit in theory based evaluations where evaluation tracks systematically the anticipated results chain.

監査

ある組織業務の改善や(組織の)価値付加を目的として計画された、独立かつ客観的な確認行為。リスク管理、統制、組織運営プロセスの有効性を査定、改善するための系統的、規律ある取り組みを用いて、組織が目標を達成できるよう支援する。

注: 通常の監査(財務監査)と実績監査は異なるものであり、前者が法令や規則と合致しているかという点(合规性)に着目するのに対し、後者は妥当性、経済性及び効率性、有効性に着目する。外部監査が独立した組織によって実施されるのに対し、内部監査は内部管理の査定を行い、事業実施部門への報告担当部門が実施する。

帰属

観察(あるいは期待)された変化と特定の援助とをある因果関係に結びつけること。

注: 帰属とは、観察された変化、あるいは達成された結果について、その原因となったものを指す。

観察された開発効果が、他の援助や(予期したか否かに関わらず)阻害要因、あるいは外的影響を考慮した上で、どの程度特定の援助、あるいは複数の援助関係者による援助行為によるものかの程度を示す。

教訓

プロジェクト、プログラム、政策の評価経験に基づく帰納的結果であり、特定の状況から抽出され、より幅広い場面に適用される。「教訓」により、準備、計画、実施というそれぞれの段階において、実績(パフォーマンス)、アウトカム(成果)及びインパクトに影響を与える長所や短所が明確になることも多い。

Audit

An independent, objective assurance activity designed to add value and improve an organization's operations. It helps an organization accomplish its objectives by bringing a systematic, disciplined approach to assess and improve the effectiveness of risk management, control and governance processes.

Note: a distinction is made between regularity (financial) auditing, which focuses on compliance with applicable statutes and regulations; and performance auditing, which is concerned with relevance, economy, efficiency and effectiveness. Internal auditing provides an assessment of internal controls undertaken by a unit reporting to management while external auditing is conducted by an independent organization.

Attribution

The ascription of a casual link between observed (or expected to be observed) changes and a specific intervention.

Note: Attribution refers to that which is to be credited for the observed changes or results achieved. It represents the extent to which observed development effects can be attributed to a specific intervention or to the performance of one or more partner taking account of other interventions, (anticipated or unanticipated) confounding factors, or external shocks.

Lessons learned

Generalizations based on evaluation experiences with projects, programs, or policies that abstract from the specific circumstances to broader situations. Frequently, lessons highlight strengths or weaknesses in preparation, design, and implementation that affect performance, outcome, and impact.

業務指示書(TOR)

評価目的及び範囲、用いられる手法、実績(パフォーマンス)の査定や分析を行うための基準、配分される資源及び時間、さらに報告すべき事項を明示した文書。「業務範囲」「評価委託」の表現も同義語として用いられることがある。

国別プログラム評価／国別援助評価

被援助国において、ドナー国または機関が担当する複数の開発援助、及びその背景にある援助戦略の評価。

訳注:単に「国別評価」と称されることもある。

クラスター評価

関連する一連の活動、プロジェクト及び(又は)プログラムの評価。

経済性

アウトプット(産出物)に無駄がないこと。

注:利用資源コストが、計画目標を達成するための必要最小限に近似しているとき、その活動は経済性があるといえる。

形成評価

実績(パフォーマンス)を改善するために行われる評価であり、そのほとんどはプロジェクトやプログラムの実施段階で行われる。

注:形成評価は、法令などの遵守程度(コンプライアンス)、法律上の要請あるいはより大きな評価作業の一部として行われることもある。

関連用語:プロセス評価

結果

開発援助のアウトプット(産出物)、アウトカム(成

Terms of reference

Written document presenting the purposes and scope of the evaluation, the methods to be used, the standard against which performance is to be assessed or analyses are to be conducted, the resources and time allocated, and reporting requirements. Two other expressions sometimes used with the same meaning are "scope of work" and "evaluation mandate".

Country Program Evaluation/Country Assistance Evaluation

Evaluation of one or more donor's or agency's portfolio of development interventions, and the assistance strategy behind them, in a partner country.

Cluster evaluation

An evaluation of a set of related activities, projects and/or programs.

Economy

Absence of waste for a given output.

Note: An activity is economical when the costs of the scarce resources used approximate the minimum needed to achieve planned objectives.

Formative evaluation

Evaluation intended to improve performance, most often conducted during the implementation phase of projects or programs.

Note: Formative evaluations may also be conducted for other reasons such as compliance, legal requirements or as part of a larger evaluation initiative.

Related term: process evaluation.

Results

The output, outcome or impact (intended or

果)、あるいはインパクト(意図的なもの、意図的でないもの、肯定的なもの、及び(又は)否定的なものを含む)。

関連用語: アウトカム(成果)、効果、インパクト

結果重視マネジメント

実績(パフォーマンス)及びアウトプット(産出物)、アウトカム(成果)、インパクトの達成に焦点を置いたマネジメント戦略。

関連用語: ロジカル・フレームワーク

結果のフレームワーク

開発目標がどのように達成されるかを説明するプログラムの論理であり、因果関係やその背景にある仮定を含む。

関連用語: 結果の連鎖、ロジカル・フレームワーク

結果の連鎖

開発援助における因果関係の連鎖のことであり、期待される目標を達成するために必要な一連の流れ、すなわち、インプット(投入)に始まり、活動及びアウトプット(産出物)に移行し、アウトカム(成果)、インパクト、フィードバックに至るまでの連鎖を規定するもの。援助機関によっては、対象範囲(影響範囲)もこの結果の連鎖の一部に含まれる。

関連用語: 仮定、結果のフレームワーク

結論

結論とは、評価対象となる援助の成功要因と失敗要因を指摘すること。特にその結果やインパクトが意図されていたものであるか否か、さらにより一般的に援助のその他の長所と短所にも注意を払う。結論はデータ収集及び分析をもとに、透明性の保たれた一連の議論を通して導き出される。

効果

意図されたものであるか否かに関わらず、援助によって直接あるいは間接的に生じる変化。

関連用語: 結果、アウトカム(成果)

unintended, positive and/or negative) of a development intervention.

Related terms: outcome, effect, impacts.

Results-Based Management (RBM)

A management strategy focusing on performance and achievement of outputs, outcomes and impacts.

Related term: logical framework.

Results framework

The program logic that explains how the development objective is to be achieved, including casual relationships and underlying assumptions.

Related terms: results chain, logical framework.

Results Chain

The causal sequence for a development intervention that stipulates the necessary sequence to achieve desired objectives-beginning with inputs, moving through activities and outputs, and culminating in outcomes, impacts, and feedback. In some agencies, reach is part of the results chain.

Related terms: assumptions, results framework.

Conclusions

Conclusions point out the factors of success and failure of the evaluated intervention, with special attention paid to the intended and unintended results and impacts, and more generally to any other strength or weakness. A conclusion draws on data collection and analyses undertaken, through a transparent chain of arguments.

Effect

Intended or unintended change due directly or indirectly to an intervention.

Related terms: results, outcome.

合同評価

複数の援助機関及び(又は)援助関係者が参加して行う評価。

注: 個々の援助関係者の評価プロセスへの協力、評価のための資源、個々の評価報告の組合せによって、さまざまな「合同」の程度がある。合同評価は、プログラム及び戦略の有効性、複数の援助関係者による支援の補完性、援助協調の質などを査定する際に生じる個々のドナーへの帰属問題を克服するために役立つ。

効率性

資源及び(又は)インプット(投入)(資金、専門技術(知識)、時間など)がいかに経済的に結果を生み出したかを示す尺度。

参加型評価

援助機関及び(受益者を含む)利害関係者の代表が、共同で評価を計画、実施、解釈するという評価手法。

自己評価

開発援助の計画及び実施関係者による評価。

事後評価

開発援助の終了後に行われる評価。

注: これは終了直後に行われることもあれば、終了後時間を置いてから行われることもある。成功要因及び失敗要因を明確にし、結果及びインパクトの持続性を査定し、またその他の援助の参考となるような結論を導き出すことが目的である。

Joint evaluation

An evaluation to which different donor agencies and/or partners participate.

Note: There are various degrees of "jointness" depending on the extent to which individual partners cooperate in the evaluation process, merge their evaluation resources and combine their evaluation reporting. Joint evaluations can help overcome attribution problems in assessing the effectiveness of programs and strategies, the complementarity of efforts supported by different partners, the quality of aid coordination, etc.

Efficiency

A measure of how economically resources/inputs (funds, expertise, time, etc.) are converted to results.

Participatory evaluation

Evaluation method in which representatives of agencies and stakeholders (including beneficiaries) work together in designing, carrying out and interpreting an evaluation.

Self-evaluation

An evaluation by those who are entrusted with the design and delivery of a development intervention.

Ex-post evaluation

Evaluation of a development intervention after it has been completed.

Note: It may be undertaken directly after or long after completion. The intention is to identify the factors of success or failure, to assess the sustainability of results and impacts, and to draw conclusions that may inform other interventions.

事前評価

開発援助の実施前に行われる評価。

関係用語: 審査、開発支援開始時の質

Ex-ante evaluation

An evaluation that is performed before implementation of a development intervention.

Related terms: appraisal, quality at entry.

持続性(自立発展性)

開発援助終了後に開発の結果から得られる主立った便益の持続性。

長期的便益が継続する蓋然性。時間の経過に伴い開発の純益が失われていくというリスクに対する回復力。

Sustainability

The continuation of benefits from a development intervention after major development assistance has been completed.

The probability of continued long-term benefits. The resilience to risk of the net benefit flows over time.

実績(パフォーマンス)

開発援助あるいは開発の関係者が、特定の基準、標準、ガイドラインに従って活動した度合い、または設定された上位目標や計画に従った結果の達成度。

Performance

The degree to which a development intervention or a development partner operates according to specific criteria/standards/guidelines or achieves result in accordance with stated goals or plans.

実績指標

開発援助の中で生じた変化を立証するため、当初の計画と比較した結果を示すための変数。

関連用語: 実績モニタリング、実績測定

Performance indicator

A variable that allows the verification of changes in the development intervention or shows results relative to what was planned.

Related terms: performance monitoring, performance measurement.

実績測定

設定された上位目標に対する開発援助の実績(パフォーマンス)を査定するためのシステム。

関連用語: 実績モニタリング、指標

Performance measurement

A system for assessing performance of development interventions against stated goals.

Related terms: performance monitoring, indicator.

実績モニタリング

プロジェクト、プログラム、政策が期待される結果に対してどの程度達成されているかを比較するために、データを収集、分析する継続的なプロセス。

Performance monitoring

A continuous process of collecting and analyzing data to compare how well a project, program, or policy is being implemented against expected results.

質の保証

開発援助の長所、価値あるいは所与の基準との整

Quality Assurance

Quality assurance encompasses any activity that

合性を査定及び改善することに関わるあらゆる活動のこと。

注：質保証業務には、審査、RBM(結果重視マネジメント)、実施中のレビュー、評価などが含まれる。開発援助の組み合わせの質及びその開発効果について査定することも指す。

指標

量的又は質的な要素又は変数のこと。これによって援助の達成度を測定し、支援によって生じた変化を明示し、または開発関係者の実績(パフォーマンス)を査定する手助けとなる簡潔かつ信頼できる手段が得られる。

受益者

本来より裨益の対象であるか否かに拘わらず、開発援助によって直接または間接的に便益を受ける個人、グループ、組織。

関連用語：対象範囲(影響範囲)、ターゲット・グループ

上位目標

開発援助による貢献が期待される、より高次の目標。

関連用語：開発目標

審査

資金拠出の決定前に、開発支援の妥当性、実施可能性及び潜在的な持続性を全体的に査定すること。

注：開発援助機関、開発銀行などでは、審査の目的は、意志決定者が、活動のために組織の資金を適切に利用しているかどうかを判断させることにある。

関連項目：事前評価

is concerned with assessing and improving the merit or the worth of a development intervention or its compliance with given standards.

Note: examples of quality assurance activities include appraisal, RBM, reviews during implementation, evaluations, etc. Quality assurance may also refer to the assessment of the quality of a portfolio and its development effectiveness.

Indicator

Quantitative or qualitative factor or variable that provides a simple and reliable means to measure achievement, to reflect the changes connected to an intervention, or to help assess the performance of a development actor.

Beneficiaries

The individuals, groups, or organizations, whether targeted or not, that benefit, directly or indirectly, from the development intervention.

Related terms: reach, target group.

Goal

The higher-order objective to which a development intervention is intended to contribute.

Related term: development objectives.

Appraisal

An overall assessment of the relevance, feasibility and potential sustainability of a development intervention prior to a decision of funding.

Note: In development agencies, banks, etc., the purpose of appraisal is to enable decision-makers to decide whether the activity represents an appropriate use of corporate resources.

Related term: ex-ante evaluation

信頼性

評価データを収集、解釈するための手法、手順、分析の質に関連したデータや評価判断の一貫性もしくは信頼性のこと。注：同様の条件下で、同様の手法を用いて繰り返し行った観察によって、同様の結果が得られた場合、その評価情報は信頼できるといえる。

正当性

当該データ収集戦略及び手法によって、測定しようとしたものをどの程度測定できるのかという度合い。

セクター・プログラム評価

特定の開発目標の達成に貢献する、一国内もしくは複数国にまたがる特定の分野における開発援助の集合体を対象とした評価。

注：セクターには、保健、教育、農業、運輸などの公共活動の目的に応じた複数の開発活動が含まれる。

総括評価

援助の特定の段階もしくは終了時に、当初見込まれたアウトカム(成果)がどの程度実現されたかを判断するための調査。総括評価はプログラムの価値について情報を提供することを目的とする。

関連用語：インパクト評価

Reliability

Consistency or dependability of data and evaluation judgements, with reference to the quality of the instruments, procedures and analyses used to collect and interpret evaluation data.

Note: evaluation information is reliable when repeated observations using similar instruments under similar conditions produce similar results.

Validity

The extent to which the data collection strategies and instruments measure what they purport to measure.

Sector program evaluation

Evaluation of a cluster of development interventions in a sector within one country or across countries, all of which contribute to the achievement of a specific development goal.

Note: a sector includes development activities commonly grouped together for the purpose of public action such as health, education, agriculture, transport etc.

Summative evaluation

A study conducted at the end of an intervention (or a phase of that intervention) to determine the extent to which anticipated outcomes were produced. Summative evaluation is intended to provide information about the worth of the program.

Related term: impact evaluation.

組織制度的開発インパクト

援助によって国又は地域が人的、財政的及び天然資源を効果的、公正かつ持続的に利用する能力を向上あるいは減退させる度合い。例えば、(a)組織制度の仕組みの明確さ、安定性、透明性、実行力及び予測可能性が向上すること、及び(又は)(b)これら組織制度の仕組みに相応する、組織の任務と能力がその権限により整合するようになることなどである。こうしたインパクトには、意図された効果と、意図されない効果が含まれる。

ターゲット・グループ

援助の裨益対象となる特定の個人または組織。

対象範囲(影響範囲)

開発援助の受益者及びその他の利害関係者。

関連用語: 受益者

妥当性

開発援助の目標が、受益者の要望、対象国のニーズ、地球規模の優先課題及び援助関係者とドナーの政策と整合している程度。

注: 結果として、妥当性の問題は、援助の目標あるいはその計画が、状況が変化した後でも依然として適切なものであるかどうかという点を問われることが多い。

中間評価

援助実施の中間段階に行われる評価。

関連用語: 形成評価

Institutional Development Impact

The extent to which an intervention improves or weakens the ability of a country or region to make more efficient, equitable, and sustainable use of its human, financial, and natural resources, for example through: (a) better definition, stability, transparency, enforceability and predictability of institutional arrangements and/or (b) better alignment of the mission and capacity of an organization with its mandate, which derives from these institutional arrangement. Such impacts can include intended and unintended effects of an action.

Target group

The specific individuals or organizations for whose benefit the development intervention is undertaken.

Reach

The beneficiaries and other stakeholders of a development intervention.

Related term: beneficiaries.

Relevance

The extent to which the objectives of a development intervention are consistent with beneficiaries' requirements, country needs, global priorities and partner's and donors' policies.

Note: Retrospectively, the question of relevance often becomes a question as to whether the objectives of an intervention or its design are still appropriate given changed circumstances.

Mid-term evaluation

Evaluation performed towards the middle of the period of implementation of the intervention.

Related term: formative evaluation.

提言

1)開発援助の有効性、質、効率性の向上、2)目標の再検討、3)資源の再分配、を目的として行われる提案。提言は結論と関連付けられなければならない。

データ収集手段

評価作業において、情報源の特定と情報収集を行うために用いられる方法。

注:例として、公式及び非公式調査、直接及び参加型観察、コミュニティ・インタビュー、フォーカス・グループ(ディスカッション)、有識者の意見、事例研究、文献資料調査など。

テーマ別評価

複数の国、地域、分野横断的に特定の開発援助を抽出したものに対して行う評価。

独立評価

(評価の対象となる)開発援助の計画及び実施の責任者からの制約を受けない組織や個人によって行われる評価。

注:評価の信頼性は、評価がいかに独立して実施されたかという点にある程度かかっている。ここで独立とは、政治的影響や組織的圧力に左右されないことを意味する。独立評価は、情報への完全なアクセスがあること、調査の実施及び評価結果の報告において評価者の完全な自主性が保たれるという特徴をもつ。

トライアングレーション(三者測定)

ある査定(アセスメント)を立証及び実証するために、3つもしくはそれ以上の理論、情報源または情報の種類、出所、分析の類型を用いること。

注:複数の情報源、手法、分析、理論を組み合わせ

Recommendations

Proposals aimed at enhancing the effectiveness, quality, or efficiency of a development intervention; at redesigning the objectives; and/or at the reallocation of resources. Recommendations should be linked to conclusions.

Data Collection Tools

Methodologies used to identify information sources and collect information during an evaluation.

Note: Examples are informal and formal surveys, direct and participatory observation, community interviews, focus groups, expert opinion, case studies, literature search.

Thematic evaluation

Evaluation of a selection of development interventions, all of which address a specific development priority that cuts across countries, regions, and sectors.

Independent evaluation

An evaluation carried out by entities and persons free of the control of those responsible for the design and implementation of the development intervention.

Note: The credibility of an evaluation depends in part on how independently it has been carried out. Independence implies freedom from political influence and organizational pressure. It is characterized by full access to information and by full autonomy in carrying out investigations and reporting findings.

Triangulation

The use of three or more theories, sources or types of information, or types of analysis to verify and substantiate an assessment.

Note: by combining multiple data-sources,

ることによって、評価者が単一の情報提供者、手法、単独の観察者あるいは理論研究による偏りを克服することを目的とする。

内部評価

ドナー、援助関係者あるいは援助実施機関の事業運営部門に対する報告を行う部局及び(又は)個人によって行われる開発援助の評価。

関連用語: 自己評価

反事実的状况

開発援助が行われなかった場合に、当該個人、組織、グループが置かれたであろうと想定される状況あるいは状態。

評価

現在実施中、あるいは既に終了したプロジェクト、プログラム、政策及びその計画、実施、結果についての体系的かつ客観的な査定のこと。目標の妥当性及び達成度、開発の効率性、有効性、インパクト、持続性の判断を目的とする。評価は、得られる教訓が被援助国側、ドナー側双方の意思決定のプロセスに活用されるような信頼性及び有用性の高い情報を提供するものでなければならない。

また、評価は活動、政策、プログラムの価値や意義を決定するプロセスであり、計画中、実施中または既に終了した開発援助の、可能な限り体系的かつ客観的な査定である。

注: 評価は、場合によって、適切な基準の定義づけ、これらの基準に照らした実績の検証、実際の結果と予測される結果の査定、及び関連する教訓の確定を含む。 関連用語: レビュー

methods, analyses, or theories, evaluators seek to overcome the bias that comes from single informants, single -methods, single observer or single theory studies.

Internal evaluation

Evaluation of a development intervention conducted by a unit and/or individuals reporting to the management of the donor, partner, or implementing organization.

Related term: self-evaluation.

Counterfactual

The situation or condition which hypothetically may prevail for individuals, organizations, or groups were there no development intervention.

Evaluation

The systematic and objective assessment of an on-going or completed project, programme or policy, its design, implementation and results. The aim is to determine the relevance and fulfillment of objectives, development efficiency, effectiveness, impact and sustainability. An evaluation should provide information that is credible and useful, enabling the incorporation of lessons learned into the decision-making process of both recipients and donors.

Evaluation also refers to the process of determining the worth or significance of an activity, policy or program. An assessment, as systematic and objective as possible, of a planned, on-going, or completed development intervention.

Note: Evaluation in some instances involves the definition of appropriate standards, the examination of performance against those standards, an assessment of actual and expected results and the identification of relevant lessons.

Related term: review.

評価結果

ひとつまたは複数の評価から明らかにされた根拠に基づいて見いだされ、事実関係を報告するもの。

評価の可能性

活動やプログラムが信用、信頼に値する形で評価される度合い。

注：評価の可能性の査定では、活動の目標が適切に定められているか、その結果が実証可能かどうかを確認するために、評価対象の活動を早期に見直すことを必要とする。

フィードバック

評価プロセスを通じて得られた評価結果を関係者に伝達することは、学習促進の観点から有益である。また評価結果、結論、提言、経験から導き出された教訓の収集及び普及が含まれることもある。

プログラム評価

特定の地球規模、地域別、国別、分野別開発目標を達成するために整理された一連の援助の評価。

注：開発プログラムとは、分野、課題、及び(又は)地理的範囲を超えて横断的に実施されうる、複数の活動を含む限定された期間内の援助のことである。

関連用語：国別プログラム／戦略評価

プロジェクトあるいはプログラム目標

意図された物理的、財政的、組織制度的、社会的、環境的、あるいはその他の開発援助結果であり、これらの実現に向け、プロジェクトもしくはプログラムが貢献することが期待されているもの。

プロジェクト評価

個々の開発援助案件を対象とする評価であり、一定の資源と実施期間内で、また、往々にして、より広

Finding

A finding uses evidence from one or more evaluations to allow for a factual statement.

Evaluability

Extent to which an activity or a program can be evaluated in a reliable and credible fashion.

Note: Evaluability assessment calls for the early review of a proposed activity in order to ascertain whether its objectives are adequately defined and its results verifiable.

Feedback

The transmission of findings generated through the evaluation process to parties for whom it is relevant and useful so as to facilitate learning. This may involve the collection and dissemination of findings, conclusions, recommendations and lessons from experience.

Program evaluation

Evaluation of a set of interventions, marshaled to attain specific global, regional, country, or sector development objectives.

Note: a development program is a time bound intervention involving multiple activities that may cut across sectors, themes and/or geographic areas.

Related term: Country program/strategy evaluation.

Project or program objective

The intended physical, financial, institutional, social, environmental, or other development results to which a project or program is expected to contribute.

Project evaluation

Evaluation of an individual development intervention designed to achieve specific

範に及ぶプログラムの枠内において、特定の目標を達成することを意図するもの。

注：測定可能な便益をもつプロジェクトの場合、費用便益分析は、プロジェクト評価の主要な手法である。便益が数量化できない場合は、費用対効果がふさわしいアプローチとなる。

プロセス評価

実施機関内部の状況、政策手段、サービス提供のメカニズム、事業実施方法、またこれらの連携状況の評価。

関連用語：形成評価

分析手段

評価に際し、情報を処理、解釈するために使われる手法。

ベースライン調査(基礎調査)

開発援助に先だって実施される現状分析のことであり、この分析に基づいて、進捗状況の査定や比較が行われる。

ベンチマーク(評価基準)

実績(パフォーマンス)の達成度を査定する際参考となる点または基準。

注：ベンチマークは、他の類似機関が最近達成した実績(パフォーマンス)またはその状況の中で達成されるであろうと推測される事柄も意味する。

メタ評価

一連の評価結果を集計することを意図した評価。また、評価の質の判断及び(又は)評価実施者の実績(パフォーマンス)を査定するための、評価の評価という意味で使われることもある。

objectives within specified resources and implementation schedules, often within the framework of a broader program.

Note: Cost benefit analysis is a major instrument of project evaluation for projects with measurable benefits. When benefits cannot be quantified, cost effectiveness is a suitable approach.

Process evaluation

An evaluation of the internal dynamics of implementing organizations, their policy instruments, their service delivery mechanisms, their management practices, and the linkages among these.

Related term: formative evaluation.

Analytical tools

Methods used to process and interpret information during an evaluation.

Base-line study

An analysis describing the situation prior to a development intervention, against which progress can be assessed or comparisons made.

Benchmark

Reference point or standard against which performance or achievements can be assessed.

Note: A benchmark refers to the performance that has been achieved in the recent past by other comparable organizations, or what can be reasonably inferred to have been achieved in the circumstances.

Meta-evaluation

The term is used for evaluations designed to aggregate findings from series of evaluations. It can also be used to denote the evaluation of an evaluation to judge its quality and/or assess the performance of the evaluators.

目的

公式に発表された開発援助プログラムあるいはプロジェクトの目標。

モニタリング

実施中の開発援助の事業運営部門や主な利害関係者に対して、目標の進捗及び達成度、配分された資金の活用状況に関する情報を提供するために、特定の指標に関する体系的に集積されたデータを用いて行う継続的な活動。

関連用語: 実績モニタリング、指標

有効性

開発援助の目標が実際に達成された、あるいはこれから達成されると見込まれる度合いのことであり、目標の相対的な重要度も勘案しながら判断する。

注: 「有効性」とは、ある活動の利点または価値を総合的に測る尺度(もしくは判断)としても用いられる。すなわち、当該援助が、持続的な方法で、制度の発展にプラスのインパクトをもたらしながら、主要な目標を効率的に達成した度合いのこと。

関連語: 効率性

利害関係者

開発援助あるいはその評価に、直接または間接的に利害を有する機関、組織、グループ、個人。

リスク分析

援助目標達成に影響する、もしくは影響要因(ログフレームでは仮定と呼ばれる)の分析もしくは推定。開発援助によって引き起こされる、人の生命、健康、財産もしくは環境への望ましくない負の結果が生じる可能性についての詳細な検査、及びこうした望ましくない結果に関する情報を提供するための体系的プロセス、並びに明確になったリスクに関し、それが生じ

Purpose

The publicly stated objectives of the development program or project.

Monitoring

A continuing function that uses systematic collection of data on specified indicators to provide management and the main stakeholders of an ongoing development intervention with indications of the extent of progress and achievement of objectives and progress in the use of allocated funds.

Related term: performance monitoring, indicator.

Effectiveness

The extent to which the development intervention's objectives were achieved, or are expected to be achieved, taking into account their relative importance.

Note: Also used as an aggregate measure of (or judgment about) the merit or worth of an activity, i.e., the extent to which an intervention has attained, or is expected to attain, its major relevant objectives efficiently in a sustainable fashion and with a positive institutional development impact.

Related term: efficacy.

Stakeholders

Agencies, organisations, groups or individuals who have a direct or indirect interest in the development intervention or its evaluation.

Risk analysis

An analysis or an assessment of factors (called assumptions in the logframe) affect or are likely to affect the successful achievement of an intervention's objectives. A detailed examination of the potential unwanted and negative consequences to human life, health, property, or the environment posed by development

る確率及び予想されるインパクトを定量化するプロセスのこと。

レビュー

定期的あるいは随時行われる援助の実績（パフォーマンス）の査定。

注：「評価」という語はしばしば「レビュー」よりも総合的及び（又は）より詳細な査定を意味するものとして使われる。レビューは実施面に重点を置く傾向がある。時折「レビュー」と「評価」が同義語として使われることがある。

関連用語：評価

ロジカル・フレームワーク（ログフレーム）

援助計画を改善させるために用いられる運用手段であり、多くの場合プロジェクトレベルで使われる。戦略的要素（インプット（投入）、アウトプット（産出物）、アウトカム（成果）、インパクト）とこれらの因果関係、指標及び成功及び失敗に影響しうる仮定あるいはリスクを特定する作業を含む。開発援助の計画、実施及び評価を促進するものである。

関連用語：結果重視マネジメント

interventions; a systematic process to provide information regarding such undesirable consequences; the process of quantification of the probabilities and expected impacts for identified risks.

Review

An assessment of the performance of an intervention, periodically or on an ad hoc basis.

Note: Frequently "evaluation" is used for a more comprehensive and/or more in-depth assessment than "review". Reviews tend to emphasize operational aspects. Sometimes the terms "review" and "evaluation" are used as synonyms.

Related term: evaluation.

Logical framework (Log frame)

Management tool used to improve the design of interventions, most often at the project level. It involves identifying strategic elements (inputs, outputs, outcomes, impact) and their causal relationships, indicators, and the assumptions or risks that may influence success and failure. It thus facilitates planning, execution and evaluation of a development intervention.

Related term: results based management

【参考資料 9】 OECD/DAC 評価の品質基準

「DAC評価の品質基準」は、OECD/DACの下部機関である開発評価ネットワーク(DAC Network on Development Evaluation: EVALNET)³⁸が「DAC開発援助の評価原則」(1991)を基礎におきつつ、パリ宣言などの近年の援助効果に関する議論の進展を受けて作成した評価の実務的指針である。各国援助機関による開発援助の評価が本基準を参照しながら実施されることにより、一定水準を確保し、合同評価ならびに評価の比較、さらに評価結果の活用が促進されることを目的としている。

本基準は約3年間の試行を経て2010年2月に確定された。拘束力はないが上記目的に基づきDAC加盟国を含む全ての開発パートナーによる活用を推奨している。

DAC評価の品質基準(仮訳)

1 最重要事項

1.1 開発評価

開発評価は現在実施中あるいは既に終了した開発介入、その計画、実施ならびに結果についての体系的かつ客観的な査定である。開発のコンテキストでは、評価はある開発介入の価値や意義を決めるプロセスを指す。

開発評価を行う際は、全てのプロセスにわたって以下の最重要事項に留意する。

1.2 自由で開かれた評価プロセス

信頼性を高めるため、評価プロセスは透明かつプログラム運営や政策立案から独立して行われる。

1.3 評価倫理

評価は、評価者のための専門・倫理ガイドラインや規定を遵守する。評価は誠意と実直さをもって行われる。委員会、評価管理者、評価者は全ての利害関係者の人権ならびに文化・習慣・信仰と実践を尊重する。

評価のデザインや実施において、評価者はジェンダー、民族性、能力、年齢、性的指向、言語ならびにその他に留意する。

1.4 パートナーシップ・アプローチ

開発のオーナーシップを高め、成果に対する相互責任を築くために、開発評価へのパートナーシップ・アプローチを評価プロセスの早期段階において体系的に検討する。パートナーシップの概念は、様々な利害関係者(政府、議会、市民社会、受益者、国際パートナーなど)が参加するプロセスを意味する。

1.5 協調とアラインメント

開発評価における協調と国家システム強化を支援するため、評価プロセスは国レベルや地方レベルの評価の計画、活動、政策に留意する。

³⁸ <http://www.oecd.org/dac/evaluation/>

EVALNET の任務は以下のとおり:

- 1)メンバー間で、また適当な場合にはパートナー国と、情報や経験の交換ならびに評価に関する協力を強化する。
- 2)DAC 及び広い開発コミュニティによる評価結果(政策・戦略・事業に関する教訓)の活用、メンバー間で実施される合同評価の促進を通じて、援助効果の向上に貢献する。
- 3)ピア・レビュー(相互審査)、開発成果ならびに援助効果などに関し、DAC 及び同下部機構に対して助言・支援を提供する。
- 4)パートナー国の評価能力の強化を推進し支援する。

1.6 キャパシティ・ディベロップメント(能力強化)

評価プロセスが開発パートナーの評価能力にもたらすプラス効果を最大化する。評価は、例えば、評価に関する知識やスキルの向上による能力強化の支援、評価運営管理の強化、評価結果に対する需要の喚起や活用の促進、説明責任や学習に関する土壌の育成などの可能性がある。

1.7 品質管理

評価プロセスの全体を通じ品質管理を行う。評価の範囲と複雑さに応じて、内部ならびに/もしくは外部のメカニズム(例えば、ピア・レビュー(相互審査)、諮問委員会またはレファレンス・グループ)を通じて、品質管理を実施する。

2 目的、計画とデザイン

2.1 評価の根本的理由と目的

評価の根本的理由、目的、用途が明確に述べられていること:なぜこの時点において評価が実施されるのか、評価がなぜ、また誰のために実施されるのか、評価は学習や説明責任機能のためにどのように活用されるのか、などが記述されていること。

例えば、以下のような全体目的が挙げられる:

- 開発政策、手続きあるいは技術の向上に資する、
- プロジェクトあるいはプログラムを継続するか否かを検討する、
- 利害関係者及び納税者に対して公的支出や開発結果を説明する。

2.2 評価の目標

評価の目標が、当該評価が何を達成することを目指しているか明確化している。

例えば:

- 結果(アウトプット、アウトカム、インパクト)を確認し、具体的な開発援助の有効性、効率性、妥当性と持続性を審査する。
- 具体的な政策、プログラムなどに関する調査結果、結論、提言を提供し、将来の事業のデザインと実施に活用する教訓を抽出する。

2.3 評価の対象と範囲

評価の範囲は、評価対象となる開発援助における、期間、消費された資金、地理的対象範囲、ターゲット・グループ、組織構造、実施上の取り決め、政策や制度に関する背景、及びその他の要素により、明確に定義される。当該援助の計画と実際の実施結果との相違について確認されていること。

2.4 評価可能性(evaluability)

評価の実施可能性を判断する。特に、当該開発援助が適切に定義され結果が検証可能であるかどうか否か、そして評価が政策立案者や利害関係者の問いに答えるための最善の方法なのかを決定する。

2.5 利害関係者の巻き込み

利害関係者は評価プロセスの早期段階から参画し、評価のデザイン(課題や評価設問を含む)に寄与する機会を与えられる。

2.6 合同評価の系統的な検討

調和化、アラインメント、ならびに効率的な援助の分業(division of labour)のために、援助機関とパートナー国は合同評価(1つ以上の援助機関ならびに/もしくはパートナー国)と共同で実施するもの)の選択肢を系統的に検討する。

2.7 評価設問

評価の目標を、妥当かつ具体的な評価設問に言い換える。評価設問は評価プロセスの早い段階で決定され、方法の開発に対し情報を提供する。評価設問は、ジェンダーや環境、人権などの横断的な課題も対象とする。

2.8 評価判断基準の選定と適用

評価では開発援助を評価するためのDAC評価基準を適用する。DAC評価基準は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性である。これらの評価基準ならびに追加的な基準の適用は、評価設問と評価の目標に拠る。特定の評価基準が使用されない場合、あるいは追加的な基準が適用される場合は、評価報告書において説明する。使用する全ての評価基準について明確な語句で定義する。

2.9 手法 (approach) と手順 (procedure) の選定

目的、範囲と評価設問により、それぞれの評価に最も適した手法と手順が決定する。評価手法の選定に関する情報を提供するために、着手報告書 (inception report) を活用することも出来る。

手順は、選定された評価手法に沿って開発される。手法には、当該評価のデザインの仕様と理由、データの収集ならびに分析に使用された技術が含まれる。選定された手法は、信頼できる証拠を使って評価設問に答える。異なる成果レベル (インプット、アウトプット、アウトカム及びインパクトを述べる目的階層を含む援助のロジック) を明確に区別する。

目的の達成を計測する指標は、SMART (Specific、Measurable、Attainable、Relevant and Time bound; 具体的で、測定可能で、入手可能で、測定対象ときちん対応しており、そして期限付である) などの一般に認められた基準に従い検証される。性別や異なるグループ (貧しい人々、取り残されたグループなどを含む) ごとのデータを示し、差異を明らかにしなければならない。

2.10 リソース

評価の目的が効果的に達成されるよう、当該評価に対して、資金、人員とレベルの点において十分なリソースが提供されること。

2.11 運営管理体制

当該評価の背景、目的、範囲及び目標に適合するよう運営管理体制を計画する。

評価の運営体制は信頼性、包括性及び透明性を保護するものである。管理は評価プロセスをまとめるものであり、日常的な意思決定の責任を負う。当該評価の規模と複雑さに応じ、これらの諸機能を一緒にあるいは別個にする。

2.12 目的と期待を明記した文書

評価の計画設計段階は明瞭かつ完全な文書のドラフト作成をもって完了する。この文書は、通常は Terms of Reference (TOR; 業務指示書) と呼ばれ、当該評価の目的、範囲、目標、使用される手法、充当するリソースと時間、報告書の要件、その他当該評価のプロセスと成果物に関し期待されていることを示すものである。当該文書は評価責任者や評価実施スタッフにより合意される。この文書は別名「業務範囲書」あるいは「評価指示」と呼ばれる。

3. 実施と報告

3.1 評価チーム

評価チームの選定に当たっては、透明かつ開かれた調達手続きをとる。

評価チームの構成は、評価手法と分野別知識を持つメンバーを組み合わせる。ジェンダーバランスを考慮し、かつ対象国/地域出身の専門家を含めるべきである。

3.2 利害関係者に対する評価者の独立性

評価者は、当該の開発援助 (政策、運営管理機能ならびに対象受益者を含む) から独立性を有する。ありうる利益相反については公明正大に触れる。評価チームは自由かつ干渉なしに業務を遂行することができる。また、全ての関連情報へのアクセス及び協力が保証される。

3.3 利害関係者の協議と保護

全ての利害関係者は (相手国とドナーを含め) は評価プロセスにおいて意見を求められ、見解を述べる機会を与えられる。利害関係者を特定・選定する基準を明記すること。

評価に参加する者の権利と福利は保護される。

3.4 与えられた時間と予算内での評価の実施

評価の目的を達成するため、適時に評価を実施し、調査結果を示す。評価を効率的かつ予算範囲内で実施する。条件と状況に関する変更は報告し、想定外の作業工程と予算の変更については説明・議論を行い、関係者間で合意する。

3.5 評価報告書

評価報告書は、対象とする読み手が容易に理解できるようにすること。また、報告書は、当該評価の目的に沿った適切な形式とすること。

報告書では、以下の要素と論点を記載する：

3.6 要約の明確さと本文への対応

評価報告書には要約を付す。要約には報告書の概要、主な調査結果、結論、提言ならびに全般的な教訓を記載する。

3.7 当該開発援助の背景

評価報告書では、以下を含む開発援助の背景について記載する：

- 政策的背景、援助機関や開発パートナーの政策文書、目標及び戦略；
- 開発にかかる背景（社会掲載、政治ならびに文化的要因を含む）；
- 制度的背景と利害関係者の巻き込み

評価では、開発援助が行われている様々な背景と、それらが開発援助の実績に及ぼす影響を特定し、価値判断する。

3.8 開発援助のロジック

評価報告書は開発援助のロジックあるいはセオリー（基本前提、援助の成功に影響を及ぼす要因を含む）について記述し、価値判断する。

3.9 情報源の妥当性と信頼性

情報の適切性を判断できるように、評価報告書で用いた情報源（文書、回答者、管理データ、文献など）は詳細に記載する。評価報告書では事例研究やサンプルの選定について説明する。その際、評価サンプルの代表性の限界について特定して記述する。

評価では情報源をクロスチェックし、データの妥当性と信頼性について批判的に審査する。

評価調査者のプライバシー及び機密を害さない程度にインタビュー対象者及び使用文書の完全なリストを添える。

3.10 使用された評価手法の説明

評価報告書では、評価手法とその適用について記述、説明する。アウトカムとインパクトの価値判断にあたっては、成果への帰属あるいは貢献について説明する。また、評価で直面した如何なる制約も、それに起因する当該評価（評価の独立性及び公平性を含む）への影響とともに確認する。さらに、データの収集及び分析に使用された方法と技術についても詳述し、手法の選択理由及びその制限や欠点についても説明する。

3.11 分析の明確さ

評価報告書では、調査結果、結論、提言、教訓を別々に、明確で論理的な区別をもって記載する。

調査結果はデータの分析から論理的に導かれ、結論を裏付ける明確な証拠を示さねばならない。結論は調査結果と分析から具体化する。提言と教訓は論理的に結論から導かれる。分析の背後にある仮定も明示する。

3.12 評価設問への回答

評価報告書では、当該評価のTOR内で詳細に決められた全ての設問及び情報ニーズに回答する。これが不可能な場合は、その理由と説明を付す。評価チームが十分に設問（分野横断的な課題を含む）を吟味したか、そして評価の目的を達したかどうかを読者が判断できるように、元の評価設問を（何か訂正事項があればそれら全てと併せて）報告書中に記載する。

3.13 変更と評価の制約に関する確認

評価報告書では、プロセス、手法或いはデータの制約について説明し、妥当性と信頼性について議論する。自由で開かれた評価プロセスに対する障害があり調査結果に影響を及ぼした可能性がある場合には、報告書で述べる。評価対象の計画内容と実際の実施内容、成果品との齟齬については漏れなく説明する。

3.14 評価チーム内における意見の不一致の容認

評価チームメンバーは特定の判断や提言について異なる意見を持つ機会が与えられる。チーム内において合意されなかった意見の不一致については報告書に異なる意見を記載する。

3.15 利害関係者の意見聴取

利害関係者は報告書ドラフトにコメントする機会が与えられる。最終報告書では、これらのコメントを反映し、特筆すべき見解の相違については全て記載する。そのうち、検証可能な事実に関する相違については、評価者が調査し、必要に応じて修正しなければならない。また、意見や解釈の相違の場合においては、参加者の権利と福利を阻害しない範囲内で、付属文書あるいは脚注の中で利害関係者のコメントを字句どおりに記録する。

4. フォローアップ、活用と学習

4.1 適時性、妥当性と評価の活用

評価は対象ユーザーのニーズにこたえるべく設計、実施、報告される。評価が目指す学習と説明責任の目的を達成できるよう、結論、提言ならびに教訓は、明確かつ適切、的確かつ実施可能である必要がある。評価は適切な時期に完成させ、評価結果の最大限の活用を図る。

評価結果は、全ての開発パートナーが容易にアクセスでき、対象とする読者に広く読まれ、評価からの学習効果を最大化するよう、体系的普及と保管ならびに管理を確実に担保する。

4.2 提言への体系的対応とフォローアップ

提言については体系的な対応をとる必要があり、個別の提言について対象となった人/組織による措置がとられなければならない。これには、正式な管理対応とフォローアップが含まれる。合意されたフォローアップ措置は追跡確認され、実施に係る説明責任を確保する。

4.3 普及

評価結果は利用しやすいフォーマットで提示され、内部ならびに外部に向けて体系的に配布され、学習やフォローアップ対応、透明性の確保のために活用される。当該評価が提示する教訓を考慮し、より広い開発コミュニティにおける追加関係者を特定して働きかけることにより、関連調査結果の活用を最大化する。